

表、登報公告、並一面擬訂辦法、分別處置、本自決之精神、爲外交之後盾、庶寒敵膽而收後效、胥在此舉矣、等因、本會開會討論、僉以抵制日貨、人有同心、潮流所趨、已徧全國、我贛雖居腹地、何至獨讓入先、茲經公同議決、凡以先辦有日貨之家、不能不以成本爲重、其未經裝運來省者、即須刻日運齊、以清界限、縱或舟車有所不便、發生障礙、亦應設法轉運、方免跡涉嫌疑、討論結果、決定運貨日期、至遲以陽歷五月二十五日爲限、幸毋自誤、諸君愛國心理相同、當不河漢斯言也、南昌總商會通啓。』

第二十一節 長沙

第一項 三月二十九日の市民游行大會

三月二十九日旅大回收の事に由り、長沙の各學校各工團等共に市民游行大會を舉行す、是日午前十時教育會に參集する者、小學二十四校、女學十二校、專門學校共總て三十餘校に達し、之に二十二工團を加へて人數約一二萬と註せらる、奏樂裡に開會、先づ主席李某開會の主旨を報告す、曰く。

旅順大連は此れ前清光緒二十四年頃日本が日露戰爭に乗じて強て租借繼承したる者、蓋し原中露條約は二十五ヶ年を以て租借期限と爲す、現に本月二十六日を以て期限滿了せり、即ち日本は當然我國に還付すべきものなり、然るに日本は中國の通牒を返回し且つ還付を拒絶せり、故に特に游行大

會を舉行し並に二十一條を否認する所以なり云々。

語畢るや、隊伍を整ふて出發す、「收回旅大運動、湖南市民游行大會」と大書せる一大旗隊前に押し樹て、繼で兩小旗之に従ふ、一面には「取消二十一條」一面には「打倒日本帝國主義」と認めたり、次で軍樂隊、小學、女學、中學、專門學校、工團の順位にて、又一村轅門に進み北正街に上りて北門に出づ、日本領事館前に至るや、代表段象堯、劉少其等警告書を呈出し且つ來意を宣ふ、日領事謂ふ、此事一時に解決し得べきものにあらず、亦要求する各條に對しては予として贊否を確答するに不便なりと、代表遂に辭し去る、適々前隊既に大西門に達し、後隊尙ほ東嶽宮邊に在り、旌旗高く風に臨て飛揚す、「旅大回收」「二十一條否認」「帝國主義破壞」の聲全街に震ふ、適々筆業公會藝徒黎克明なる者日本領事館門前に停立して傍觀し居りしが、該館門衛忽ち門を鎖つる際過て該藝徒の額部を傷け流血止まず、羣衆之を觀て異常に憤慨し即時前進を停止す、代表等の再三勸告に依り始めて前進を繼續す、旋て代表二人交渉司を訪ひ負傷事件を報告し、交渉一切を楊司長に委し、次で米領事館を訪ひ該領事と會見して此次の游行主旨を説明し、且つ該國政府に援助を要求すべく該領事に電告あらんことを懇請す、米領事曰く『鄙人は君等の要求に對し極て同情を表す、政府への報告は當然承諾すと雖も援助如何に至ては政府の訓令を俟て始て措置するを得べし、鄙人は外交官たるが故に主張に便ならず』と、代表等亦曰く『敵國國民は此事を以て生死問題と見做し、此次の決心は目的を達せずんば已まず、但

し日人素と強權を恃て公理に據らず、萬一決裂せば是れ東亞の平和を破壊する者は彼に在て我に在らず、貴國は爾來世界平和を熱望し、公道を主張せんことを請ふ」と、米領事答て曰く「此問題は一朝一夕に解決し得べきに非らず、尙ほ貴國に強力の政府あれば勝利疑ひなきなり、若し現在の政府の如くんば目的を達するに容易ならず、唯政府に對しては國民監督を要す、他日中國の能く改良革新するに否とは一に諸君の努力如何にある而已、諸君等は永遠に忘ること無く猛力進行して萬一時の感情に激動すること無きを希望す、斯くの如くんば余は敢て斷言すべし英佛各國は必ず起て援助すべし、獨り一米國のみ然りとなさず、否らざれば列國に援助の誠意あると雖も亦多く効力無きなり、現に巴里講和會議、華府會議の如きは中國に對して利益無かりしと言ふべからず、然共中國竟に條約を履行する能はざるにあらずや、兎に角我政府に向て援助を要求する一事に至ては余の出來得る範圍に於て盡力怠らざるべし云々」各代表稍然として辭し去る、繼で獨領事館を訪ふ、獨領事要務多忙の爲め面會を拒絶す、更に河を渡り英國領事館を訪ふ、該領事云く「此次の交渉問題は全然我が事に關係を有せず、直接日本領事に向て交渉して可なり」と、援助要求は愚か、公文書の接收すら拒絶せられ、大不始尾にて早々退去せり、旋て游行隊の省長公署に至るや、亦代表二人を派して署内に入る、適々趙省長外出、李秘書長接見し、代表より今日の游行理由及び沿途情況を陳述せり、而して午後三時に至り始て教育會に歸りて散隊式を宣告すと云ふ。

茲に該游行大會の名義にて日本領事に宛てたる警告書及び各國領事への通告文を載録すれば下の如し。

(一)日本領事宛警告書 爲警告事、民國四年五月二十五日中日兩國所締之二十一條及換文、係貴國政府以哀的美敦書、威嚇利誘我國總統袁世凱簽定私約、並未經我國會通過、我國民自始即一致反對我政府、事後亦聲明被迫簽約、礙難遵守、我巴黎華會代表亦曾一再宣言否認、本年參衆兩院一致表決無效、復經北京政府照會貴國正式否認、並提議接收旅大在案、乃貴國政府固執傳統世襲之侵略政策、違反華會九國協定之原則、不惜破壞東亞和平、竟敢漠視我國民之公義、拒絕我否認之二十一條之照會、復牒傳來、五億國民、同深憤恨、敝省人民、特於本日舉行反抗帝國主義之羣衆大示威運動、公決根本否認二十條、誓死收回旅大、茲以書面切懇貴領事轉達貴國政府、及早覺悟還我河山、否則我國民爲自衛起見、決採必要對抗手段、特此警告、此致日本國駐湖南領事、收回旅大運動湖南市民游行大會啓。

(二)各國領事宛通牒文 某領事閣下、旅順大連租借期滿、日本政府有依約交還中國之義務、乃該政府藉我叛國總統袁世凱簽訂之護符、以圖抵賴、實有損日本國家之信用與日本國民之體面、尤於中日兩國之邦交與遠東和平之局面、大有妨礙、吾人誓死反對、切望貴領事扶持正義、表同情於最愛和平之中國人民、轉呈貴國政府、竭力打破外交界之陰謀殘酷壟斷的政策、茲派某某代表全體市民、前來謁

見、乞賜接洽、用特附聞、專此敬請鈞安、收回旅大運動湖南市民游街大會啓。

第二項 國恥紀念游行と對日經濟絶交公約

五月七日、長沙にも亦湖南外交後援會の發起にて國恥紀念游行會を舉行されしあり、游行中日本領事館前に於て勞働者と警官との間に烈しき格闘の開始されたるも、該外交後援會の仲間調停に依り漸く靜論に了りたり、上海日報(長沙發七日特電)は當日の暴行狀況を掲載すること次の如し。

七日は各界共に五七國耻記念運動に参加し各機關に請願書を出した、湖南政府は豫め該運動に注意してゐたが示威行列が我領事館附近を通過した際、一部の勞働者は當日監視のため派遣された支那巡警に對し暴行を加へ、警戒線を破り日本領事館の門を破壊して館内に亂入投石して窓硝子を破壊し、尙巡警を追跡せんとしたのが仲裁者があつて引上げた、併し館員には負傷者はなかつた、支那官憲はこの報を得て直ちに軍隊を派遣し行列の一部を解散した、この日警察は邦人の大商店及び有力者に對しては警戒を嚴にした爲め、幸ひに大事件を見る迄には至らなかつた。

却說此次の騷擾起因を究むれば皆悉く對日感情の激發より胚胎せるものなりとて、該後援會の排日態度愈々惡化し來り、連日許多の學生商人を聚集して對日經濟絶交策に就き討議を重ねつゝありしが此程聞く所に據れば該會の討議せる結果、對日經濟絶交公約なる者宣布されたるが如し、即ち左の如

し。

第一條 本公約は湖南外交後援會の對日經濟絶交公約大綱に根據して之を規定し。

第二條 凡て日貨を取扱ふ商店は即時上海漢口等各莊客に電告して一律に其取引を停止すべし。

第三條 各界は本公約宣布の日より各埠日本商店に向て日貨を購買するを得ず。

第四條 本公約宣布より半月後再び日貨を輸入するを得ず。

第五條 各商店にして買約濟未着の日貨ある時は即日當地國貨維持部に報告して登記し置くべく該貨到着を俟て其荷送狀を提供して本公約宣布以前の購入に係ることを確證し調査員の検査を経たる後始て引取を許可すべし。

第六條 各商店は即日各莊客に電告して以後の買入貨物には充分の注意を爲し決して變裝の日貨を以て欺瞞し輸送せしむるを得ず。

第七條 各商店は詳細なる現存日貨表を作製し同業公所に提供し同公所より之を當地國貨維持部に届け置きて其繼續發賣の承認を経べし。

第八條 本公約宣布の日より如何なる物品を問はず絶對に日本汽船に搭載するを得ず。

第九條 各工場及び各學校に於て購買すべき原料が確に他貨の代用し得すと認めたる場合は即日其需用する日貨を證明列表して當地國貨維持部に届け出で審査の上事實なるを確めて後認可證を給與す

べし而して調査の際誤解を免がるを得。

第十條 本公約に違背したる者は重は之を提究し輕は之を處罰すべし。

第十一條 各縣各埠は均く此約に照して之を處理す。

第十二條 本公約は外交後援會幹事局主任會議の通過を経て之を施行す。

第十三條 本公約にして尙ほ不備の點ある時は本部幹事五分の三の提議、五分の四の通過を経て幹事局主任會議に交付し之を修改すべし。

第三項 長沙事件と各處來電

六月三日俄然當地新聞報(支那紙)は一日發長沙電を掲載したり、曰く。

一日午前十一時頃學生江岸に在て日本汽船に搭乗する中國人客に對し亡國奴印を背上に捺印せんとして、水夫の爲めに歐傷されし者二人、午后一時頃他の一日船が日本水兵を呼で發砲せしめ兇澤學生一人、青年會員一人、通行人二人を擊殺し、受傷者三十餘人、尸體江岸に陳列す、慘狀觀るに忍びず、觀者極て衆く、傷者は紅十字會に送て療治し、外交後援會は緊急會議を召集して市民游行大會を開かんとしつゝあり。

又同紙別載の長沙發電には左の如き情報を齎したり。

一日正午市民日船武陵丸の搭客を檢査し背上に亡國奴の印を蓋捺す、日本龍田艦水兵上陸して發砲市民を驅逐す、發彈百數十發、流彈横飛、王煥廷一名、幼年生黃漢卿一人を擊斃し、重傷瀕死七人、輕傷三十餘人あり、市民午後七時教育會に集り、尸を昇て痛哭游行す、日人多く武陵丸に逃入し、江心に轉錨して敢て上陸せず、全城沸鼎、通行人の劣貨を所持する者皆悉く破毀せらる、晚九時省長署に至る、趙恒惕、李劍農、楊宣誠自ら出て驗屍せり、楊は謂く死を誓て力爭し免官敢て措まざと、市民高號す、省長の回答を請ふ、趙曰く此案重大なり必ず極力交渉に衝るべし、人民は秩序を守りて口實を貽る無きを希望すこ、市民教育會に歸て解散す。

毎度ながら支那側の報道は我に有利なる如く事情を捏造するは常例なり、更に一日長沙發ルータ電を掲載すれば次の如し。

武陵丸の荷役が妨害された事實に依り日本砲艦一隻より水兵を上陸せしめたるに、羣衆は之に對し投石したるを以て水兵之に發砲し三名を殺し六名を傷つけた。

尙ほ二日午后四時、當地日清汽船會社宛漢口支店より、長沙に於ける武陵丸に對する支那人の暴動事件が報告されたり、其電文に據れば。

六月一日武陵丸長沙に入港に際し、排日團體碼頭に羣集し投石亂暴したるより、伏見艦より陸戰隊上陸、警戒中の處支那兵士を混へたる羣衆襲來したため、陸戰隊は實彈を以て之に應戦しつゝ軍艦に

退き水兵二名の輕傷者を出した。漢口駐在警備中であつた軍艦「安宅」は昨日午後二時長沙に向け急航し在留民保護に當たつた。

是に就て日清汽船山中助役は語りて曰く。

この事件に付いては別に詳報も來て居ない事とて御話する事もないが漢口支店よりのご同様の電文が軍艦安宅からも來てゐる、勿論事實の事は確であるが未だ現場長沙の當社支店からは何等報告がない、思ふに是は支那排日團體が支店を閉鎖して通行を遮斷し電話電信すらも受理しない結果報告する術の無い爲めと信じられる、當社は直に領事館に事情報告しておいたが、二日午後漢口に駐在警備中であつた帝國軍艦淀は命を受けて長沙に向け秩序維持在留民保護の爲め急行したと云ふ電報も入つた。(三日上海日々新聞所載)

又最後に二日漢口發東方電は左の如き情報を齎したり。

長沙來電六月一日日清汽船武陵丸長沙入港に際し、排日團碼頭に羣集し來り亂暴狼藉甚しき爲め、軍艦伏見より水兵上陸し警戒中、支那兵を混じたる羣衆は我水兵に向つて攻撃し來れるより、我水兵は衆寡敵せず應戦しつゝ軍艦に退却せり、此の際我水兵二名負傷し支那羣衆に死傷三名を出せり、目下日清汽船碼頭は支那軍隊にて警戒し居るものゝ如し、軍艦安宅は本日午後長沙に急行せり。

以上數電を綜合すれば、日本側と支那側に於て最早該事件の出發點に相違する所あるを見る、彼は

伏見艦上陸隊の發砲を以て挑發的行動なりと報道し、我は之を以て正當防衛に出でたりと報道せり、蓋し第三者たるルータ電は電文甚だ簡なれども其報道する所は日本側と同一轍に出たりしに見て、頗る人意を強ふするに足るべし、日頃日本及び日本人に對し好感を持せざる在支英米人すら此項勃發せる該事件に對しては眞摯なる同情を表するに見ても、即ち曲彼に在て我に在らざるは歴然たる而已、最後に四日北京發東方電を掲載して此項を結ばんとす、并は該電は我公使館より國內外に發表されたる長沙事件真相なりと思惟し得べければなり、即ち下の如し。

長沙に於ける排日運動は日本側數次の要求に拘はらず、同地官憲の取締り緩漫なる爲め排日の手段は近時益々露骨となり、日本汽船及び商店への出入を妨害する等不法の行爲を爲して憚からざるに至り居りしが、六月一日武陵丸が長沙に入港せんとするや、其前夜排日團は大規模の妨害を爲さんと計畫しつゝある事を探知し、實情視察の爲め領事館より館員三名を日清埠頭に派し、一方在港中の軍艦伏見よりも約十名の水兵を武装せしむること無くして上陸せしめ、萬一に備へ居たるに、排日團の羣衆及び取締りの爲め現場に在りたる支那兵數名は、我水兵及び現場に居たる日本人に投石し遂に支那兵は銃を水兵に擬するに至りしを以て、軍艦よりは應援の爲め武装兵約十五名を上陸せしめ彼我對峙の形勢に在りしが、羣衆は益々投石接近し來り危険を感ずるに至りしを以て、少數なる水兵側は自衛の必要上空砲を放てり、然るに其空砲なることを察知せる羣衆は、猶ほ進んで水兵に接近し其銃を奪

はんとするに至りしを以て、水兵は遂に發砲の止むなきに至り、死者二名負傷者數名を出だせり、伏見艦長は事件の一層擴大するを顧慮し、領事館及び軍艦間の聯絡の爲め數名の水兵を残したる外水兵全部を軍艦に引揚げしめたるが、羣衆は依然日清碼頭に集合して舉動不穩なり。

第四項 長沙事件と日支官憲往復書

支人の所謂六一慘案即ち長沙事件の勃發以來、支那側は無理にも非曲を我に嫁して、反て我に對し逆襲的態度に出づること實にうたてけれ、今彼等の吠號する所を聞け、曰く「六一慘案發生後、日人は私の理正く氣壯なるを見て堂々我と應酬するを肯せず、乃ち其卑劣無恥の狡謀を運用し、一面意を該國兵士商人に授け種々釁を挑け、事情を擴大ならしめ以て藉口する所有らんとし、一面我に向て無聊の交渉を構へ事實を捏造し是非を顛倒す、又種々嚇詐の辭を爲す、其意は我政府の口を緘し吾が國民をして發展の餘地なからしめんとするにあり」と、我の彼に向て言ふ可きを、反て彼より我に之を言へり、如斯、舞文曲筆を弄するは支那人一流の茶碗事なりと謂ふべくも、平々然之を藉りて排日宣傳の唯一材料に資せんとすること、實に嘆すべき哉。

却説、茲に該事件に對する日支官憲の意向態度を探究するに於ては自ら其真相の一端を窺知するに足らんか、即ち六月十五日我が長沙領事田中莊太郎氏より湖南省長趙恒惕氏に致したる正式通牒文、

及び二十一日趙省長より田中領事に致したる正式回答文を左に記載す。

(一) 湖南趙省長宛正式通牒文(時報所載)

(前略)、本月一日、日清汽船會社武陵丸の入港する時、帝國軍艦伏見號の取れる行動に關して、迭々貴方より善後處置を要求せらる、當方に在つても亦慎重の調査を爲すべし、且つ事體重大なるに鑑み現に政府に請訓しつゝあり、唯此事の結果に付きて茲に僅に敝領事等に由り左の陳述を爲して以て閣下の反省を冀ふなり、伏見艦自身に就て之を觀れば、是晨武陵丸入港の際排日運動に熱狂する湖南外交後援會及び學生團等が先夜より已に搭客の昇降苦力の荷役ある時大規模の妨害を加へんとする計畫あるを接聞せり、當方は實際狀況を監視する見地よりして本館は館員數人を派遣し、伏見艦は其指揮官に由り徒手水兵を統率して上陸せしめたり、是時各團體の人々及び該團體等に附和する貴國民衆は已に現場に殺到して武陵丸入港の前後又本國商戴生昌汽船會社の芥航丸適々出港せんとする時に當り該團體等は兩處に分れ、即ち武陵丸に對しては搭客の上陸を妨害し、芥航丸方面に對しては切符賣捌處に侵入す、更に一部分の群衆内には貴國巡警の加入して搭客の上陸を禁阻するあり、彼輩の行動は極て忌憚する所無しと雖も、然其本館々員及び水兵等の監視毫末も其態度を變せず、時を閱する久からずして復た戴生昌汽船金陵丸の入港する有り、僅か一搭客の上陸する際學生風の者數名來りて該搭客を取り圍み之を歐打し之を詈罵す、其時一水兵有りて此等慘狀を默視する

に忍びず、遂に平和的手段を以て之を制止したるが、計らざりき一學生の來つて該水兵を歐打しければ、群衆は覺端已に開かれしと見たりけん、即ち水兵の身邊を圍繞し投石歐打至らざる無かりき之がため水兵方面にも亦多少の負傷者を出だせり、其時貴方より派遣されたる軍警等は此等現狀を目撃しながら唯銃を肩にして呆然觀傍する面已毫も取締を爲さざりき、更に部屬不明の貴國兵十三人有り、現場の本國人、本館々負及び水兵指揮官等に向て突撃(肉簿)し來り、其小銃ピストルに實彈を込て忽ち射撃姿勢を取れり、當時若し其現狀を放任せんか、群衆は本國人及び日清戴生昌兩會社の財産に對して如何なる危害を加へたるやは亦豫測し難きなり、且つ水兵は其本身を自衛する必要上不得已武裝を帯びざるを得ざりき、何ぞ知らん群衆は水兵の武裝せるを見て反て其人勢の衆多なるを恃みて湧然前に進み石を投じて已まず、水兵此に至て不得已始て空砲を放て威嚇を試みたるが何等效果なかりし而已か、羣衆の一部は一水兵に迫て其銃を奪取せんと欲す、此等の行爲は暴徒と目せざる能はず、實に武力を以て鎮壓するに非らざれば全兵員の生命身體を保全する能はざるに立ち至る、水兵等此に至て始て實彈を射撃し銃劍を以て防禦す、而して兵員等は群衆の懼怯せる機會に乗じて立ち所ろに歸艦せり。

以上各節は當時の事實に就て詳細陳述せる者に係れり、若し當方兵員の取れる行爲にして貴國の群衆中に死傷者の生じたる事有りたりとせんか、是れ則ち無節制無取締の結果、群衆の襲撃する所となりたるに對し、正當防衛上不得已の手段に出でたるものにして、其責任は全然我れに在らざる而已ならず、且つ此事件を惹起したる原因に溯及せば、敵領事等屢々文書を以て直接清聽に上達せることあり、即ち本年四月當地に組織されたる湖南外交後援會の如き、此等團體は常に世界に其類を見ざる而已ならず、且つ貴省憲法に於ても亦容認し能はざる所のものなり、而も彼等は公然條約違反の經濟公約及び施行細則を以て世に廣告せんとす、並に此等公約に依頼して其破壞的行爲を逞ふす、學生團等之に附和雷同して其暴行日に擴張するを見たり、本館屢次取締を要求せりと雖も、而も貴省政府は之を無理に置き、反て謂ふ、此れ愛國心の表現なりと、民意尊重の名を藉りて毫も取締を加へざりき、甚しきに至ては直接地方取締の責を負ふべき警察官憲にして尙ほ此等運動に参加したりし事有り、其證迹顯然として議論すべき餘地無きなり、是れより民衆運動の放姿増長して底止する所無く、終に此次伏見事件を誘起するに至る、責任は全然貴省政府に在て自ら言ふを待たざるべし、圖らざりき、閣下は該事件の本體に關して精確の調査を予へず、亦貴省政府の責任に顧及せず、竟に輕率にも伏見艦行動の不法なりと断定し、當方に反對して不要求を提出す、更に基礎錯誤の判定を以て當方に誣ゆる而已ならず、遍く北京政府、各地方官吏、諸團體及び各外國使臣に通告せり、一省最高權を有する人にして其舉措此の如し、敵領事等實に深く惑ふて解けざる所の者なり、然共在華諸外國新聞の批評を披閱するあれば、思ふに閣下尙ほ反省の餘地あるべし、是に於

て敵領事等は上官の命を奉じて本案の事理を釋明し以て閣下の反省を促すなり、尙ほ冀くば閣下の曩に採取する所の舉措に於て此時翻然改圖あらんこと切望す、茲に查明考慮して迅速に回答あらんことを冀ふ。

再伸本案に對し伏見の取る所の措置公正なることを證明す、特に國際法規、軍艦外務令第二十三條を摘録して左の如く參考に供すべし。

「第二十三條 指揮官は帝國臣民の生命自由又は財産に對し非常の危害を被りて其所在國の政府が保護の責任を盡さず當方の兵力を除きて他に保護の途無しと認むる時に於ては其兵力を用ふるを得」

大正十二年六月十六日

在長沙大日本帝國領事田中莊太郎

大日本帝國海軍首席指揮官梅田三郎

(二) 田中領事宛正式回答文(時報所載)

(前略) 伏見軍艦市民慘殺事件に關しては既に各方面の調査を經、並に事體重大なるに鑒み、一面政府に請訓せるは自ら必要の辦法なるに係る、唯來函申叙の結果を細釋するに、措詞専ら一方面に就て論議されたるの嫌あり、特に當日の事情とは多く相符せざる而已ならず、即ち事件結果の重大なる

に依り當方の要求に對して幾ど抹然して顧みざらんと欲す、本省長斷じて承認し難きなり、茲に當方の所見及び各處の情況報告に據りて特に之を詳述せんことす、六月一日清晨、交渉司は商埠警察署の報告を得て、貴國軍艦伏見水兵の上陸せるを知る、河岸一帶には學生の演說有りて群衆之を傍聽しつゝあるより、誤解發生せんことを恐れ、直に署員を派して視察せしめんとする際適々貴領事の派遣したる小澤館員司署に來りて、學生の舉動を取締れとの要求ありたり、即ち交渉司長の請に依り軍警を現場に派して防護を加へり、一面科長鄧承暉を派して小澤館員と會同の上其事を處置せしめ、一面貴領事に電告して日本居留民保護の責任を負担すべく聲明したり、而して先づ軍艦を撤去して事端發生を免がれんことを請へり、旋て鄧科長の歸署して報告する所に據れば、河岸日商碼頭一帶には未だ學生に如何なる舉動あるを見ず、唯演說團の尙ほ數所に在り、觀衆亦甚だ多く、伏見艦の徒手水兵十餘名各處に分立するに過ぎず、此水兵の上陸は甚だ相宜しからず、民衆と相接近するより或は誤解の惹起せんことを恐れ、小澤館員と安商の上即時水兵を撤退せしめ、學生等も亦解散して事無きを得たりと、圖らざりき、時を閱すること久しからざるに、各警察署より頻々電話あり、謂く日兵發砲して市民を擊斃し秩序頗る亂ると、交渉司長報を聞くや、一面貴領事に電告し、一面現場に馳て調査せり、但し死傷多きを見る、血肉狼籍、厥狀況甚だ慘憺たり、且つ死傷者を驗するに、多くは職工商人或は年幼童子に係り、而も彈丸多く後方より入る、而して倒斃せる場所は

又皆な日商租地以外に在り、是れ當時の情況なり、確に伏見艦水兵の衝擊し追殺する所、事跡顯著なり、嗣て商埠警察署の報告に據れば、本日清晨、多數の學生汽船搭客に干涉する有り、且つ日艦水兵の上陸する有り、雙方官憲の勸告に依り兩方均解散して相共に平穩無事に了りしが、料らざりき、日清碼頭欄門外には尙ほ多數の觀衆あり、日艦兵復た上陸して監視するあり、且つ通行人を驅逐して學生と衝突せり、免澤中學生陳寅、青年會員倪志仁均く負傷す、群衆更に混亂を極め、無知の幼童其中より投石す、日兵乃ち日清碼頭の欄門を閉鎖して交通全く斷絶せらる、群衆尤も多く、日兵は群衆の欄門を破りて闖入するを恐れ、乃ち武装兵の上陸するを見る、先づ空砲を放て威嚇し次で又實彈を放て立ち所に市民二人を斃し、重傷者亦多くを出す、死傷者を驗するに均く欄外に在り、實に未だ日清碼頭構内に入らざりき、該艦兵の武装して上陸し、檀りに市民を擊斃せしは實に人をして驚倒せしむるに足れり、現在群情の憤激已に極點に達す、嚴重交渉を開き以て人命を重んぜよ云々、當日各處所報の情況を綜觀すれば、來函所述の各節に證據する如く、當時學生及び群衆は未だ日商租地内に一步だも入れし形迹無きなり、所謂大規模の妨害計畫なる者確に事實を成さざるなり、貴方の誤聽危言、輕舉妄動たるを見るに定るべし、最初伏見艦の水兵を上陸せしむるや、雙方派員の妥商處置せるに拘はらず、何を以て伏見軍艦は依然再び水兵を上陸せしめて往來通行の要路に駐守し、而も通行人を驅逐し、卒に民衆と接近して衝突するに至る、縱令民衆の散じて復た

聚まる有るも、貴方は仍ほ電話を以て當方に通知すべきなり、然れば互に人員を派し重ねて處置するの余地ありき、況や其時當方の軍警尙ほ現場に在て彈壓を行ふ、決して何等暴動あるに至らず、若し他虞ありとするも、華官能く責任を負ふべきなり、該艦兵武装して陸に上るは己に公法を蔑視するの不法行爲と爲す、而も今次事端發生せし起因は、實に該水兵が最初學生陳寅、倪志仁を毆傷せるに胚胎するなり、民衆は激怒し、幼童石を投せしは亦此時に在り、來函僅に謂ふ、該水兵は學生の日船搭客を歐言するを見るに忍びず進で之を制止せるに因り事端遂に開かれたるなりと、而も該水兵の最初兇暴を逞ふせるに對しては故意に之を掩飾するの嫌あり、縱令來函所述の如くなるも此れ華人間の衝突に係り本國軍警の制止を待つべきものなる而已、濫りに貴國水兵の干涉を要せざるべし、然るに該水兵は竟に干涉を加ふ、群衆の激怒せしは怪むに足る無し、乃ち該水兵已に釁を挑す、尙ほ直に歸艦せずして更に旗號を以て陸戰隊を召し、上陸して發砲し、遂に慘殺の結果を醸成せり、來函には尙ほ正當防衛に藉口して公然無責任なるを主張す、實に駭異に堪へず、甚しきは現場警戒の巡警に對して運動に参加せりと強稱す、又謂く部屬不明の華兵有つて貴國臣民に對し銃を以て相擬せりと、更に謂く、羣衆の一部が伏見水兵の銃を奪はんとせりと、殊に軍警の現場を警戒せるは即ち紛事を鎮制せしめんが爲なり、誣ふるに運動参加を以てす、豈に情理に適ふものならん哉、華兵若し銃を以て相擬する事ありとせんか、何を以て伏見艦陸戰隊が發砲射撃する際に當り

華兵敢て應撃せざりしか、且つ華兵には符號、領章、標記、團營號數を佩有せざるは無きなり、然るに來函には部屬不明を謂へり、其語極て曖昧含糊なり、其事實に非らざるは辨明を俟つ無きなり、羣衆の一部が其銃を奪はんとせりとの一語に至ては、當方再三再四調査を重ねたれども、今尙ほ之が證據を發見する能はず、殆ど貴方揣度の詞と爲す、來函又謂く、伏見兵員は指揮官に統率せられて上陸したるものなりと、是れ此慘劇は専ら貴國の有責將官に由り行動を命令したる而已、横恣殘殺、實に曲解の辭無きに屬す、今貴方は當方の事前の聲明及び事後の處置に對して悍然顧みず、即ち伏見艦兵の武装し上陸して此慘殺案を醸成せりと曰はすして、反て羣衆運動が伏見事件を誘起せりと謂ふ、黑白を紊亂し是非を顛倒するは深く貴領事の取らざる所と爲す、本案の事體重大なるは實に近來未有の事變と爲す、當方の現實情況を以て本國京各外各處に通告するは是れ内部問題なるが故なり、敢て貴領事の與り知る所に非らず、駐華各國公使に對しては本省政府今に至るも尙ほ何等通告せし覺無きなり、貴領事任意に之を誣稱す、是れ何の用意ぞ、又迭々台函に接す、毎に謂く本省政府は貴領事より排日運動取締を要求するに對し全く注意せずと、蓋し此事に關しては本省長は本月十六日に於て詳晰駁覆し置きたり、今次の來函にも又復た此事に論及せり、事實具に存す、恐くは貴領事一方の責問を以てして能く抹煞し得る所に非らず、來函所録の貴國軍艦外務令第二十三條原文に至ては、僅に貴國政府の自國海軍に對する一種教令に係り、而も國際共同法規に

非らざるなり、殊に交渉上判論の根據を執り難し、即ち貴國內部に就き此種軍令を以て論せんか、唯僅に居留民の生命財産に對し直接非常の危害を受け、所在國政府が保護責任を盡さずして遣外艦隊の兵力を以て保護するに非ざれば別に他途なき時を限り始て適用し得らるゝなり、其範圍頗る狭小、界說極て嚴峻なり、若し此本條に依據するも、當時學生と最初衝突を惹起せる搭客は確に中國人に係れり、而して本省政府の日人居留民の生命財産保護に對しては又己に迭々聲明する如く完全に責を負へり、且つ軍警の隨時防護するあり、日人居留民未だ直接非常の危害を蒙らず、又確に「軍艦の武力を用ふるに非らざれば別に他途の用なし」との法條は亦萬適用し難きに屬す、竟に伏見艦水兵の武装上陸して市民を銃殺するを視て正當防衛上不得止の行爲と爲すは、本省長尤も遺憾に堪へざるなり、茲に特に理論事實を根據として反復辯明し、以て貴領事の反省を促す、尙ほ冀くは貴領事慎重に考慮し貴國政府に移促して、迅速に當方より提出せし要求に對して誠意の解決あり以て睦誼を敦ふせんことを。(後略)

第五項 長沙事件の經過狀況

第一 支那側の暴動取締

六月四日、漢口發東方通信電に據れば。

三日長沙電、二日朝教育大會に於て學生大會を開催し大遊行運動を試むる筈なりしが、當局者の極力鎮壓に努力せる結果、解散し各所に小部隊の運動をなし、邦人迫害に對する運動を爲し、南門街一力亭を掠奪したる等頗る不穩となりしにより、邦人は一部婦女子避難の準備を講せり、昨夜來支那側の警戒頗る嚴重となり、邦人の危機は著しく減じ、武陵丸は本日出帆せり、省長公署にては善後策に就き昨夜更深迄各師長各校々長と會し、學生運動取締に關し協議せり、明日被死者に對する追悼大會催す筈にて、排貨團は隱密に邦人使用の支那人に對し極端なる侮辱壓迫及排貨手段を講じつゝあり、爲めに交渉の進行に依りては如何なる危険の突發するやも知れざる状態にあり。

以上情報の如く當地支那側の警戒嚴重となりしは即ち當地官憲は各排日團體の不軌行爲が如何に在留邦人の生命財産に危害を及ぼすこと甚大なるやを顧慮したると同時、爾後の交渉事件頻發して所謂日人に口實を貽すことの頗る不利益なるに感得したればなり。

斯くて八日となり、政務會議の結果、戒嚴兵を外交後援會に派し、該會を改造せしめ、而も其實行を見ざる間は全然其行動を嚴禁することとなり、尙ほ九日警戒司令省より突如左記五項の禁令を公布されたり。

- 一、日貨検査及び日貨所持者の不法逮捕を禁す。
- 二、日本人需要の日用品賣買に妨害行爲あるを得ず。

三、日本人の使用支那人を濫りに逮捕監禁するを得ず。

四、日本領事館と支那人との交通を遮断するを得ず。

五、荒誕無稽の言論を取締るべし。

而して趙總司令は左の意味の排日取締令を發布せり、曰く。

此際日本商人を迫害し又は日貨を排斥するは日本官憲として交渉の材料と爲さしむる虞あり、省民は今後断じて此の如き行動に出でざる様注意すべし、日本人に對して食料品を供給せざるは、實に國際的交渉を擴大らなしむるに歸す、日本人には充分食料を供給し、且つ日本人なるが故に殊更高價に販賣するを得ず、若し少なくとも如斯き行爲ある時は發見次第嚴罰に處すべきなりと云々。

然るに此布告の發せらるゝや、反趙派の分子は此機會に乗じて政治的陰謀を逞ふし、省議會をして趙總司令兼省長の不信任案を提出することとせり、其不信任の理由は排日騷擾の發生當時徒らに日本に顧慮して何等英斷に出でざりしと、且つ日本軍艦撤退交渉が竟に失敗に了はりしが故なりと。

第二 支那側の對日要求事項

六月五日、支那側に達したる長沙消息に據れば、昨四日當地に長沙市民大會を開催し、六一慘案以後の對日應報策に就き討議したる結果、今次の不祥事件を全然日本に嫁し、遂に左の九個條を決議せり。

- 一、中日間總ゆる條約を廢棄する事。
 - 二、日本領事の更迭を要求する事。
 - 三、日本領事は中國人を殺害したる水兵を引渡し湖南政府は之を處罰する事。
 - 四、日本軍艦は武装を解除する事。
 - 五、永久に日本海軍及び陸軍の入境を禁止する事。
 - 六、日清汽船碼頭を回收する事。
 - 七、日本政府は中國に向て謝罪する事。
 - 八、死者に弔慰金を與ふる事。
 - 九、負傷者の保險金及び醫藥金を賠償する事。
- 又一消息に據れば同日湖南當局者も政務會議を開いて對日交渉事件に就て協議する所あり、其結果は。
- 一、日本領事及び伏見艦長を更迭する事。
 - 二、發砲せし水兵を軍法に照して處罰する事。
 - 三、日本政府は謝罪する事。
 - 四、死傷者を弔慰する事。
 - 五、日本政府は今後斯かる事件の發生せざることを保證する事。

の五個條を決議したりと、而も巷間傳ふる所に據れば省當局者は政務會議に於て決議したる五個條を以て日本領事館に提出し、且つ嚴重なる交渉を爲せりと、又長沙楊交涉司は日本軍艦に對し四十八時間以内に引揚げをなすべし、然らざれば中國は直に軍事行動に移ると聲明したりなど、全く兒戲に等しき煽動的報道を爲して日本に對し機先を制したるが如く吹聴して排日感情を衝動しつゝありと

第三 湖南外交後援會の解散

長沙に於ける排日暴動の中堅と目せらるゝ湖南外交後援會は其舉動余りの暴烈さに、流石の當地官憲も之を座視するに忍びず且つ日本官憲の手前もあり、斷乎として解散令を施行するに至りき、今時報(支那紙)記事を左に掲載すべし。

八日午後二時、長沙戒嚴司令部は趙省長の命令に基き湖南外交後援會を解散して地方秩序を保持せりと、是日葉戒嚴司令は部屬軍隊に出動を命じ教育會一帶に歩哨線を張らしめ、夜九時頃第一混成旅、第二團一營營長林拔萃歩兵一小隊を率て教育會に至る、各兵士を會外に站立せしめ林營長三四兵を帶領して樓上に進み該會事務室を檢査せるに、適々各職員形勢不可と見て取り遁走せる後なりき、故に應接に人なく僅に教育會職員李伯沅の居合せしより、同人を立會して各室内を猥なく檢査し了り、押收物件に封印して同人に保管方を命じ、解散布告を貼付し、「湖南外交後援會」といふ大看板を撤取して戒嚴司令部に持ち歸れりと、其解散布告なる者次の如し。

省會戒嚴司令部布告、爲遵令解散事、案奉省長令開、爲令行事、案據省會警察廳、報稱外交後援會連日解送多人到廳、特抄錄該會函稿八件、並附呈名單一紙、乞察核等情據此、查該會連日以來、藉口查說日貨、或傷害人民身體、或毀損人民財物、或騷擾人民住宅、種種逾軌行動、實與憲法第六第七第八第九各條、顯然違犯、茲竟公然私遭逮捕人民、解送警廳收押、函中且有聽候該會發落字樣、殊屬目無政府、值此外緊急、人必浮動之際、苟任其肆意橫行、內之則影響秩序之安謐、外之則與外人以搪塞之口實、除令飭警廳、即日將該會解送各人釋放外、合行仰該司令即日將該會解散、另行組織、并將此次該會違犯法紀之責任人、查明分別究辦、以維憲政、而免危害仍將遵辦情形、具報備查、切切此令等因奉此、查外交後援會之設、原爲補助政府所不及、現在日兵槍斃人民一案、政府與嚴重交涉、並未稍懈、該外交後援會、竟敢自由行動、私擅逮捕、實屬逾越軌道、觸犯刑章、若不遵令解散、另行組織、殊不足以維秩序、而重憲法、除飭隊即將該會解散、并將此項違犯法紀之責任人查明分別究辦外、合行布告、俾衆週知云。

斯くて翌九日夜、各公共團體代表等聯合會議を催し、外交後援會解散の理由を省政府に質問する事に決議す、十日代表を省公署に派したるに、省當局は答辯して曰く「該會を解散せざる時は中日間の重大交渉を惹起して當方に不利を招來する虞あり、若し各公共團體に於て該會中の過激分子を一掃し其組織を變更するに在ては其恢復を認許すべし」と聲明したり、目下代表等は善後策を講じつゝあるが、一方過激分子は武昌より來れる湖北外交後援會羅、許兩代表と諸般の打合せを行ふて兩湖同志にて全國外交後援總會の組織すべく計畫進行中なり、武昌代表は九日漢口に歸り、十日武昌の外交後援大會に出席報告し、同大會は取敢へず兩湖國民外交協會を組織するに決定せり、且つ北京政府に向て日本に對し嚴重交渉すべきを請願すると同時、趙省長及び長沙の各團體に通電を發して、民意を壓迫する者に公敵と認むる旨宣言したりと云ふ。

第四 四驅逐艦の急出動

却説、長沙官憲は各排日團の熱狂的不軌行動に對し嚴重なる警戒を施行して、一時は沈靜状態を裝ひし觀あるも、尙ほ四日の市民大會の如く勝手放たなる九個條を決議することありて、而も一般支那人の激昂深甚、我軍艦の撤退を強要する而已か、終には在留民に對する食糧飲料水の供給斷絶せしむることあり、這は在留民の生命危險に瀕する程、支那人の迫害益々猛烈を極むるに至る、時に日清汽船會社六日着漢口電は左の如き情報を齎したり。

領事館來電及海軍無線電信に據れば、長沙に於ては其後日本人に對し直接危害を加へんとする行爲は支那側にて嚴重に警戒し居るも、一般支那人の激昂極點に達し軍艦の撤退を強迫すると同時に、日本人に對する食糧飲料水の供給斷絶、水陸交通電信電話を防げ、使用支那人を脅迫し、在留民の生命危險に瀕せる爲め、在留民は全部引揚避難の事に決定、領事の請求により武陵丸は三百人七日

分の食料積込みの上定期出帆する事となり、尙海軍司令官は形勢に應ずる爲め佐世保より大型驅逐艦四隻の至急派遣請求中である。

聞く所に據れば小林遣外艦隊司令官は長沙の排日風潮愈々悪化し、支那側愈々増長し來りて、危険日に逼りつゝある實情に鑑み、在留邦人保護の爲め、佐世保鎮守府長官に對し驅逐艦四隻の急派方を電報せりと。

斯くて七日東京發東方電は左の情報を齎したり。

二等驅逐艦樫、檜、桃、柳の四隻は此度び第一遣外艦隊に編入され近く上海に向ふ筈。

又八日東京發ルータ電も稍や同意味の情報を爲せり。

四隻の驅逐艦が長沙に向け派遣される事は事實として確められた、多分六月九日佐世保を出帆するだらう。

次で八日東京發電報通信電は海軍省公表なりとて左の情報を齎せり。

海軍省公表——長沙排日の余波を受け長江一帶の在留邦人の生命財産容易ならざる脅威を受ける虞ある以て在留民保護の爲め第二十四驅逐艦樫、檜、柳、桃四隻を長江方面に派遣するに決し不日佐世保出帆の豫定なりと。

以上各情報に接して尙ほ三日を経ざる間に、佐世保第二十四驅逐艦二等驅逐艦、樫、桃、柳、檜の

四隻は豫定の通り十一日朝六時ベル浮標を通過、驅逐隊司令岩崎中佐の座乗せる旗艦樫を先頭に、桃柳、檜の順序にて舳艫相啣み、旭日旗を黃浦の朝風に翻して吳淞通過、黃浦の流を壓して、午前十時招商局碼頭中海軍浮標に無事到着、柳は稍や是れより上流にアンカーシ、他は上海サイドより檜、樫桃の順に横隊に隣接して繫留されたり。

茲に岩崎司令の上海日報記者に語れる所を紹介すれば、今後に於ける該驅逐艦四隻の活動振りを豫知するを得べし。

本廿四驅逐隊が第一遣外艦隊に編入され來航するに決したのは、小林司令官の電請に依るもので突然佐世保鎮守府司令官より命を受け第一遣外艦隊に編入し、小林司令官の揮下に屬する事となつたものである、第一遣外艦隊編入支那派遣に決定したのは、七日の晩であつたと思ふ、其れより乗組員の検査を行ひ僅の健康阻害ある者も下艦せしめて健康なる兵員と更替し、其他石炭武装等完全なる戦闘準備を整へ、去る九日夕刻五時頃斜陽に血と海と榮る佐世保灣を出帆した、非常出動とは云へ時間を争ふ程危機迫る事もないので平常の速力で航海し豫定通り今日入港した譯である、パイロットは菊池氏乗艦の筈であつたが都合のため手違ひとなり英人パイロットジョンソン氏が乗艦した本艦隊の責務は漢口下流長江沿岸在留邦人の生命財産保護の重任に當るのであるが、明後日(十三日)檜を當地警備に残し他の三隻は漢口附近迄溯江遊弋の筈である、而し上江の形勢如何では漢口

下流各港にも適宜配艦するに至るかも知れぬ。

四艦の乗組員總數は約三百名であるが陸戦隊を組織することせば百名位は上陸せしめることが出来る。此後の行動は小林司令官の命令に據るが今朝入港と同時に小林司令官に對し電報が發してあるの。其中確たる指揮命令があるだらう』云々尙此四驅逐艦は歐州戰爭當時遠く商船航行保護のため地中海方面に出動し勳功を現したもので排水噸八百三十噸級である、尙昨日午後三時半各隊共半舷上陸を行つた。

第五款 在留邦人の事件經過狀況

上海經濟日報(六月二十二日二十四日連載)昨日長沙より或る確なる筋への來信……、長沙事件發生後に於ける彼地在留邦人の危險狀態……を掲載する有り、次の如し。

六月四日午後七時沅江丸は軍艦伏見と安宅の中間に投錨、間もなく森本氏其他在留民幹部來船し、事件の顛末及び目下の狀態を説明したが、事件の顛末は屢々、新聞に依り報じられた如く、日本の正當なる防衛手段であるから是に就いて再び筆を執て通知する事にしやう、即ち事件後長沙の市民の激昂は其極に達し、居留民の身邊日に危機に迫り、伏見を下流に碇泊せしめなければ到底市民の激怒を鎮壓し得ないとの事で、已むを得ず伏見は、領事館前に轉錨した、是に於て邦人の危機は却て益々迫り、遂に一部婦女子は領事の命を俟たずして戴生昌の小蒸氣船に避難した、四五日夜九時

之を沅江丸に移したが總數三十七人で、當夜は軍艦伏見と共に消燈する事とした、同夜支那側より伏見に對し艦を長沙市から見へない個所迄、轉錨しなければ戒嚴令を解かすとの通知を發した、是を知つた領事を始め邦人側は憤慨に堪わぬ様であつたが、在留民の身邊を思つて五日期六時遺憾ながら伏見を約五哩下流に轉錨したが、其際の我が在留邦人の心中は又察するに餘りがある、悲憤痛恨止むなき同胞は翌六日朝五時半全部引揚げる事に決し、船陸共に其の準備に忙殺され徹宵警戒を嚴にした。

斯くて六日夜中三時半準備してゐた小蒸氣で、靈官渡婦女廟の方面に第一出動隊、午後四時半西子門に第二出動隊を作り、戴生昌の小蒸氣モーターボートを出した、夜明け五時四十分第一出動隊は無事在留民を、満載して引揚げ、六時四十分第二出動隊も多少困難を嘗めたが負傷者もなく意氣揚々沅江丸に移乗した、是に於て安宅艦長は自ら汽艇に乗り避難邦人を訪、互に悲憤の涙を流したが、直に婦人は室割をなし男は戴生昌のハウスボートに收容、再び領事館に移したが、其總數百七十九名であつた、漸く一應、引揚を了したもの、沅江丸には食糧の準備少く到底此の多人數に食を永く供する事が不可能な爲めに種々頭を悩ましたが、幸ひ税關吏石井氏の盡力で白米五俵を密に買入れたが、愈々之を搬入しやうとすれば苦力一人も雇ふ事が出来ない。

是より先沅江丸は避難邦人百七十九名に食糧を充分に與えるには、一週間を保證し得る丈けの食糧

はなかつたので、日清汽船の船員一同は二食してゐたが、一同引揚と共に避難民も五日には二食しな程であつた、然るに石井氏の盡力になる白米五俵は實に、地獄で佛の感がしたが、苦力が居なくて一寸搬入が出来ないので、今更ながら長沙排日團が怨まれた、最早や斯うなれば生命と生命の争闘である、人間として最も骨髓に徹した怨嗟であつた、遂に夜陰に乘じ危険を冒して船人夫を派し密に五俵の米を沅江丸に、積入れる事が出来た、夫迄は良かったが是が爲めに石井氏使用の支那人コックとボーイは排日團の爲め引捕へられ危害を加へられた、税關長からの交渉で漸く一名取返した、尙是等排日團は邦人引揚げ後陸上の警戒を中止し、専ら水上の警戒に力を盡した、領事館に避難した邦人の食糧買出しは全く、不可能となり僅かに軍艦の汽艇で買出しを行つた。

時しも湘潭なる日清代理店より排日團の壓迫甚だしく店を閉鎖し建物は同地官憲が保證してゐる、然し其も覺束ないとの通知があり、常德も引上げんとの長沙領事に問合せ來たが『臨機の處置を採るべし』との通告を發したので、數名の邦人は太古洋行汽船で、避難し、又衡州方面よりは支那服に紛し民船で下航した由であつた、斯くする中伏見が下航したが是を知つた支那新聞は、早速『支那側の嚴重なる抗議に屈し日本隊艦遂に視界を逃る』との號外を出した、然し伏見下航は固より一時の方便だつたので九日朝九時半再び以前の場所に現はれた、案の如く、支那側は午後二時ごろ『直に下航せすば戒嚴令を解かず』とて抗議して來たが、日本側は已に長沙事件に何百倍する犠牲

を覺悟して争ひ、全支那に漲る排日の徒を一掃鎮壓せんと決心して居るので、少しも恐れず交渉は愈々檣舞臺に入つた、若しも此時湖南督軍が彼等排日學生の主謀者或は外交後援會を武力鎮壓し得なかつたならば、彼督軍自身の没落は勿論長沙全市は戰亂の巷と化せんす勢ひで、同市は全く噴火口上に立てるが如く危険は旦夕に迫つた、時しも排日團我が領事館を襲ふこの事に、陸戰隊一時に色めき日清汽船モーターボートは陸戰隊の運搬に當つたが、支那學生は是を怒り同船の船頭老大捕獲に五百弗の懸賞を廣告し頗る物騒なので、老太は恐怖の餘り同社の船で漢口に逃れ、同じく同社買辦は外交後援會より死刑の宣告を受けた。

其後元江丸は一度漢口に下江し十一日午後二時再び上江長沙に入港した、武陵丸は避難邦人を收容した儘軍艦と共に領事館前に碇泊してゐた、元江丸では武陵丸の避難者移乗を問合はせたが一同は現在のまゝ武陵丸に、收容される事を希望してゐた爲め、元江丸は安宅に石炭を供給し以後も從前通り漢口間を定期航江した、而して食糧石炭其他の運搬に従事することになつた、其日長沙の各公團は領事館襲撃を督軍に妨げられて、争闘の不利を覺つたものか外交後援會と合併し之を改造して大勢力となし學生及び勞働者を會の中心とした、是より、争闘は言論戦に移り漸く持久戦に入らんとする模様であつた、言論戦の内容は即ち日本領事が對日取締に對して蕭耀南に嚴重抗議を提出すれば蕭督軍は、時に答へて『商民の日貨抵制、游行講演等は商民の勝手で約法には明かに人民の集

會結社等の自由を認めて居り其行動が秩序あるものであれば、干渉する事が出来ない、及日貨を買はないのは人民の自由意志であるから、貴領事より日本政府へ誤解なき様傳達を乞ふ』とて巧に詭辯を弄するので、最初吾が交渉の方針『即ち同地では根本問題に觸れず只管省内に於て邦人の生命財産を保證し排日行爲を取締り市内の秩序維持等に關する程度の交渉』は全く投げ捨て、漸く目的とする支那全土に亘る排日問題及び伏見發砲事件等、北京で交渉するのみならず同地でも是を持ち出すべき機會となつて來た。

茲に於て十三日日本の閣議に依り決定した『中央政府及び湖南省長にして、同地の秩序を回復し能はない限り軍艦を撤退せしめない』旨を通告した、然るに之に對し『湖南政府は現下の状態に對する要求條件は全部承認して極力取締るから日本でも速に軍艦を五渚下游に移され度しと寧ろ哀願的に再三繰返して來た、其の交渉意志の急變や實に支那側の弱味を明示したもので、日本は既に言論戰に勝つたと言ふべきである、其後邦人に對し誠意を示して居る様である、然し元來湖南政府は人氣取りに排日を放任してゐたが、今回は其立場を維持する爲め一時的に武力壓迫を加へたものと思惟されて居る、故に若し今邦人が長沙に還れば又復混亂状態に陥らないとも限らぬ状態であつた、避難邦人は未だ猶ほ領事館と武陵丸に據つて以後何時迄困苦缺乏と戦かはねばならぬか分らないが、然しそれよりも更に耐難い排日團に對する憤怒を忍び、鈍感で無智で狡猾な支那政府を覺醒せしむべき重大なる機會と、夫れに投ずる犠牲心を忘れなかつた。

第六項 長沙事件と外人の同情

支那に於て日支交渉事件の發生する毎に、其事件の真相が我れに有道有理のものにせよ、彼を批護し聲援して我が日本及び日本人を不利の地位に陥れんとするは、向來在支英米人の常套事なりしが、蓋し今次の長沙事件發生以來、其態度一變して日本を排擠せんとする言動の極て稀少なる而已か、而も日本側に對し深甚の同情を寄するに至りしこそ、大に注目の値ひあるべし、今其二三例を左に紹介せん。

一、アーチボルド氏の寄書

六月五日漢口發東方電は五十餘年間支那に居住せるアーチボルド氏より同記者に寄せたる來書の意旨を電致せり、即ち左の如し。

五十餘年間支那に在るアーチボルド氏は記者に一書を寄せて、余は長沙事件を單に日本人のみの事とするを得ず、諸外國人も應ては遭遇すべき運命なりと思惟す、日本國民は長沙事件に對し嚴然たる態度を執り、ボイコット運動の終熄を期せられん事を切望す、之を親愛なる日本國民に傳へよ云々と申し來れり。

二、漢口セントラルチャイナポスト紙の論調

六月五日漢口發東方電は報じて曰く。

當地英字紙セントラルチャイナポストは「排日運動の最初の流血」と題する社説に於て、長沙事件に關し大要左の如く論せり、神は破壊せんと欲する者を先づ狂人たらしむ支那人の現状は實に之れなり、日本人は過去數月以來支那人よりあらゆる不正の挑發的嘲罵を受けをれり、日本人の癡猛なる克己心に驚かされたる世人は、長沙事件の飛電に接せりとて別に之を異とせず、斯の如き流血は寧ろ數週間前に見るべきものなりしなりとて、日本陸戰隊の態度の正當なりしを説き(電文不明)日支通商條約第五條を掲げ支那當局者の態度を論じて、曰く吳佩孚を目標とせる鐵道罷工に對し支那官憲は即時彈壓手段を執り其頭目を銃殺し之を終熄せしめ得たるに、這般の排日運動に何等の鎮壓策を講せず放任し居るは同類と認むべきものなりと極言し、日本は此機會に於て嚴然として此惡風潮を終熄せしめるの手段を執る可し、若し攻撃せられたる商人が英米なりとせば彼等は大聲疾呼して其非を鳴す可し、然るに日本人は一言をも之を云はずと結べり。

三、某米人の長沙事件觀

上海日報は支那事情に精通する在滬某米人の長沙事件觀なりとて、左の如き一記事を掲載したり。支那事情に精通する當地の某米人(特に名を秘す)は此程往訪の記者に對し今回の長沙に於ける不祥

事件勃發は日支人が遺憾にして居るのみならず、吾々外人も亦遺憾事と思つて居ると前提して語る……今回の事件發生は要するに支那の官憲が未然に取締る事が出来なかつたに主因すると思はれるが、支那側の電報を視ると責任あるものは一通もない、唯罪を轉嫁せんとする報道のみで確に日本人側の報道に先手を打つた感がある、省長の電報に於てすら日兵が支那側に死傷者を發生せしめたと傳ふのみで、如何にして今回の事件が突發したか其原因には全く言及して居ない、我々第三者の位置にある者が最も公平な立場から見ても最近支那人は甚だしく増長して居ると思ふ、從來日本政府は餘りに日支親善と言ふ事にのみ没頭し、主張すべき事も主張せず徒らに支那人を迎合する事のみ腐心して來た、自分は日本が今日迄如何なる對支問題に對しても我慢して居つた事は認める、今度の事件に際しても可及的隱忍して來た事も認めぬ譯には行かぬ、而し事態が今日の如く行詰つて居るに拘らず猶日本政府が忍耐して居るは恐惶に堪へぬ、是は支那國民をして益増長せしめる原因となり延いては日本人ばかりでなく、聽ては吾々外人にも廻り合せて來るだらうと思はれるからである、此際日本人が無暗矢鱈に激昂して事態を紛糾させる事は考へねばならぬが、今少しく強固に而も公明正大に應急の對策を講せられる事を熱望する、臨城事件の如き近くは長沙事件の如きアンチフオーレメントの性質を一帶たもので、折角列強が華府會議に於て支那に援助を與へたに拘らず、斯る事件が此後頻出するにせば支那に居住する外人は商業上の不安を感ずるのみならず、居住

生命の安定さへ失はれる譯である、又最も注意を要する點は比較的取締が嚴重である處では什麼排日排貨の運動が起らぬが、官憲の威力薄き處に於て事件の發生が多い事である、殊に支那人側に對し考慮を求め度き點は、自分等の責任を問はず徒らに悲憤慷慨して無恥無能な國民を煽動し却て國內の亂脈無秩序を曝露する事である、又日本人側も此際徒らに感情に驅られて殊更事件を惡化擴大せしめない様注意すべきであらうと思惟す云々。

四、在漢英米人の同情

五日當地某所着漢口電に據れば。

今次長沙の排日暴動は漢口に於て重大視せられ、英米人も支那人の盲目的行動を遺憾とし日本側に同情を寄せてゐる、而して軍艦伏見の陸戰隊上陸も至當なりと認めてゐる、漢口駐在英米兩國領事は二日朝長沙の排日暴動惡化の虞れありとの情報に接して、在留外人保護のため軍艦を出動すべく考慮中、尙ほ長沙を中心とする排日風潮は湖南各地に漫延し、更に武漢上游地方の排貨風潮も樂觀を許さざるものがある。

第七項 六月二十二日の長沙新事件

當地支那側に齎らせる長沙快信に據れば。

吾人は虚心平膽事を論せんに、六月二十二日突發せる新交渉案は六一慘案に較べて尤も之に過ぐるもの有り、蓋し六一案は市民が日船搭客に對して「亡國奴」印を捺印せるより、即ち日人の怒を激起せしめたりき、此れ尙ほ論議すべき餘地有りと爲すも、然共二十二日案に至ては日人故意に圈套を設け學生を誘陥して口述書を威逼せる而已か、更に復た官吏を拘囚して之に署名を強要したり、此種の舉動は實に文明國人の爲すべき行爲に非らざるべし、唯湖南政府は交渉事件に對して以前尙ほ強硬態度に出で殆ど寢食を忘るゝ程に盡瘁せるものなるが、近頃北京外交部の恃むに足らざるを悟り、而も湖南省が直接日本と宣戰する能はざるを以て、陡然に灰冷の念を起て現に最近日人の暴行に對しては尋常一様の事件の如く取扱へ且つ軟柔の抗議を爲し頗る剛勁の氣を失へり、此に於て日領事は更に一步を進め居然學生の拘束報館の取締を要求し來れり、日領事の來函を觀るに、一は學生取締状況を以て數日内に回答せよと強要し、一は新聞紙は捏造記事を載せて愚民を煽惑す迅速に之が訂正を爲さしめよと、此種咄々人に逼るの氣燄有るも、省政府は敢て之を論駁せず、當局の對外態度愈々軟弱に轉移するを見るべきなり、該司科長は日領事館に於て署名強要の辱を受けし以後、人民獨り科長に對して痛斥を加ふる而已ならず、司長楊宣誠に對しても亦煩言あり、外交後援會は省議會に司長彈劾を請願すると同時、楊氏に對して科長處分を迫れり、楊氏遂に其職に堪へず辭表を呈す、且つ人に謂て曰く人民已に怨を我に結で國辱奴と語る、我が辭職は問題と爲らず自ら

罷斥を請ふべしと、而も省署の許可を待たずして匆々輿に棄じて北門外湘雅醫院に走れり、是に於て省政府内無限の紛糾を醸し交渉の前途更に暗雲に蔽はる、然其日人保護の一事に對しては其進行毫も懈らず、江岸一帶に歩哨を増派して白晝尙ほ撤退せず、是故に人民は當局を護て内硬外軟の恃懦者なりと稱せり、此れ皆な官憲方面の怪現象なり云々。

以上快信の報道する所は専ら省當局の對外軟態度を咤ちたるに過ぎず、僅に新事件の發端をば日人故意に罫を置き學生を誘陥して口述書を威逼せるより胚胎すと謂ふに止まれり其實相に至ては何等言及する所なきは遺憾なり。

次に大晩報は二十四日長沙發電を掲載して左記の如く報道したり。

排日運動より生じた險惡なる形勢は新に金曜日(二十二日)午後發生した事件に依り一層惡化して來た、風説に依れば三名の支那學生は碼頭にて日本の陸兵と衝突し、陸兵は學生を攻撃し其の一人を逮捕し日本領事館に拉つし來つた。

日本領事は交渉使署に電話を以て本件を通告し、支那人の青年學生が領事館内に投石し、一日日本汽船が碼頭に繋ぎ置ける綱を切斷したるを以て、同船は下流に押し流されたるを以て彼は若干の陸兵を派遣し、一名の學生を逮捕したるに他の二名は逃走したと通話した。

情報に依れば同夜日本領事は右支那學生に迫り陳述書を書かすめ、日本領事館に投石したこと汽船の綱を切斷したことを認むる旨を同書中に記入せしめた、交渉使は一書記を日本領事館に派遣し、右支那學生の釋放を要求した、其際書記は學生が領事に迫られ陳述書を書し且つ署名し終るまで學生と面會することを許されず、學生は書記を見るに及び泣き出して陳述書が強制の下に書かされたことを訴へた。

此時日本居留民より成れる羣衆は領事館を包圍し、學生と書記とを抑留すべきことを要求し、書記を釋放するに先だち彼をして陳述書に署名せしめ、學生の署名したる陳述書が眞正なることを證明せしむべしと勸告した。

書記は最初署名を拒絶したけれども、後に至り陳述書を書し且つ署名した、該書には學生の書いた陳述書が學生の自筆に相違なきこと、併し陳述の内容が事實であるか無いか知る處にあらざる旨を述べたのであつた。

學生も書記も土曜日(二十三日)の午前に釋放された。

右情報は更に之が爲め支那人團體が甚だしく激昂し形勢次第に惡化すべしと報じてゐる。

第八項 長沙在留邦人の呼籲

湖南省垣の無政府狀態裡に勃發せる長沙事件は愈滋く愈亂る、省官憲の威信全く地に墜ち、排日團

の横恣に勢を加ふ、而も該事件は支那人側に於て排日宣傳の好材料に資せらる、見よ支那全土をして此れに傾倒せしめんとは爲せり、是時に當り在留邦人は家有れども歸る能はず、食有れども購ふ能はず、惴々然喪家の狗の如く、洵に憐むべき哉、在留邦人の經濟上安定は彼等過激分子の爲めに其根底より破壊せられ、我遣外艦隊の保護下に僅に生命財産の安固を得つゝある斯秋、遙に絶糾する在留邦人の聲を聞け。

陳情書

抑も支那に於ける排外の起因は常に一事變に際し爲にする一部煽動者が之を運動し雷同性に富む支那羣衆に傳播し爛漫せるものにして當初事變一過するや何等の痕跡を留めざりしは往年米國に對する或は近年英國 對する皆然り獨り吾國に關するものに至りては常に政治的傾向を帯び辰丸事件が革命黨員の政府を困しめ安奉線事件の支那爲政者が對内關係に利用し其都度吾當局者の無關心なりし結果は其被害常に大なりき日支交渉以來排日鼓吹は政黨者流が政權爭奪の武器として之が利用を謀り時に第三國の隠然之を使喚援助するありて吾を茶毒せるもの斯に年あり。

然も帝國政府は専ら日支親善を高唱して排日風潮の自然消滅を期し此の間何等の對策を講せず在支居留民は國策を付度して隱忍自重力めて彼の意を迎へ親善の實現を希へり而して不幸支那の國民性は恩威並び行ふに非ざれば却て輕侮の念を懷き易く政情は愈逆轉し混沌として端倪すべからざるも

の有り即ち支那一般中堅國民とも稱すべき階級に於ては兩國の離開すべからざるを自覺するや久敷殊に數次の日貨排斥に於て之を痛感せるものなるも革命以來爭奪を事とせる各省政府は一種の利殖機關として之が倒潰奪取には手段を撰ばざるの觀あり大なり小なり其抵抗力を有するを認むるものは之を使喚し之を利用するを忘れざりき匪徒有り無賴漢有り學生有り共產主義無政府主義者あり一事に逢着する毎に囂然呼號するもの其國民の輿論に非ざる事上述の如し此種の徒輩は中央政府の無能力に乘じ時を得て更に跋扈の勢あり往年曾て單一なる排日運動なるもの今や過激思想の淵藪となり暴徒叫集の機關たらんとす之を此次長沙事變に徴するも單に吾人を迫害するに止らず省政府の倒潰又其目的の一半なるが如し結果より之を見れば一部吾人同胞が其生命財産を迫害するのみならず支那國民の大部分は日に誅求の度を増し在支列國民は團匪事件當時の不安状態に立歸らんとしつ

つあり。
此次長沙事變は其の發生に先ち三月末市民遊街の舉あり吾帝國を代表せる領事館に闖入して威信を蹂躪せり湖南政府は再び如斯行爲を爲さしめざる事を誓へりと聞く然るに越えて五月七日再び吾領事館は不逞の徒に蹂躪せらる堂々一國を代表せる領事館にして然り吾人微々たる一般在留民の其の迫害を蒙れる程度や喋々縷陳を要せざるべし吾人使用の支那人は數を擧げて奪ひ去らる手足斷せられて何をか成すべき吾人生活の飲食は供給を斷たる何を以て生息すべき取締の責に任すべき支那官

憲は却て之が使喉助長を事とし日人使用人は之を警察署に繋ぎ警兵は銃を吾に擬し各地方駐紮の軍官知事の如きは邦人の引揚げを強要す現に漢口上流の各地は多年の地盤を放棄して引揚げをなし又引揚げつゝあり一片の抗議誓約等に依り一時表面鎮靜の状態に歸することも其効果は城門を出でざるべく然も遠からずして避難の必要に迫らるゝこと明かなり。

之を従來に徴するに年々歳々蒙らざるなき日貨排斥が吾對支貿易に及ぼせる影響は甚大なるものにして近年邦貨の優良にして廉價なるも數々其取引を阻碍されて意外の損失を蒙り販路の擴張が常に積極的施設不可能なるに鑑み支那に於て摸倣品の製造を企劃する者多く或は年と共に穩健なる支那商人は吾の手を去り常に權謀術數をのみ弄し吾人を危地に陥れる不正支那人のみが吾人と提携せんとして來る吾人が常に賣掛代金の回収契約の履行手付金回収等に多大の困難を感じ挽回數年支那在留邦商が起つ能はざるに至れるは實に日貨排斥が其主因なりとすべし湖南一省に於て當然回收さるべき權利の無意味に放棄せるもの約五百萬に達す一小僻地にして猶斯の如し支那全國に亘る此種金額應に推知し得べし。

夫れ日支親善は日支共存を意味す兩國の識者愚者を擧げて皆之を了知せり是れ歷年の日貨排斥が一部の不健全分子によりてのみ行はるゝ證左なり而して彼等が表面日支提携を高唱し能はざる所以は彼等が日支提携を口にするが爲に其地位を維持する能はざるに因る段祺瑞然り張作霖然り其他大々

小々比々皆然らざる無し是れ吾帝國の對支政策が列國間にて支那に對し何等の權威を有せざればなり即ち帝國爲政者が支那に對して地理人種其他の優越權を自認しながら其實行に關して何等の考慮を加へざりし結果に外ならず而して今に於て排日の原因を日支間の誤解文化事業の不振或は留學生の待遇等に歸し之が改善を以て日支親善の要諦となすものあり固より一部の理由なきに非らざるも排日の一大根源は帝國の對支政策が威信を失墜せるに依るものなり此の威信を回復せずんば吾國の富を擧げ國土を擧げて支那に與ふるも日貨排斥根絶の期無かるべし。

威信の徹底に關しては列國協調して支那改善を實行し威令ある中央政府を組織し適當の兵力財力を供給し各省をして中央の節制に服せしめ各地方官をして條約上契約に對する責任を履行せしめん事を庶幾す而して現時湖南に於て條約を無視し吾人に對し極端なる迫害を加へつゝあるに對しては吾人は威徹の徹底上支那當局をして其責任を自覺せしむる爲め別紙の請願書を外務大臣及北京公使に呈して其の決意を促し之を中外に陳情するものなり。

請願書

長沙在留民は現下の情勢に鑑み、在留民一致の決議に基き、茲に請願書を呈し閣下の御決意を仰ぐ。目下支那全國に彌漫せる排日行爲は素と支那國民の民意に非ず一部爲にするもの、煽動と數年來帝國政府が對支外交の放任により終に今日の苦況を醜成せるものなり殊に長沙事變の如き若し現に當

局が執りつゝある緩慢なる措置に遵はゞ向後支那に於ける通商居住は絶対に復舊の見込なきものと認む故に之が對策として左記五項の決行を請願す。

- 一、湖南政府は通商條約を履行する誠意及能力なきを以て之が處決を要求すること。
- 二、帝國政府は通商復舊の手段として決然たる態度を表示し中外に之を宣明すること。
- 三、列國協調して支那爲政の監督を實行するに力むること。
- 四、湖南政府及省民をして責任を自覺せしむる爲め從來の懸案の解決と此次の事變に伴ふ損害の賠償とを日時を限りて省政府に要求すること。

五、帝國政府に於て對支貿易の維持及發展の目的を以て對支文化事業費等の如き冗費を廢し在支居留民に對する通商及生活の安定に就き相等の方法を講ずること。

大正十二年六月十七日

以上

長沙在留民代表者 山本勇吉

内田外務大臣 閣下

第九項 衡州湘潭の排日暴動狀況

長沙附近の衡州も亦今次の長沙事件の波響を受け排日氣勢を高調せしめたり、現に同縣知事の如き

は自身率先して排日盲動を煽動したる形跡ありき、此程長江上流方面の排日狀況を視察して來滬したる竹中敬之氏は彼邊の排日狀況を紹介すること下の如し。

未だ一般に知られて居ない長沙附近の衡州は今次の長沙事件に依る排日風潮に驅られて排日暴狀其の極に達し、排日學生等と雷同せる外交後援會の迫害は日に日に露骨となりつゝある、而も同地は領事館無き輿地のことゝて在留民は頭を杞憂して居り、長沙領事館からは特に署員出張して同地知事と面會し、前記外交後援會の取締に關し嚴重抗議を申込んだが、同知事は意外にも『排日學生團の此舉は當然にして、若し學生にして此舉に出なければ知事は自ら起つて事に當る覺悟である』と云ふ暴言を敢て吐き、此如き状態なれば同地の排日が如何に猛烈であるかは何人も之れを窺知するに難くない、次に湘潭も衡州と同様排日運動は頗る猛烈を極め日々悪化しつゝあるが、數ある邦人商店は學生團其他の甚だしき壓迫を受け、今日では既に一切の商取引は斷たれて、危殆に瀕しつゝありて、尠からず困難しある狀況歴然たるものがある、之れが爲め長沙日本領事館より直に館員の出張を見、同地知事代理第一課長と會見の上排日取締に付き嚴重抗議を申込んだが、同地の知事は衡州の知事に比し頗る穩當なる回答を爲した、然し同地の排日は前記の如く頗る熾烈で、長沙事變の傳へられた當時の如き、學生團は忽ち不穩の狀を呈し隊伍を組んで、示威運動を試み、到る所大道に於て排日演説は勿論、出入の船舶は云ふに及ばず民船の發着をも停止する等狂暴

を極めて居り、全く人心恟々たるものがある、長沙は目下のところはこれ以上に悪化することは思はれぬが、領事館及び汽船内の避難邦人は全く野戦状態にて、漢口より食料品を取入れ食費は制限されて鱈腹三度の食も攝れないと云ふ惨めな境遇に在る、亦日本領事館警察署では毎日市巡邏に忙殺されてゐるが、警官の巡邏でさへ危険が伴ひ爲めに警官は、萬一の場合に備ふる爲め、全部洋服の下に短銃を秘し五人乃至十人位隊を組んで巡察する外、館内には警備隊を編成して非常を戒め尙ほ炊事隊、交通隊、學生隊等夫々係りを區分して活動してゐるが、同所は警官手薄の爲め在留民中より特別巡查を募り、殆んど不眠不休にて警備に努めてゐる、昨今市中は大いに鎮靜に歸し比較的安全となつて居るけれども、舊五月節句を控へて趙恒惕氏の椅子に變化を生ぜざるやと、湖南の政變を懸念してゐるが、政變となれば勿論動亂化すべく、其の際は直に引き上げるより外途がないと一般に觀測されてゐる云々。

併て湘潭學生聯合會及び衡潭縣議會の長沙事件に對する各新聞社宛通電を左に紹介して本節を結ばんとす。

(一)湘潭學生聯合會五日電 六月一日、在宜昌肇事恃強滅理之日艦伏見號、竟敢在我長沙派兵登陸、由官長指揮、開槍轟擊、立斃學生市民二人、受重傷者二十餘人、侮辱國體、蹂躪人權、莫斯爲甚、不籌對付之方、吾民生命財產、均將莫保、本會於本月三日、召集緊急會議公決、除請願政府嚴重

交涉外、四日起、公體罷課、五日舉行國民遊街示威運動、呼籲全國、一致對外、不達到最後之勝利不止、臨電憤慨、不盡欲言。

(二)衡陽縣議會六日電 自旅大問題發生、日人不顧公法、無意交還、我湘人爲圖自振起見、講演國恥、而日艦兵士、竟敢於長沙悍然登陸、實施暴動、連日接讀省長省議會外交後援會電告、我省政府、既於事前聲明負責、可謂保全邦交、乃轉瞬之間、開槍轟擊、且出自官長指揮、蔑視主權、故意開釁、是而可忍、孰不可忍、萬望我外交當局、將此次奇恥大辱、據國際公法、嚴與交涉、以達昭雪目的、並乞將交涉情形、隨時宣布國人、我軍政長官、宜各本其衛國責任、以相臂助、如此番交涉稍不圓滿、則犧牲一切、在所不計、本會願與國人共慘力焉。

第二十二節 沙市

第一項 沙市事件と外紙の正論

沙市にも亦日支人衝突事件の發生するあり、其原因は矢張り學生等の日貨検査が餘りに嚴烈を極め不軌行爲に出づる所深甚なりしが故なり、事の曲直は措て問はざるが、茲に彼我兩方面の情報を併載して自ら彼我の是非黑白を感得せしめんとす。

(甲)支那側情報 對日交渉發生以來、湖北人の對日運動異常に熱烈を極め、尤も日貨排斥に盡力しつ

つあり、總ゆる船舶の當港に到着する時は必ず嚴密なる検査を行ひ毫も假借する所なかりき、前に日船入港の際兩戎板ありて搭客の揚卸に従事せる所をば商會及び學生會派遣の検査員の爲めに發見する所となり、即時該戎板を鋸斷して江岸に置きしことあり、是より以後日船の入港するあるも、誰れ有て日船の荷役を勤むる者無かりき、故に日船の宜昌漢口間を定期往復するも、當に積荷なき而已のみか、搭客も亦一人の昇降する者なきなり、然るに日船尙ほ定期航行を持續するは眞に奇怪事と謂ふべし、却說五月十四日、日清汽船大元は漢口より駛て沙市に到るや、沙市學生聯合會の検査員逸早く上船検査を行はんとせしが、該船水夫直に出て之を峻拒せしより、こゝに確執生じ水夫等故意に勢を張り、遽に援信號を放ちければ時に投錨中の日艦伏見號之を聞き陸戦隊を急派し、劍銃を以て學生を驅逐し且つ發砲せるより學生商民中死傷者數名を出だせり、此怪事件發生後市民頗る憤慨して當局に向ひ日領事に嚴重交渉を要求せり、然るに日領事、當に日兵の暴行を取調べざる而已か、反て在漢日領事を経て督軍省長兩署に向ひ日貨排斥の抗議を提出して機先を制したり、軍省兩署は遂に各軍警機關に令して對日運動を制止せしむるに至れり、茲に其通令を録すれば下の如し。

准駐漢日本總領事函開、頃據宜昌沙市本國領事來電、報稱該二處人民、在輪船碼頭、對於日清公司輪船貨物及乘客往來、屢有暴行舉動、聲勢洶洶、不可制止、若長此不禁、殊於敵國商民生命財產、前途均有危險等語、查閱來電、均屬實情、該二處人民、既屢有暴行舉動、深恐惹起意外之事、務請台端迅令該處交涉員暨該管官署、認真取締、嚴加防範、以免意外、而睦邦誼等因、此次地方人民、對日一切舉動、務期和平、曾經通令在案、其有行動不合法軌者、自應妥爲制止、免生事端、除分行外、合亟令仰查照、切實辦理、勿涉疏懈爲要、此令。

(乙)日本側情報 我公使館より發表されたる沙市事件顛末は左の如し。

沙市に於て日本砲艦の陸戦隊と衝突の結果、多數の支那學生が殺傷されたりこの報道及び日本陸戦隊が發砲して支那人を撃退したりとの報道は、日本官憲側の入手したる諸報道に於て否認された、沙市及び宜昌に起れる諸事件に關する諸公報を綜合するに其真相左の如し。

過去數週間沙市に於て行はれたる排日運動は十日日清汽船大元丸の同港に入港したる時、其最頂點に達した即ち支那學生を包含する排日運動者の羣集は、乘客の上陸と貨物の陸揚を阻害し本船に向ひ石を投ぐるに至つた、同船が宜昌に着したる時にも同様の妨害を受け、數千の運動者は波止場人足に壓迫を加へて船客の上陸と貨物の陸揚げを阻止した。

十三日日清汽船の大元丸が沙市に投錨するや、船客の上陸せんとする支那人船客を捕へ貨物陸揚げに従事する苦力に干涉し、其背中に暴慢なる字句を押捺した、沙市及び宜昌に於ける日本領事の要求に依り支那官憲は運動者を鎮壓せんとしたるも其効を奏せざりき、大元丸が十五日沙市を出帆し

たる後、運動者ご日清汽船使用人夫との間に喧嘩が起つた結果、兵士の干渉となりて一人夫は負傷した、日本官憲は是等の事件に關して交渉する處あり、支那官憲は一層嚴重の取締りを勵行すべきを約した、恐らく其結果ならんが、大吉九十七日沙市に入港したる時は何等の害だに受けなかつた其後引續き形勢は甚だ緩和された、沙市に於て支那學生ご日本砲艦伏見の陸戦隊に亂闘がありたるが如く報せらるゝに至つたと思はるゝ唯一の事件は、十五日宜昌に起つた事件である同艦乗組の一下士は該運動中に市街を通過したるに、一支那人ご口論し其結果多數の支那人運動者のため襲撃された、日本領事館所屬の一日本巡查部長は下士を救はんとして暴徒に虐待された、此報を聽き折柄上陸中なりし十名の水兵は現場に急行した、暴徒の多數は此時既に四散して居たが、尙ほ殘留し居たる少數の運動者は日本艦員に對して石を投付けた、遂に亂闘となつて數名が負傷し日本巡查部長は治療のため病院に送られた、宜昌に於ける日本領事は此種事件の再發を防ぐがため本件に關し支那官憲に交渉中である。

以上日支兩方面の情報に就て吾人批判を加ふるまでも無く、第三者たる外字紙は之に對して公平なる論評を試みたり、即ち十八日天津發東方電は該事件に對するビー、テイ、タイムスの論評を紹介したり、左の如し。

沙市事件に就きビー、テイ、タイムス曰く山東問題に對する長き排日運動の間、日本人は驚くべき克己自制を以て支那の暴行侮辱を忍べり、然るに愚なる學生等は不法にも外國商船に亂入し暴行を敢てせり、日本砲艦が自國の商船を保護せる行爲は當然なり、長沙の學生は聲を大にして外國の同情に訴へる積りなるも、固より何等の反響を引くに足らず、長江筋にて斯る暴行は屢々繰返されしが、斯くは商業を阻止し條約を蹂躪するのみならず、支那商人に對して戰鬥を挑むものなり、何となれば旅大問題に就き支那商人をして自由に好む所につかしむれば決して排日排貨の舉に出でざればなり、支那政府は此事件に就き更らに反省すべき實例を示されたる事を悟らざる可からずと、自己の非を掩はんが爲め無理解なる學生を利用し不法行爲を煽動するも外國人は其内幕を知り居れり、而して其腐敗政治軍閥の横暴なる個人的野心、神聖なる愛國心の缺乏壓迫して起つ事を知らざる人民の無智等は全く外國人を失望せしめたり、此事實は支那が好く諒解して外國に對し無益なる敵對行動に耽るよりは、自家改善に全力を盡すべき時機なる事を知らざるべからず。

第二項 沙市の國恥紀念游行會

五月七日、沙市の各團體は旅寄園操場に於て國恥紀念大會を開催す、是日來會者には商會副會長汪潤之、三育社長戴練江及び其社員約四百餘人に達し、學界側よりは振華學校、輔德學校、城立高等學校、甲種商業學校、聖路加學校、三育學校、感應堂學校、沙市高等學校等の教職員及び學生の臨場あり

り、報界にては長江商務報の一社舉て來會し、商界よりも參加者頗る多く、示威運動を開始したる時約二千餘人を下らずと稱せらる、各自手に一小旗を執る、一面には「收回旅大」「否認苛條」「勿忘國恥」「抵制日貨」「堅持到底」等の警句を認む、旋て開會地點より出發し、洋碼頭に至り、招商局總理の招待を受け邸内に入り休息すること約小半時間、再び隊伍を整て西行し、日本領事館前を過ぎ、青石大街に至るや、各商店均く爆竹を揚ぐ其聲囂々全城を震ふ、嗣て大街より操場に歸る、沿途遊行約十餘支里、旋て該操場に在て開會、對日絶交及び排日貨方法を宣布す、汪潤之登壇演説して曰く。

此次の對日運動には各界より參加頗る多く、特に日光を畏れず長途の遊行あり、愛國の熱忱實に欽佩すべし、唯該團に對する絶交は須らく經濟上より着手すべきなり、以後は凡て日人と取引する商賈は絶對に拒絶されんことを希望す、斷じて小利を貪り國體を破る勿れ、且づ五分間熱度の誦を受くるを免がれたし、更に暴動を敢てして交渉事件を惹起さる様注意あらんことを切望す、余個人として將來日貨不買の決心を持續する覺悟なり、諸君願くば此良心に乗て萬事處理されんことを乞ふ云々。

次で各團體に由り最後方法を討議せるに、戴練紅は意見四條を發表す。

- 一、外交後援會を組織する事。
- 二、職工勞働者に向て日貨を手にはせざるを勸導す。

三、全國に一致進行を通电す。

四、日貨検査は定期實行を期す。

時に各界均く賛同を表せり、旋て撮影して散會すと云ふ。

第三項 國恥紀念日後の排日狀況

沙市は五月七日國恥紀念遊行を舉行して以來、十一日には戴練紅の發議に係る外交後援會は荆沙外交後援會の名を以て出現したり、五月二十三日該後援會より日貨調査四十人を撰派し、各商店に赴いて現存日貨を調査す。

五月七日以前約定未着の日貨は六月二十八日限り取引を停止す。

凡て未着の日貨は一律輸入する能はず、否らざる者は其貨物を押收し燒棄を行ひ別に處罰に付すべし各業各帮均く此處分法に賛同す。

斯く二十七日又大規模の示威遊行を催ふす、參加團體都合六十餘。

輔德學校

荆沙外交後援會

荆州外交後援會

荆州水龍公會

江陵城高等小學校

荆州米業公會

定徽同鄉會

書業公會

石印業公會

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 紙業公會 | 夾貴街紙行公會 | 第一國民學校 |
| 寧波同鄉會 | 陝西同鄉會 | 山西同鄉會 |
| 四川同鄉會 | 黃州同鄉會 | 三育小學校 |
| 長江商務報社 | 江西同鄉會 | 元字團救火公會 |
| 感應堂 | 布業公會 | 染業公會 |
| 私塾聯合會 | 茶食公會 | 銀業公會 |
| 亨字團救火會 | 沙市高等小學校 | 菸業公會 |
| 廣東同鄉會 | 雜貨行公會 | 山貨行公會 |
| 錢灘營業公會 | 第二國民學校 | 疋頭公會 |
| 海味業公會 | 藥材公會 | 廣貨公會 |
| 江夏同鄉會 | 武昌絲業公會 | 普育小學校 |
| 三育社小學校 | 紅十字會 | 鹽行公會 |
| 莊布行公會 | 利字團救火會 | 棉紗公會 |
| 甲種商業學校 | 實業會 | 振華中學校 |
| 大布廠公會 | 貞字團救火會 | 聖路加中學校 |

- | | | |
|--------|-------|-------|
| 肉業公會 | 沙市三育社 | 絲煙業公會 |
| 南洋煙草公司 | 染織公會 | 雜貨店公會 |
| 西藥公會 | 零紗公會 | 輪船公會 |
| 帽業公會 | 米業公會 | |

游行人數約二萬人以上、是日各店悉く白旗を懸げ「否認二十一條」「收回旅順大連」の字句あり、游行後洋碼頭沙防營跡に至て開會、荆沙外交後援會名譽會長汪潤之主席となり、演説者十餘人、皆な痛快淋漓、聽者感動すと云ふ。

〇二十三節 武漢

第一項 國民外交大會の開催

第一 武漢學生聯合會の國民大會發起

此次の旅大回收問題に對して武漢各界の喧囂狂噪なるは京津滬沙及び各地方の蠢動狂態に較べて猶ほ熾烈なるが如く觀せらる、就中學界の狂噪尤も激甚、現に武漢學生聯合會の如きは逸早くも此事に因り宣傳ビラ數萬枚を散布し、游行講演に數日を費すなど排日舉動の魁を爲せり、但し各界の蠢動も適々目撃する所なるが、何れも單獨行動に止まり充分の効果無しと見てけん、學生聯合會は特に三月

三十一日武昌高商校に於て緊急會議を開き、各校二代表を推舉し、都合六十餘人の出席を見たり、是日許鴻を臨時主席に推し對日外交問題を討議せしが、僉な謂ふ京津滬寧には夫れ々々大規模の運動あり、吾湖北も亦急遽之が表示を爲さざるべからずと、遂に教職員聯合會と聯合し各界と聯絡して國民外交大會を發起することに決議されたり、且つ同會代表二人を舉げ教職員聯合會に出席して協商することゝなれり。

又一方、武昌教職員聯合會に在ては翌一日黃鶴樓該會會所に於て春季大會を開く、來會者二百餘人、龔劍川推されて主席となる、先づ旅大問題を討議に付す、張健曰く。

各團の輿論は日本が吾國の二十一條撤廢及び旅大回收の通牒を拒絶するを見て、之れ華府會議の原則に違背するものと認め、吾國に對して多く同情を表せり、是に於て吾國の交渉は結局勝利を獲ること必然なり、苟も吾國上下一致して積極進行せんか、日本は如何に強硬態度を持すると雖も終には屈服の已むなきに至るべし云々。

次で學生會代表起て、同會の決議に係る國民外交大會及び示威游行案に就き辯明する所あり、討論の結果、學生會決議案に對して全場異議な 贊同を表せり、而して左の三條項を決議す。

- 一、各界と聯絡して國民外交大會及び示威遊行を舉行す。
- 二、外交後援會を發起す。

三、世界通信社を組織して宣傳機關に充つ。

次で男職員張健、劉覺民、王義周、陳尙義、陳碧如、張蔭遠、喻斌如、彭石生、任格如、向瑛及び女職員范潔貞、張聞烈、李學薰の十三人を籌備員に推定し、經費は各發起人の負擔たるべしと決議し、遂に散會せり。

因に湖北收回旅大期成會なる者あり、同日旅大回收及び二十一條撤廢を以て各國國會に通電せり、其電文下の如し。

日本威脅所結之二十一條款、未經敵國國會通過、根本上已屬無效、此理至明毋庸多辯、乃敵國政府此次提出牒文、日本竟答復拒絕、並租期已滿之旅大亦抗不交還、不惟妨害我國主權、亦且破壞友邦在華之均勢、處此公理戰勝、決不容此帝國侵略主義之存在、貴會代表民意、伏祈主持正義、一致援助、是所企禱、湖北收回旅大期成會叩。

第二 國民大會當日の狂態

斯くて四月八日、武漢各團體の聯席會議の決定を経て、先づ武漢各團體外交後援會を組成し、且つ十二日を期し漢口に於て武漢國民大會を開き大示威遊行を舉行することに決議したり、嗣後外交後援會各股委員及び武漢學生聯合會幹部職員に由り數回籌備會を経て開會準備一切を整へ、當省官憲の了解を得て始て當十二日大規模の對日外交運動の實現したるを見る、是日此大運動に参加する者頗る衆

多。

●學界方面

- 中華大學
- 漢口明德大學
- 財政講習所
- 啓黃中學校
- 育才學校
- 三一學校
- 法政講習所
- 共進中學校
- 晴川中學校
- 外語專門學校
- 私立法政學校
- 高等商業學校
- 甲種工業學校
- 國立高師附中學校
- 一五學會
- 荆南中學校
- 第一中學校
- 職業教育研究會
- 武漢中學互進會
- 湖北中學校
- 第二中學校
- 日新中學校
- 省立甲種農業學校
- 鄂州中學校
- 平民學校
- 湖南中學校
- 公立法政學校
- 速記講習所
- 勻庭中學校
- 漢口輔德中學
- 文華大學
- 漢口博學同盟會
- 中法高等學校
- 成章職業學校
- 聖約瑟中學校
- 第一師範及附屬學校
- 甲種蠶業學校
- 商讀學校
- 美術學校

●團體方面

- 高師校友會
- 女權同盟會
- 漢口中學校
- 武昌總商會
- 華商總會
- 清和保安會
- 武漢律師公會
- 教職員聯合會
- 湖北經濟學會
- 江西同鄉會
- 武昌原壽堂
- 上稼園公民團
- 武漢輪公會
- 清真自治會
- 文華附屬中學校
- 聖保羅中學校
- 漢口商業學校
- 漢口總商會
- 永平公益會
- 黃陂同鄉會
- 湖北省憲期成會
- 漢口自治研究會
- 湖北教育研究會
- 武漢新聞記者會
- 武昌青年團
- 調濟工會
- 縫工會
- 廣益保安會
- 民新學校
- 第一師範同學會
- 半日學校
- 聯合救國團
- 中段同益保安會
- 黃梅同鄉會
- 湖北教育會
- 湖北法政學會
- 漢口四區公益會
- 武漢印書館公會
- 湖北典業公會
- 車夫俱樂部
- 永濟消防會
- 堤口大段保安會

蒲圻同鄉會

雲夢同鄉會

南漳同鄉會

香煙廠工會

漢口銀行研究會

沔陽同鄉會

中韓互助會

漢口租界人力車夫會

武昌青年團

湖北全省工團

夏口中段新興保安會

武廣福行幫

武昌時中共進書社

博文印書館職工救國團

其他各報館、各通信社記者及び軍警政商農工各界の如き、約五萬人以上あり、國民大會會場は漢口歎生路老圃側の野園に設けられ、場の中央には演台一座を据へ、台前には高く二大白旗を懸け、一は「武漢各團體外交後援會」一は「武漢國民大會」を大書し、又「否認二十一條」「收回旅大」「抵制日貨」「經濟絕交」等の白旗演臺の周圍に掛り、各人何れも紙製小旗を手にし悉く排日的字句の認むるあり、却説、午前十一時頃搖鈴開會、先づ任松如を主席に、張健、許鴻を陪席に推擧す、旋て任主席經過狀況を報告して曰く。

同人等は三日前武昌青年會に於て本會を發起せるもの、時間倉猝、準備不完全なるに拘はらず、今日此盛況を見るは、我國人心未だ死せざるを證するに足るべし、同人等の歡喜之に過ぐるものなきふり。

次で各團體代表交々起て演説を試み、次で張健は簡單に「旅大問題の經過及び日本の二十一條強訂を説明し且つ此次我國の撤起通牒を拒絕せるは華府會議に違背するを論駁し、最後に國人は死を誓て力爭し、五分間熱度の諒を免がれ」と結べり、其後數番の演説あり、繼で對日辦法を論議せるに、其結果左の四項決議せらる。

(甲)全國通電。

- 一、全國に湖北外交後援會委員會の組織を通電す。
- 二、全國各界に本會開會情況を通電す、其電文左の如し。
日人對於交還旅大及取消二十一條兩案、蔑棄信義、吾人誓與不共戴天、情願犧牲一切、非達到交還旅順大連及完全取消二十一條不可、苟有遲廻瞻顧者、吾人即認爲公敵、當與國人共討之、臨電迫切、無任憤慨、武漢國民大會叩十二日。

(乙)對日經濟絕交、其方法下列の如し。

- 一、日貨を買はず。
- 二、日幣を用ひず。
- 三、日本に原料を供給せず。
- 四、華人は日人經營の工商業に備用せられず。
- 五、對日外交委員會を組織して對日絶交の進行を督促す。

(丙)英文電報を用て世界各國政府國民に向ひ日人の蠻横無道情況を宣布す。

(丁)國民大會の名義を用て直接日本政府に警告す。

以上各項に就き任主席の報告あり、且つ甲項の外交委員會組織を聲明し、各團體より代表を推舉して共同協商あらんことを要求し、斯に決議畢り、午后一時始て三大隊に分て出登、示威大遊行を舉行す、即ち第一隊は生成里に出て後花樓に至り、直に花市街に上り鮑家巷に出て、四宮殿を下る、第二隊は馬路より觀音閣に至り、堤街より進て緯子街に出て、鮑家巷に進み河街より河を下る、第三隊は歎生路より猪巷に出て、前花樓に進み直に鮑家巷に至て下る、後ち夾街より永寧巷に進み、河街より河を下る、渡江後仍は武昌漢陽に在て各歸途に順て游行し且つ宣傳ビラを散布す、沿途の商店居民多くは白旗を懸ぐるあり、是日各校各團の散布せし宣傳ビラ約十餘萬枚、三十餘種の多きに達せり特に其簡要なる者一種を載録すれば即ち下の如し。

各界同胞呀、今天已是四月十二日了、三月二十六日、日本就應該要交還我的旅順大連兩個良港、過了這多日子、日本還根據那全國否認的二十一條要延長租期到九十九年、同胞呀、那二十一條、是民國四年、日本強迫袁世凱私人承認的、國會并未通過、在巴黎華盛頓兩次會議、早經我國的代表、向各國宣佈無效、日本當然再無藉口要求的餘地、同胞呀、我們是中國的主人、中國亡了、我們是要做亡國奴的、事緊了、時急了、趕快起來、照下面的法子去做呵、(一)不買日本的貨、(二)不用日本的

鈔票、(三)不坐日本的船、(四)不把原料賣給日本、武漢各團體外交後援會啓。(四月十二日)

第二項 武漢の國恥紀念大會

五月九日(即ち國恥紀念日)前、湖北外交後援會委員會及び湖北全省商界外交後援會の發起に依り第八週國恥紀念大會を漢口歎生路老圃に開催すること、なりぬ、開會當日となるや、來會署名せる團體總て三百餘、人數約六萬と註せらる、午前十一時半開會、商會代表鄭慧吾を臨時主席に推し、又教職聯合會代表劉覺民、武漢學生會代表何恐を陪席に擧ぐ、先首鄭主席に由り開會主旨を報告し、次て任揮如に由り誓詞を宣讀せらる、其詞に曰く。

「大中華民國國民は最眞勢の心思、最決絶の意志を以て對日經濟絶交を實行するを誓ふ、日本が二十一條を撤回し旅順大連を還付するに至て止む、天日上に在り、實に此心を鑒みよ、謹て誓ふ。」
一句を讀む毎に衆萬歳一回を呼ぶ、來會者感動せざる者無なかりき、次で何恐等相繼で演説し、台下拍手雷の如し、十二時半に至り中央幹事會より游行の報告あり、來會各團體を五大組に分つ。

第一組 法政講習所、啓黃中學校、甲種工業學校、經濟學會、南漳學會、育才學校等。

游行路程は後城馬路より横堤に出て、新街を過ぎ集家嘴に至り、直に平家巷に至り河を下て渡江す、
第二組 佐治學校、文華大學及其附屬中學校、高等師範及其附屬中學校、集文學校、中華大學、湖南

中學校、甲種農學校、財政講習所、武漢中學校等。

游行路程は六度橋より長勝街に至り、戲子街に轉じて陶家巷に出て、大夾街に進み鮑家巷に至り、黃陂街を經剪刀子街に至りて河を下る。

第三組 勺庭中學校、第二中學校、第一師範學校、外語專門學校、荆南中學校及省立、半日、法政、一中、甲工、甲蠶等學校。

游行路程は青蓮閣より半邊街に至り、戲子街に出で梳子街に走り、青龍街を過ぎ四宮殿に至りて河を下る。

第四組 三商、培心、關西、日新、清和、商益、堤口、下堤、普濟、敦仁、濟生、漢劇會、新劇會等
游行路程は馬路觀音閣より橋口に至る、正街に轉じて河を下る。

第五組 輔德中學、青年會、商業學校、寧波同鄉會、聖保羅中學、啓智、扶輪等。

游行路程は戲生路より中國銀行側に轉じ、大智門停車場を下り再び三元里に至りて轉回す。

是日、武漢市民の門頭には均く五色旗を懸げ、國旗の中間に「國恥紀念」四字を貼付し、更に白布を街衢兩側に横掛し、布面には「欲雪國恥、請先經濟絕交」或は「萬衆一心」と大書する有り、後城馬路、黃陂街、戲生路一帶の商店は學校往來の要路に當ればとて學生等を歡迎すべく盛に爆竹を放てり、而も萬國春、先施公司、廣生行、馬玉山糖果公司、謙賓樓の如き尤も歡迎の意を表せり、更に振華公司の如きは店頭に大鏡鼓各一個を鈎し、誼々闐々、國民警醒の聲なりと稱す、又愛國公司是特に日餅を製造し販賣員を四方に派して意外の獲得に北叟笑む向も有りしとぞ。

第三項 漢口商界の排日大游行

漢口商界は五月二十一日に於て排日大游行を舉行す、是より先き湖北全省商界外交後援會の十一日會議の時、錢業紗業兩邦が各邦聯合して商界游行を舉行すべしと提議せるに、各邦大に此議に賛同を爲し、即日該後援會に準備一切を委ね、先づ各邦商店に通告して游行加入者姓名を登記せしめたり、但し一店四人を限りとす、旋て又游行旗の方式及び游行規則を制定して各邦に通告し、各事準備完成を告ぐるや、遂に十七日常務幹事會を開き協議の結果、二十一日を以て游行期日と決定せり。

却説、當日には各邦の游行商人各自「收回旅大」否認「二十一條」等字句を書せる旗幟を手にして、皆齊く萬壽宮に集る、當日參加各邦は次の如し。

漢口商會代表

武昌商會代表

商業公會

楚安公司代表

緯華紗廠代表

五金幫

長郡幫

上海旅鄂雜貨幫

川藏幫

雜貨幫

雜貨公會

油臘幫

- 海貨幫
- 康西酒廠
- 染織公會
- 疋頭公會
- 玻璃幫
- 覃懷幫
- 機器軋花幫
- 江西吉安幫
- 電業公會
- 銅業公會
- 半邊街山貨幫
- 洋紗幫
- 黃絲木油幫
- 棉花公會
- 紙業幫
- 國貨疋頭幫
- 板帶幫
- 福建幫
- 提莊衣業幫
- 昭武書院
- 裕生公司
- 茯苓行幫
- 米糧幫
- 英租界典幫
- 錢業公會
- 煙業行幫
- 茶葉幫
- 本地雜貨幫
- 綢緞幫
- 絲線幫
- 江西金業公會
- 藥商公會
- 報關行幫
- 洋油幫
- 顏料幫
- 紫花幫
- 號棧幫
- 油行幫
- 報關行幫
- 河街山貨幫
- 衣幫公會
- 香煙公會
- 瀏陽鞭砲幫
- 棉紗公會
- 廣貨幫

華界典幫

藥材幫

參燕幫

飲片幫

草帽幫

各幫集合後、旋て出發す、先驅者たる徐榮廷、萬澤生、呂超伯等商界の重要人物は各大旗を執り、上面には「湖北全省商界游行」實行經濟絶交等の字句を認めあり、各幫商民之に従て徐行す、萬壽宮より緯子街に上り、大夾街を経て永甯巷に出て、鮑家巷に至て黃陂街に轉じ、更に前花樓に至て生成里を過ぎ、後城馬路に至て漢口總商會に着す、會前には國旗飄々空に翻き、軍樂迭々奏し、爆竹と拍手の聲相應じて四邊に震ふ、是日商會の中庭に高台を設け、商界外交後援會正幹事長呂超伯台に登り演説す、曰く。

今日外交後援會は商界對日運動大游行を發起せるに、各商幫踴躍して加入されたり、團結の精神能く人をして感佩せしむ、人心未だ死せず國事爲す可きのみ、尤も喜ぶべき事に屬す、然其此喜ぶべき中に在て又極て痛むべき事あり、并は民國四年訂約されたる二十一條協約是なり、初め袁世凱皇帝たらんと欲して民命を顧みず、繼で徐世昌大總統たらんと欲して之に對し敢て抗爭を試みず、都て個人私利を事として全國に大害を貽せり、此時軍閥横行し私利私慾に走せ遂に此亡國事件を措て顧みず、是に於て我等國民は不得止自動の作爲あり、曷ぞ痛嘆に堪へんや、願くば諸君自動的精神に基き目的を貫徹せられんことを、而して美滿の結果を得て後ち止むべき而已、各自所持の旗幟は

銘々家に持ち歸りて之を座石に懸け、永久の紀念品と爲されんことを希望す、這は外人をして我民氣の侮るべからざるを知らしむるに足るべきなり云々。

演説畢り、遂に散會を宣す、游行者の全く退場せしは、三時過なりと云ふ。

第四項 五月三十一日の水上游行

五月三十一日、武昌商界の對日示威游行を舉行せし時、武漢航業界も亦航業公會の發起にて水上大游行を舉行したり、該游行は武漢未曾有の示威運動なりければ、當日武漢の市民紛々江の兩岸に蟻集し見物する者無慮數萬を下らざるべく、武昌の黃鶴樓、漢陽の晴川閣、漢口の招商碼頭等の如きは殆ど立錐の地なき程に人牆を作りぬ、唯武昌黃鶴樓の懷白酒樓は見物人多きに過ぎ河沿の一部倒壊して大部分路上に墜落し即死者九人、負傷者四十餘人を出したりと、茲に水上游行状況を述ぶること左の如し航業公會は游行期日前に一切準備を整へ、愈々當日となるや、午前九時頃小河口に集合する小蒸汽四十四艘、民船一百隻整々排列さる、漢武號主船と爲り、漢文平安兩汽船は來賓接待に當り、其餘の各小蒸汽は何れも民船を後方に従ふ、即ち武漢、鴻利は各寶慶郡の民船六隻を拖き、吉星、康平は共に湘衡郡の民船十隻を拖き、漢陽、安平は各湘衡郡の民船五隻を拖き、君山、萬驛、鴻運、快勝は各漢陽郡の民船六隻を拖き、逸羣、恒大は共に駁船郡の民船十隻を拖き、文運、萬利は共に永興郡の

民船十隻を拖く、其他は各三四隻を拖く者亦多し、措て各船の運動開始するや、各小蒸汽の間隔約一丈、魚貫して進む、主船及び來賓接待船兩艘には、均く國旗及び航業公會名旗と「還輪絶交」「收回旅大」の大白旗を揚げ、其他の小蒸汽及び民船にも亦「收回旅大」「經濟絶交」「取消二十一條」「不裝日貨」等字句を認めし旗幟を船の前後左右舷に押し樹てたり、九時頃集合地點より出發、漢陽江邊に沿て遡江し、沌口に至て排列を整へ撮影の後、長江を渡り白沙洲に出で、武昌江邊に沿て下行し、徐家棚に至り、江を渡り漢口露租界に至る、更に漢口江邊より遡江して小河に進む、是に於て各民船を解き單に小蒸汽のみにて溯江游行し、赫山方面に至て始て解散す、時に午後三時半なりき。

聞く所に據れば、船業公會は水游行準備に着手せざる前、二十九日同會の幹部連集合して該游行辦法を決議したる後左の五項を決議宣布したり。

- 一、日貨を船積せず。
- 二、専ら日人に雇傭せらるゝことを爲さず。
- 三、日幣を使用せず。
- 四、武漢船業外交後援會を組織す。
- 五、以上各項は五月三十一日水上游行後之を實行す。

又之と同時に各商店に對し爾後日貨を船積する者あれば其損害の責に任せざる旨通告したりと。

第五項 武昌の五月三十一日陸上遊行

武昌の商界外交後援會も亦對日示威遊行の發起あり、其遊行方法は一切漢口商界の前次遊行に倣ふ、是日武漢水上遊行の舉行ありし時にて、午前十時、遊行商幫前後して武昌商會に集合す、都合八十餘幫、人數約四萬餘人、十一時隊伍を整て出發、商會長及び會董四十人先驅となり、各警戒旗を執り、大鼓警鐘之に従ひ雜々闐々、莊嚴悲壯の氣あり、先づ王府口より閔馬廠に至り、後宰門を経て火巷に出て、更に長街に入て司門口に進み、青龍巷より府街口を過て糧道街に入り、巡道嶺、東門坡、棋盤街を経て曇花様に出て、正衛街、武服門街を過ぎ草湖門に出て、一、二、三、四馬路を経て第一紗廠に至り、更に折て江邊大隄より直に漢陽、平湖、文昌の各門を經、鮎魚套に至て解纜街、十字街を過ぎ保安門に進み、商會に歸り始て散隊す、時に午後四時なりき、沿途の秩序整肅、各學校各商店均く歡迎旗を懸け且つ爆竹を放て歡迎の意を表す、而も外語專門校、美術學校、商業學校、中華大學、甲種工業、第一中學校等學生均く校前に整列し旗幟を舉て敬意を示せり、鮮人李基彰なる者「國破家亡、流離異國」と書せる白旗を手にして斗級營口に停立し、觀者尤も感動すと云ふ。

第六項 湖北外交後援會委員會と湖北全省商界外交

第一 兩界外交後援會の異同

此次の旅大回収問題發生以來、武漢方面に於ける排日風潮は四月十二日開催されたる國民大會の示威遊行に依て愈々氣勢を高調し、而して該大會より出生したる對日外交後援會に依て愈々助長されたる觀あり、見よ其後の排日運動は毎に該外交後援會之が經となり各團體之が緯となりて蠢動する状態にあればなり、這は武漢の各團體が排日排貨即ち彼等の所謂對日經濟絶交を敢行すべく唯一武器として組織されたる集團機關なればなり、是故に武漢方面に於ける排日狀況實相を知悉せんには自ら此集團機關の組織内容及び其行動如何に就て探究するの要あり。

却說武漢方面に於て外交後援てふ美名の下に所謂對日經濟絶交を一般商民に強要しつゝある排日團體は即ち湖北外交後援會委員會及び湖北全省商界外交後援會の二者是なり。

湖北外交後援會委員會は此次排日風潮の發生當初より蠢動せる武漢學生聯合會を筆頭に、武漢律師公會、武昌教職員聯合會、湖北自治研究會、湖北省憲期成會、湖北教育會等の政學各界の團體代表が四月十二日漢口老圃に於て舉行されたる武漢國民大會の決議に基き(第一項第二參照)同十五日組織せるものにして、其性質從來の排日團體と異ならざるが、蓋し其行動過激にして動もすれば越軌の沙汰あり、市井浮浪の徒之に接近し又は京漢鐵道の罷工失敗者、孫文一派の南方政客、基督教青年會其他の親米派等暗中挑撥し、或は愛國運動に藉口して何等か己れの爲にせんとし、或は紛擾に乗じて事を

構へんとす、故に其散布する宣傳ビラの如きも排日以外或は軍閥打破を絶叫し、或は片馬問題を云爲せる者あり。

次に湖北全省商界外交後援會は前記湖北外交後援會委員會に對抗して、武漢商界の有力者が發起組織せるものにして四月二十九日の成立に係り、其漢口本部(漢口總商會内)は湖北全省商會聯合會々長及び漢口總商會會長以下各會董事を幹部とし、行動頗る組織的秩序的にして、且つ商界の事は商人自ら之を處理すべしと爲し、暗に該委員會の行動を牽制しあり、吳佩孚蕭耀南等の軍憲之が背景を爲すと稱せらる。

今此等兩團體の勢力如何を觀るに、政學各界の烏合團體たる該委員會が多錢善く購ふ商界要人の團體たる外交後援會に及ばざるは明かなり、然其委員會の各分子は排日運動を以て何等か爲にせんとする點に就て一致し、且つ浮浪の徒の日貨検査等の暴行と相俟つて實行力に富めるも、後援會の各分子は一部の排日貨等を以て已れに利せんとする者の外、大部分は排日貨等を不利とし衷心之に反對し、唯表面所謂愛國運動に不同意を表すべくもあらずして附和雷同を餘儀なくしあるに過ぎざるが故、自ら結束力に缺くる所なき能はず、此點に於て委員會は後援會を監視するの狀あり。

要之、二團體並立して對外行動を共にする間、排日行動は或程度まで効を奏し、爲めに日支商民の蒙る打撃は益々多大なるものあるべし、去れど各團體の内情既に叙上の如く相互間利害關係の相反するものある而已ならず、組織各分子間亦同床異夢の觀なきにあらざるを以て、今後二團體が何時まで對外的行動を一致し得るや、甚だ疑問なること共に其不一致に陥る時は聽て對内的紛擾を醸成するの時間なるべしと觀測せられあり。

第二 湖北全省商界外交後援會の排日行動

A、幹事會の市街游行決議

漢口總商會内に本部を置く湖北全省商界外交後援會は、其後會務の進捗を圖らん爲め各役員の當番日時を左の如く定めたり。

毎週	職務	主任	上班 自正午 至三時	下班 自三時 至六時
月曜及木曜	文牘股	呂超伯	李荻心	周星官
	調査股	趙典之	涂芝光	蕭純卿
	宣傳股	周韻軒	任漢臣	杜樹棠
	會計股		徐榮廷	鄭燮卿
	庶務股		程榮卿	余水清
火曜及金曜	文牘股	蔡輔卿	王義甫	張餘仲
	調査股	劑仁山	汪美堂	陳福綠

宣傳股	鄭慧吾	吳漁釜	周允幹
會計股		方少岩	黃錦衡
庶務股		李鼎安	王禹廷
水曜及之曜		秦櫻卿	范階才
文牘股	萬澤生	樊步青	胡瑞芝
調查股	楊松圃	陸德澤	杜秀卿
宣傳股	楊貞生	劉少卿	余德馨
會計股		蘇心娛	周衡卿
庶務股			

斯くて五月十一日には幹事會を開きて、各幫商人の市街游行を舉行するの議を決し、翌十二日各商店に對して左の如き。

- 一、店主或は支配人及び其他の重要職員を每軒四名以内游行に参加せしむる事。
 - 二、三日以内に参加者の氏名、資格を届出づる事。
 - 三、参加者は游行の際「某々號、對日經濟絶交」と記せる旗幟を携帯する事。
 - 四、游行舉行の日時等は追て通知する事。
- 等を通告せるが、十八日に至り参加届出者一千餘名に及べるを以て、同日幹事會再開、愈々二十一日

游行を舉行するに決し、各商店に此旨通知せり、游行當日の様子は前項既に陳述する所あり(省略)

B、本支部の日貨検査隊組織

- (一)武昌總商會の照會に依るに、同會々董盛端樵、易詞臣等は最近駐漢米國領事と會見したるが、其際米國領事は盛等に對し「米支貿易は日一日發展しつゝ、あり支那の需要洋貨は米國百餘の大工場より代つて之を供給すべし云々」と言明せりと、茲に本會より各商店に對し、若し米國品を需要する者あれば駐漢米國領事を経て米國工場に紹介すべき旨通告する事。
- (二)湖北外交後援會委員會の照會に依れば、該會は六月一日以後各町内に於ける日商の廣告を調査撤毀するに決せりと、就ては本會より各商店に對し若し此種日商の廣告を發見せば直に該委員會に報告する様通告し、並に各新聞社に對し日人の廣告を掲載せざる様要請する事。
- (三)五月三十日本會より人を上海に派遣し再後同地に駐在して日貨密購者を調査報告せしむる事。
- (四)本會調査股の報告に依れば、日貨に代用すべき國貨は左の如し。

- イ、織物に屬する者。
- 夏季 北京市布(日貨綾木綿の代用)。
- 漢口提花方格布(日貨雙子織の代用)。

秩季 漢口三角緞、冲花綢、條花綢。
ロ、綿糸に屬する者。

上海大中華紗廠の十六手金城牌、十六手大中華牌、十手雙喜牌、十六手大福牌、二十手五福牌。就ては本會より各商店に對し此等國貨の消費を勧誘する事。

又漢陽支部（漢陽商會内）に在ては武昌支部の辦法に倣ひ日貨検査隊を組織し、五月二十六日より左の規定に依り漢水出入口貨の検査を實行しつゝあり。

(一)漢陽東門より鸚鵡洲に至る間を第一大區、武聖廟より橋口、黑山下に至る間を第二大區となす。

(二)右二大區の各碼頭に夫々検査員を派遣して隨時検査せしめ、若し未登記の日貨あれば之を抑留し本支部に送交處分すべし。

又各街路は隨時検査員より注意する事。

(三)検査は本支部各帮商人と會同辦理す。

C、咸寧籍商人の後援會援助

漢口に在る咸寧籍商人は其數尠からざるが、彼等の一部は五月二十五日湖北省商界外交後援會の行動を援助するの目的を以て、商界外交後援會咸寧協會なる排日團體を組織すべく發起せしが、該團體は六月一日成立し、同時に其事務所を漢口横堤街に在る咸寧會館に置き、毎日曜一回開會して本籍

商人に對日經濟絶交に關する事項並に國貨提唱に關する辦法を協議するに決せり。

D、長沙事件後の臨事特別會議

今次の長沙事件に關し蕭督軍は我林總領事より強硬なる交渉を受けたる結果、六月四日午前十時副官二名を特派して左の八名を督軍公署に招致し懇談する所ありたり。

湖北全省商界外交後援會幹事長呂超伯

全 副幹事長蔡輔卿

全 副幹事長萬澤生

全 會計股正主任徐榮廷

漢口總商會會長周星堂

全 副會長鄭燮卿

武昌總商會會長呂珩伯

全 副會長左仁親

斯くて呂超伯等八名は同日午后二時該後援會の幹部全體を漢口總商會に召集し緊急會議を開き。先づ蕭督軍懇談の内容として蕭督軍が長沙事件に關し呂等より武漢商界に對して、此際妄舉妄動を戒むると共に今後對日行動は必ず和平態度を以てし、若し治安を擾害し國際交渉を妨害するが如き者あれ

ば斷然之に干渉すべき旨傳達方を請へることを宣布し、協議の結果同夜臨時緊急會議を召集するに決定せり。

繼で該特別會議は同夜八時開會、十一時閉會せるが、出席者約二百名の多に達す、先づ呂超伯主席に推され、開會の主旨を宣し之に對して討議の結果、該後援會今後の行動に關し數項の決議を爲せり、呂主席の宣言及び會議の狀況略ぼ左の如し。

一、呂主席の宣言 鄙人一年來官廳に出入すること稀なるが、是れ軍閥政客と相接洽するを欲せざるに因れり、今次商界後援會を發起し且つ組織するに至りしは純然たる愛國の舉動に係れり、今日午前十時忽ち蕭督軍の召請に接し往いて會見せるに、蕭督軍は曰く「商民の愛國は素と極て賛同する所なり、且つ貴會諸君の對日經濟絶交は整然秩序あり、頗る感佩する所なり、唯前一日長沙事件發生し昨三日駐漢日本總領事來署して聲明すらく、此風潮險惡の際應に和平辦法を講じ日人をして惱怒せしむる勿れ、殊に日人日用の糧食は最重要に屬す、若し不利の事發生せば恐らく責に任じ難く云々」と、「本督軍署は屢次報告に接せるが、眞誠の愛國者は固より多きも事端を藉りて妄動する者亦少からず、貴會諸君は對日經濟絶交の領袖なれば今後務めて和平穩健の態度を以て主義となし、最も國際利害を慎重考慮して激烈の行爲及び無意識を舉動あるべからず、且つ他人の自由を脅迫干渉すべからず、凡そ今後游行を準備する者あれば直に之を勸阻し以て妨碍を免がるべし云々」

最後に蕭督軍は手書一封を鄙人等に手交し之を各方面に傳達すべく要求したるか、其内容は叙上蕭督軍の談話と略ぼ同じ、茲に本特會を召集せるは之に關し善後處置を協議せんが爲なり云々。

二、會議の狀況 呂主席の宣言畢るや、退場する者八九十人に及べるが、其餘の在席者は或は沈黙を守り、或は不満の意を表し、或は之を以て蕭督軍が日本の威嚇に恐をなし愛國運動に干渉するものとなし、或は婉曲に軍閥を打破するにあらざれば愛國の目的を達し難しと論じ、或は蕭督軍の談話を以て第一歩の干渉となし懸て第二歩の干渉命令を發せらるべきを云爲し、或は干渉甚しきに至れば之に對する抵制策を講むべく目下干渉を恐るゝの要無しとし、或は商界以外の各界が該後援會の勸阻に應ずるや否やを危ぶむ等、議論沸騰せるも、最後に半數中立派の調解意見に依り漸く平靜に歸し、結局左の六項を決議せり。

- (一) 對日經濟絶交は繼續進捗せしめ中途疎懈するを得ず。
- (二) 長沙事件に對しては暫く文字上の援助を爲す。
- (三) 和平堅持の態度を以て交渉進行の後楯と爲す。
- (四) 凡そ激烈及び治安妨害の行爲を爲す者あれば直に法を設て制止し以て他故を醸成するを免る。
- (五) 若し各方面に於て游行を準備する者あれば暫時之を停止し以て今後の時機を待つ様勸告す。
- (六) 宣傳股正主任周韻軒、副主任鄧慧吾、庶務股正主任程榮卿及び調査股副主任楊松圃の四名を代

表に推し、五日后漢口堤口下段保安會内に在る湖北外交後援會委員會に派遣して、此決議條項に照し一致の行動を執る様交渉せしむ。

E、日貨調査辦事規則の議定

該後援會漢口本部は六月八日、日貨調査辦事規則なるものを決議し、十日之を發表施行するに至れり、而して該規則は五九紀念日以降實行しつゝある未登記日貨の取引防止を徹底せしむる一便法として採用せられたるものにして、全文左の八個條より成り、之が實行は各幫商より義務調査員二名宛を推舉し、後援會調査股職員と共同調査に任ずるものとす。

▲貨調査辦事規則

第一條 調査員は本會章程第六條二項の規定を遵守し範圍外の行動をなすことを得ず。

第二條 調査員は調査股主任に服従するの義務あり若し重大事項あれば主任の指示を受けて之を處理すべし、會章に違反し擅に自ら處理することを得ず。

第三條 調査員は各商店に赴ける時は先づ調査員證を該店經理に提示し其査閱を受けたる後は之を回收保存すべし。

第四條 調査員は貨物調査の際其日貨なるや否やを明細に辨別し以て朦混を防ぎ他争を免るべし。

第五條 調査員は公平に検査を行ひ挾嫌誣指及び譎詐に類する行爲あるべからず又名を藉りて招搖

し私情を以て庇蔽することを得ず。

第六條 調査員は本埠に在る者は毎日調査事項及び調査状況を來會報告し以て之が對應處置を公決するに便すべし、若し臨時重大事項の發生に遭へば本會主任大會に之が處置を仰ぐべし。

第七條 調査員は外埠に在る者は毎日調査状況を列表して本會に寄報し以て隨時審議處理するに便すべし。

第八條 今次の調査實行は純然たる愛國運動となす、調査員は各商店に至り調査を行ふ際務めて和平態度を持し本會の主旨を申明し以て誤解を免るべし、愛國心を激發し任意騷擾及び強迫威嚇の行爲をなして本會の名譽を毀損し調査の進行を妨害すべからず。

後援會の行動は官憲の取締を受け表面上概して消極的となれるが如きも、唯日貨調査の妄舉に至ては着々進捗し、調査股職員は漢口市内に於て各幫推舉の義務調査員と協力調査を實行しつゝある而已ならず、其他の地方に對しては之を長江上下流及び漢水の三區に分ち每區調査員二名を派遣し、各埠後援會支部(各商界内に在り)と協力辦理せしむるに決し、現に此等調査員七月一日漢口を出發する筈なるが、又六月二十四日には荆沙後援會支部の提議に基き、調査の結果會則に違反せるものを查出したる時は之に對して左の罰則を適用するに決定せり。

一、罰金は買値を以て標準となし其何割と定む。

二、初犯は三割、再犯は六割、三犯は九割、四犯は全額とす。

F、各幫外交協進會の促設

是より先き後援會は日貨調査の事に關し漢口總商會と連名の上、上海總商會に照會する所あり其内容下の如し。

外交後援會成立し對日經濟絶交を實行して以後、各商幫等相次いで各幫協進會を組設し以て本會の後盾となれり、唯刻下日貨調査を豫備するに際し各處よりの函報に據るに、上海よりの輸入日貨尙ほ多く殊に對付し難し云々と、茲に貴會に請ふ、直に日貨の輸入に對する辦法を講じ、各界及び報關行等を召集協議の上、經濟絶交の進行を助け以て同人一致の効果を收むると共に、之を藉て日本の覺悟を促さんことを期せられ度し云々。

斯くて六月二十日には後援會は官憲の干渉を免れんが爲め、從來日貨の登記及び調査に際し使用し來れる會印を廢止するに決せるが、一面には名を捨て實に就き益々其基礎を鞏固にせんが爲め各幫をして七月一日迄に外交協進會の組織を全部完了せしむるに決し此旨各幫に通告せり、而して各幫中之を完了せるものは六月二十八日迄に二十餘幫の多きに及べるが如し、此等外交協進會の内容は固より後援會と異なる所なく、即ち其支部と見て不可なきものにして、其主任は各該幫の公事を以て輪番に之に任じ、事務所は各該幫の公所或は董事の商店若くば私宅を以て之に充てられたり。

G、在漢日本商業會議所及在漢各國商業會議所への通告

其後武漢方面の排日風潮は我當局より再三強硬なる交渉ありてより以來支那官憲の取締稍や嚴重となりて、表面上較々平穩に歸したる觀なきにあらざるも、裏面に於ては依然排日貨運動の具體化しつつありて、叙上の如く日貨調査の實行を期し、現に排日氣勢の助長されつゝあるは、敢て疑義を挾むの餘地なきなり、斯くて排日運動は漸次峻酷の度を加へ來ると同時に、其範圍益々擴大さるゝ恐れあり、實に在留英米人は排日運動が排外運動に化し去らんやを虞り、屢々支那官憲に向て警告を發せしことあり、并は外人排斥の傾向は畢竟國際貿易的秩序を擾亂し且つ國際條約的基礎を搖動せしむればなり、是に於て支那側殊に該後援會は今後日本側の抗議干渉は免も角外人側よりの警告頻發するを恐れてにや、急遽對日運動の範圍を聲明すべく、外人側に向て通告を發するに至りぬ、茲に排日辯明書とも稱すべき通告文を在漢の日本商業會議所及び各國商業會議所宛て呈交せること左の如し。

(一)在漢日本商業會議所宛覺書。
逕啓者、中日國交、向極親善、商務關係、尤爲繁密、而二國商人間之情感、更爲真摯濃厚、近來敝國商人所以一變其歷來之態度者、斯有不得已之苦衷、大中華民國四年、貴國提出二十一條之要求、(一)純係片面的意思、(二)絕無交換的利益、(三)被迫脅的承認、(四)遭國會的否決、無論如何、不能認爲有效條約、已不待言、況此種條約、危害我國國家之存在、違背中日二國共存之原理、並侵奪

各國在華既得之權利、在貴國政府及商人、實無取得此種要求之必要、而在敵國政府及商人、苟承認此種要求之一最小部分、即與國家之存在、及個人之生存、發生極大障礙、簡言之、即滅亡是也、敵國隱忍八年、本望貴國政府根本覺悟、完全撤回此種要求、不意本年遼東半島及安奉鐵路租期已滿、貴國政府尚不交還、是貴國政府始終無完全撤回二十一條要求之誠意、敵國商人出於萬不得已、始不惜犧牲營業上之利益、一變其歷來親善之態度、而為最和平最委婉之表示、惟望貴國商人、速以相當方法、促貴國政府之覺悟、俾即日無條件的撤回二十一條要求、並交還遼東半島及安奉鐵路、庶中日兩國商業、復歸於繁榮、以免敵國商人為更進一步之犧牲、至級公誼、此上日本僑漢商會。 湖北全省商界外交後援會啓

(二)在漢各國商業會議所宛通告書。

為通告事、貴國人民之僑居敵國者、業務之繁榮、生命之安全、感情之融洽、實以商界為最、良由敵國商人、均以和平寬大、光明正直諸德相勉所致、事實俱在、非過量之飾詞、當為貴會所諒解、不幸近日有人謂敵國商人、有一般排外人之傾向、將擾亂國際貿易的秩序、及搖動國際約的基礎、或指為某一團所指使、或漫云有過激派的侵入、此實大謬不然、敵國商界、近日之運動、其動機為純潔的愛國心、有一定之範圍與時間、質言之、實出於萬不得已、無論何人、皆能了解之一種行為也、大中華民國四年、大日本帝國、突向敵國、提出二十一條之要求、謹按此種要求之經過、對於國際上一般的

條約應有的要件、全未具備、絕對不能認為有效、(一)純係片面的意思、(二)全無交換的利益、(三)強暴迫脅的承認、(四)未經國會通過、事理至明、當能共諒、再敵國人民對於以前任何國家、具備一般條約上要件的條約、雖有極大的犧牲、絕未加以否認與懷疑、或請其再議、敵國人民信任國際條約、至為明瞭、即此次不承認二十一條之要求、正以此種要求未具備一般條約的要件、恐開國際惡例、以搖動國際條約的基礎、自不待言、況在日本方面、實無取得此種要求之必要、而在敵國方面、苟承認此種要求中之一最小部分、即足以危害敵國國家之存在、及個人之生存而有餘、且此種要求中、無一點不侵害各國對華條約上之權利、敵國人民、為維持國家之獨立、保全個人的人格、與國際上新秩序、尤不能承認此種要求為有效、敵國人民之所以隱忍至於八年之久者、本望日本政府之覺悟、至本年遼東半島及安奉鐵路租期已滿、日本政府尚不交還、乃確知日本政府無撤回二十一條要求之誠意、並為實行的開始、敵國人民實無再延一日再讓一步之餘地、出於萬不得已、乃有近日種種對日本臣民之希望、然仍一本於和平寬大光明正直、所希望於日本臣民者為何、即早以相當之方法、促日本政府之反省、即日無條件的撤回二十一條之要求、與交還遼東半島及安奉鐵路是也、絕無其他的意思、再此次運動、全為敵國商人自動的、亦無其他的關係、且專以對日為範圍、以日本政府無條件撤回二十一條之要求、交還遼東半島及安奉鐵路之日為終期、亦無其他的傾向、與蔓延性的排外舉動、恐傳聞失實、特此奉告、此上某國僑漢商會。 湖北全省商界外交後援會啓

II、七月二日の幹事會

該後援會漢口總事務所は七月二日漢口總商會に於て幹事會を開きしが、出席者三十餘名、呂幹事長欠席の爲め副幹事長代つて主席に着き、排日運動に關し討議の結果、左の諸項を決議せり。

(一)漢口總商會より廻付せられたる漢口日本商業會議所の同總商會宛勸告狀に對しては、之を以て不得要領と認め文牘股正主任王義甫より起草回答する事。

(二)漢口各都組織の外交協進會は元と本會の後援たるべきものなるが、現に成立を告げたるもの少からず、就ては本月十二日各協進會代表を召集、今後の進行辦法を協議決定する事。

(三)武漢國民外交委員會(元の湖北外交後援會委員會)が本月より湖北全省外交委員會の組織を準備し、十月十日の雙十節を以て正式成立の期と爲し、武漢地方の各排日團體を均く該總會の管轄に歸すべく決定するに對しては、本會は商界一方面的の團體なるを以て依然獨立の態度を維持し、唯表面贊助の意を表するに止むる事。

右決議の第一項に基づき起草せられたる我漢口商業會議所宛書翰は當日未だ同會議所に送達せられざるも、各支那新聞の傳ふる所に依れば左の如し。

散啓者、頃閱上月二十六日、

貴會致武漢商會公函、敝會對於貴會之表示、深致惋惜之意、近來敵國商界之態度、無一不本於先明寬大和平公正、絕無暗昧強暴等行動、至於長沙常德宜昌等事變、究係何國海軍人、上岸行兇所致、事實俱在、責任分明無可諱飾、再國際商約之成立、不過爲兩國政府允許或承認兩國人民通商之一種方式、並非兩國政府強制兩國人民通商之法律、近來敵國商界、在國內法上、一本於營業之自由、在國際法上、並無毀棄中日通商條約之若何事實、即兩國商人間一切商業之合同、在有效期限內、無一未遵照慣例辦理、貴會所云、違背國際商約及信義、究何所指、且或是以傷害中日兩國々民之感情者、惟貴國提出之二十一條要求及貴國不交還旅大事件欲維持、或增進中日兩國々民之好感、惟有撤消貴國提出之二十一條要求及交還旅順大連、尤有進者、欲圖謀國家或個人間之安全幸福、在依據公理公法及正義人道之旨趣、引起真正之好感、與維持增進真正之好感、亦即在是、此當貴會所了解者也、敵國商界無論何等、皆出以光明寬大和平公正之態度、此又爲 貴會及各友邦所共悉者也、函中違背國際商約及信義、令人大惑不解、更爲大謬云々、對於敝會及敵國商界、未及避免輕蔑侮辱等語意、敝會最爲。

貴會及大日本帝國全國民惋惜、此致。

漢口日本商會。

I、七月六日の幹事會

該會總事務所は、七月六日再び幹事會を開けるが、出席者二十餘名、呂幹事長及び蔡萬兩副幹事長

欠席の爲め、宣傳股主任周韻軒主席に着き、最近該會の行動稍や消極的となれるを慨し、之が挽回策に就きて協議する所あり、次で左記襄陽樊城分事務所よりの電報に關し討議の結果、不取敢調査股より派員視察せしむるに一決せり。

襄陽樊城地方に於て日貨焼毀の爲め一大衝突(學生商人間衝突ならん)を惹起したるに對し善後措置を指示せられ度し云々。

J、七月十日の幹事會

七月十日開催の幹事會に於ては各幹事何れも出席、呂事長主席に着き、種々協議の結果左の數項を決議せり。

- (一)本會成立以來排日運動の經過及び成績を各股別に整理報告する事。
- (二)特別調査股を増設し花幫より紹介せる前花廠工會幹事劉伯助を主任に充當する事。
- (三)紗業公會の來信に依れば該公會外交協進會の所有る各紗號の日本綿糸を本月二十日限り減價賣却し、若し滿期後尙ほ賣却を完了せざる者あれば該協進會より公賣に附するに決せり、就ては之に贊同し並に其他の各幫に對し之に倣照辦理する様勧告する事。
- (四)罰則は依然嚴重に實施する事。

其後又白布に「對日經濟絶交、堅持到底」等の文字を記せる旗幟を各商店に配布掲出せしむる事に決せり。

K、湖北省商界外交後援會々員規約成る

該後援會漢口總事務所は七月十五日午後茶話會を開き、文牘股より提出せる左の該會々員公約を討議通過せり。

- 第一條 儉約を尙び奢侈に流れず以て社會の模範となる。
- 第二條 公德を重んじ商智を提唱し愛國の思想を普及せしむ。
- 第三條 日貨を購買せず。
- 第四條 貨物を日人に賣渡さず。
- 第五條 服裝に日本品を用ひず並に日用品に日貨を用ひず。
- 第六條 宴席其他食事に日本海産物を用ひず。
- 第七條 日本銀行に預金せず。
- 第八條 本會々員は本規約を確守するの義務あり並に家族を取締り親友に勸告して本規約を遵守せしむるの責任あり。
- 第九條 本規約に違反したる者は發覺次第處罰を議し處罰三次に及ぶも尙ほ改悛せざる時は新聞に掲載除名す。

第十條 本規約は決議施行の日より本會章程と同等の効力あり。

第三 湖北外交後援會委員會の排日行動

イ、講演隊及國貨販賣所の組織

湖北外交後援會委員會は先づ排日宣傳機關として講演隊なるものを組織し、五月十五日以降隊員を漢口市内に配置し、二十一個條の利害、旅順大連の形勢、對日經濟絶交等に關する講演を爲さしめつゝあり、今其隊員及び其地點を示せば左の如し。

(一) 講演隊員

張維煥 該會調査股員(武漢學生聯合會代表)

傅玉堂 漢劇公會々長

王子春 該會々員

黃既明 新聞記者聯合會代表

晏小峰 黃陂同鄉會々長

劉蔚如 該會々員

(二) 講演地點

每週 火曜及金曜 新市場、老圃、滿春戲園

同 水曜及土曜 堤下段保安會、總商會、新興保安會、沈家廟

同 日曜 輔德中學校、漢口慈善會、惠民亭、四官殿、夏口勸學所、黃陂公所、孝感公所

又該會は國貨販賣所なるものを漢口後馬路厚德里に設置し、五月二十六日より開辦せるが、其販賣貨目は次の如し。

イ、四九牌擦面牙粉 漢口職業補習學校出品

ロ、莫離牌擦面牙粉 同 婦女職業社出品

ハ、獅球牌爽身粉 同 華昌家庭工藝社出品

ニ、瑪麗氏各種化粧品 同 婦女職業社出品

ホ、獅球牌牙粉 同 華昌家庭工藝社出品

ヘ、移山牌各種粉筆 武昌啓明工讀學校出品

ト、互助牌各種日用品 漢口協濟工廠出品

チ、雙十牌牙粉 同 職業補習學校出品

ロ、武漢に於ける日貨検査暴行

湖北外交後援會委員會、武漢學生聯合會及び排日商人等は五月十日武に於昌て日貨検査隊を組織し、翌十一日より各城門に隊員二名宛を配置し、若し日貨を携帶入城せんとする者あれば、之に對し

て一々検査を強行し、湖北全省商界外交後援會の登記を経たる者は其儘放行し、然らざるものは該會武昌事務所(武昌總商會)に送交處分することとし、又城内繁華なる市街にも隊員を派遣巡邏せしめ、隨時來往の日貨を検査せしめつゝあるが、實際に於ては既に登記を経たる日貨も入城不可能なる状態に在りど。

又武昌模範大工廠の經理吳幹廷等は拒用日紗同盟會なるものを組織し、五月十六日成立を見たるが武昌各紗廠の幹部等之に加入し日本綿糸布の同盟不買を唱へつゝありど。

漢口に於ては未だ武昌に於けるが如き日貨検査隊等の組織を見るに至らざるも、湖北外交後援會委員等接近する流氓其他市井浮浪の徒、學生、不良少年等所々在々羣を成し、或は名を該會々員に藉りて濫りに來往の日貨を検査し、或は本邦商店に出入する支那商人に尾行して金錢を強要し、或は之を暴行を加ひ、或は其行動を該會に誣告し、或は日貨たる帽子衣料等を着用する通行人に對し罵詈訕笑を浴せ、甚しきは歐打を加へ砂礫を投するなど暴行を演じて止まず。

ハ、長沙事件後の排日行動

該後援會は長沙事件發生に連れ、六月三日午後開會、許鴻、羅竹僧二名を公推し武漢地方代表とし長沙に派遣し排日事件の聯絡を取らしむるに決せるが、許等は同夜長沙に向へりど。

前款所述の湖北全省商界外交後援會代表周韻軒等四名は五日午後六時該委員會を訪ひ、該後援會

決議を傳ふると共に一致の行動を執る様交渉する所ありしが、該委員會幹部等は表面之に贊同せるも、裏面に於て反對する者多く、殊に激烈分子の如きは之を以て官憲の愛國運動干渉なりとし、對策として、即ち該後援會が漸く軟化せんとする傾向あるに對し日貨抵制及び對日人不賣食料を鼓吹すると同時、内に在りては武漢地方排日團體の軟化を防遏せんが爲め一の糾察團なるものを組織し、市民代表を以て自任する吳子傑等之を主宰しつゝあり、外に在りては人を長沙に派遣して湖南各地の排日團體と聯絡し以て兩湖外交協會なるものを組織するに決せり。

ニ、日貨検査員收監さる

湖北外交後援會委員會は最近名稱を武漢國民外交委員會と改めたるが、表面日貨排斥 藉口して、公然調査員なるものを多數使用し、各市街及び商店を巡邏或は歴訪せしめ、以て所謂日貨検査を強行せしめつゝあり。

現に七月三日該調査員の一人袁鏤なる者は漢口支那街新街に在る仁丹受託販賣支那商店の店頭に立ち検査を強行せる末、仁丹の販賣停止を迫り、該支那商が營業の自由を主張して之に應ぜざりしより、口論に次で争鬪を生じ爲めに袁某は巡警の手に捕へられ漢口警察廳第四署に引致せられたるが、次で我仁丹公司員が急報に接し總領事館書記生と帶同、第四署に赴き交渉せるに及び、袁某遂に警察廳に押送收監せられたり。

其後該會は此事實に對し一面種々なる謠言を流布し、以て一般市民の對日反感を煽動しつゝあるが、他一面又翌四日代表四名を警察廳に派遣し、即夜袁某を放免することを要求すると共に左の三項を提出し、同時に之を各方面に通告せり。

- 一、日本人の内政干渉を取締る事。
- 二、日本人の支那人を利用して地方を擾亂し並に團體及び營業に危害を加ふるを防過する事。
- 三、各團體より夫々代表を派遣して會議を開き今後の日貨検査方法を講究する事。

ホ、日貨検査費の捻出法

斯くて該會は其基礎を鞏固にすると共に日貨検査等に要する經費を捻出せんが爲め、七月七、八、九の三日間漢口老圃に於て左の如き演劇、魔術、對口雙簧（二人對坐して滑稽笑話を談し或は一切の曲調を謠ふこと）等を舉行し、愛國義捐金として入場料一人一串文を徴するに決せり。

- 一、演劇 文明新戲界の首領劉藝舟、王無恐、鄭正秋の編演 係る排日新劇にして三日間の藝題左の如し。

七日 不可説（隱痛）（熱血）

八日 亡國男子（韓國痛史の一）

九日 賣國（大奸婦）

- 二、魔術 魔術團の首領韓秉謙、張敬扶、孫亞東の排日幻術にして其内容は各國の旗幟を變出し特に日本の旗幟を燒毀する有様を演出す。

- 三、對口雙簧 戴質哉、高金泉、王傻子、高風鳴、の新編排日笑話及び排日唱詞を上場す。

斯くて第一日の七日演劇、其他を舉行せるが、八日以後は官憲の取締に遭ひて中止せり、七日の景況略ぼ左の如し。

現場には該會招待員及び育益學校學生數十名幹旋し毎校一串文の入場券一千數百枚を回收して、銀七八百元を得たるが、此他湖北全省商界外交後援會の各幹事及び武漢商會の會董等より每名十串乃至百串文を義捐し、武昌分事務所幹事長徐榮廷の如きは千串文と註せり、又現場にて賣上げたる人丹化粧品等の代金を義捐せる藥房、廣貨店等ありたりと云ふ。

又該會は從來湖北の名を冠せるも、加入者は殆んど全部武漢地方に限られ、名實相符せざるものあるより、今後武漢其他省内各地の團體を網羅すると共に、會名を湖北全省國民外交委員會と改稱すべく、本月より準備に着手し、來る十月十日の雙十節を以て正式成立の期となすに決せるが、現に之が實行に着手し、且つ一面には前武漢輪工會の幹事張壽を演講員として幹部に加入せしむる等排日運動の進行に努めつゝあり。

第七項 其他各團體の排日行動

第一 轉運公司及疋頭各幫の決議

漢口轉運公司幫は五月十六日以後日貨輸送に對し途中の危險に就き責任を負はざる旨決議し、現に之を實行しつゝあるが、一時明かに日貨と認めらるゝものゝ托送を拒絶するに至れり。

漢口疋頭幫は其公會内に「漢口疋頭幫積存劣貨公賣處」なるものを組設し、來る六月一日より左の規定に従ひ日貨公賣を實行するに決し、既に湖北全省商界後援會の承認を経たりと云ふ。

(一)公賣處は該幫々董を以て主任となし各日貨所有店主を以て事務員となし公賣事務を會同經理せしむ。

(二)凡そ該幫所屬の各商店は五月九日までに登記せる現存及び未着の日貨に該後援會の證明を添へて之を公賣處に引渡すべし。

(三)公賣日貨の價格は各該商店主之を定め見本或は商標に附記して顧客の買取に便すべし。

(四)公賣上の重要責任は該幫々董に於て負担し他の干渉を受けざるものとす、但し金錢出納は各貨主に於て之を處理すべし。

(五)公賣處は日貨の公賣完了と同時に之を撤廢す。

(六)日貨公賣の狀況は隨時該後援會に報告して其検査を受くべし。

第二 漢口各團聯合會の改組

漢口各團聯合會は曩に會長馬剛侯が交易所の事業に失敗逃走して以來、會務を主宰する者なく殆んど解散同様の姿に在りしが、此程各保安會より該聯合會章程を改訂すると共に會長選舉を行へる結果、周韻軒(四官殿保安會長、湖北全省商界外交後援會宣傳股主任)は會長に、鄭慧吾(同會宣傳股副主任)及び樊佐安(寧安保安會長)は副會長に各當選就任し、茲に該聯合會の復興を見るに至れり、而して正副會長等は五月十八日會議の結果、對日經濟絶交の一事を以て當務の急となし、今後湖北全省商界外交後援會及び武漢國民外交委員會と聯絡し、且つ該兩會の中堅機關として活動するに決せりと云ふ。

第三 武漢各青年會の排日態度

漢口基督教青年會は五月二十五日より六月五日に至る八日間衛生運動、游行講演を舉行するに決せり、而して右は該會が觀米機關にして表面排日運動に参加するに便ならざるため、夏季衛生講演に藉名して排日行動に出でんとせるものゝ如くなるも未だ實現せられず。

又學生界の消息に據れば、武昌基督教青年會の米人宣教師等は今次蕭督軍が湖北全省商界外交後援會等に對して爲せる勸告を以て支那人の愛國精神を傷つくるものと認め反對の意を表せりと。

第四 新排日團體の出現

(一) 武漢報界外交後援會 武漢國民外交委員會一部の幹部たる新聞記者團代表維竹僧(警鐘報主宰者)等は對日經濟絶交の徹底的實行を鼓吹宣傳する爲め、武漢報界外交後援會なるものを組織すべく發起したるが、既に略ぼ端倪を得たるを以て六月二十七日籌備會を開き實行方法を協議し、七月一日以後日商の廣告を一切掲載せざることを及び日商の廣告にして同日までに期限經過せざるものは期限滿了まで掲載すること等を決議せり。

(二) 武昌公民外交後援會 武昌各善社及び各排日團體は、積善堂總紳兼武昌慈善會籌備員田碧泉、項仰之兩人の發起の下に、七月一日古樓の積善堂に於て代表會議を開き武昌公民外交後援會を組織するに決せり。

(三) 外交促進會 漢口教育協會は七月一日外交促進會なる者を組織し、協會長馮辛を臨時幹事長に推し、七日開會、排日運動に關し種々協議を遂げたり。

(四) 鹽商外交協會 漢口淮鹽公所々屬の鹽商萬擔等七日十二日該公所に會合、左の三項を決議宣布せり。

一、本月十五日を期し鹽商外交協會を組織する事。

二、今後鹽の運送は一切日本船に依らざる事。

三、日商と往來せざる事。

第五 漢口排日團の暴行

七月十三日午後漢口伊藤洋行より支那綿糸商永豐號に對し、露租界日清汽船倉庫に於て引渡せる糸二十六俵は、之を漢口下流の陽邏に輸送する必要上民船積となす爲め、同倉庫より解積となし支那街方面に運出せられたるが、其河岸に到着するや、忽ち外交後援會と稱する一羣の排日團の爲めに強奪せられ、全部漢口總商會構内に運び去られたり、而して此事實は白晝市街に於て演ぜられ、支那官憲毫も取締の責を果さざる鐵證として目下同洋行及び同地會議所より我總領事に具陳し、支那當局と交渉中に在り。

第八項 漢口總領事及在留邦人の對排日態度

第一 漢口總領事の對排日抗議

申報(六月十六日)所載の支那側情報に據れば、長沙事件發生後、在漢日人は自ら相釐擾し、其用意殊に測るべからざるものあり、在漢日領事も復た長沙事件に藉口して吾國官憲に向ひ對日運動取締を要求し來れるが、之に對し蕭督軍の條理ある駁答ありき、現に又湖南外交後援會が趙恒惕の爲めに解散されたる例を見て、日領事は乃ち十一日交渉署に赴き湖北全省商界外交後援會等の解散を要求せ

るが、陳交渉員は婉曲に之を拒絶し唯日貨排斥の事に就き嚴重取締を爲すべきを承認せると共に在留日人の生命財産を保護すべく完全に責を負ふべしと誓へり、但し日領事は之を以て尙は不得要領なりとて、復も十二日午后三時藏本書記生を従ひ武昌督軍署に赴き蕭督軍に向ひ該後援會の解散並に該會決議の十一條取消を要求せる上に、更に其他の對日運動を取締れと強要せり、蕭督軍は「該會の解散は事實上頗る困難を感ず、但し該會の一切對日運動に對しては已に徹底的取締あり、決して軌外行動あるに至らず過慮する勿れ」と答へたり、日領事争辦の詞なく旋て辭し去れり、此れ日領事の無理要求の状況なり云々。

以上支那側情報に就て之を觀れば我林總領事の對排日要求に對し無理なる如く云爲するは、支那側の體面論として之を觀過するも可なり、唯林總領事が支那官憲に對し強硬なる態度を以て交渉の衝に當たられしやに想到せざるべからず。

斯くて林總領事は更に十五、十九兩日に於て交渉署に向ひ不合理なる排日取締に對し抗議を提出したり、之に就き上海經濟日報(六月二十一日)は左の如き記事を掲載せり。

(漢口發)林總領事は去る十五日夜交渉署に向つて不合理なる排日取締に就き抗議を提出し翌日回答を得たが慍ざる點がある爲め十九日又復五個條よりなる要求を提出した即ち。

(一)排日嚴禁を布告する事。

(二)外交後援會及び各類似の妄動團體を解散せしめる事。

(三)排日言論を取締る事。

(四)排日運動を取締る事。

(五)若し如上の條項に違反したる者は處分する事。

等で前抗議を解り易く個條書としたものであるが交渉署では何を感じたのか反駁書を作製中であること支那側は報道してゐる。

第二 在漢邦人の對排日態度

上海日報(六月十四日)曰く。

長沙事件發生以來漢口に於ける排日風潮は一段惡化し、殊に支那街に居住する邦人は日用品の食料すら買入れること能はず、昨今著しく危険を感ずるに至り之れまでの隱忍自重も最早堪へ難い形勢となるに至つた、九日支那街に居住する邦人の團體親睦會は英租界商業會議所に集合し、今後の方針に關し協議の結果同會は毎月一回支那街に於て例會を開いて來たが、今回は萬一を慮つて特に安全な租界内に會合したものである、席上會員は支那人より蒙むつた壓迫妨碍の報告を交はし、頗る激昂して此儘にては到底不安に堪へず早晚支那街を撤退するより他に良策がないと、次の諸項を議決した。

- 一、總領事館に徹底的保護を請願する事。
 - 二、隨時引揚げらるゝ様準備する事。
 - 三、引揚の際には先づ婦人子供を先にする事。
 - 四、貴重品は全部親睦會の名義を以て日清汽船倉庫に預け保管料は親睦會より支拂ふ事。
 - 五、從來邦人の使用し來りし支那人にして現在排日學生無賴漢等の迫害を受けつゝあるも尙ほ忠實に勤め而も邦人と行動を共にし且つ援助を與へし支那人に對し相當の敬意を表すると共に、邦人引揚後彼等使用人に對し最後まで彼等の生命を安全に保護を與ふる事。
- 尙ほ當日會議の際、總領事館藏本書記生の出張ありて、會員より詳しく支那街の現状並に會員の意見を聴取し、激昂せる會員より種々要求もあり、總領事館としては充分調査を爲し且つ支那官憲とも接衝中なれば責任を以て保護すべきことを聲明し、且つ同氏個人としての意見もあつた、今後の方針に就ては當局の命令に依り進退することに決定して散會した、尙ほ同會は支那街在住邦人によりて組織されたものとは謂へ今回の如き危険な際には團結して自衛の手段方法を講ずるといふ。

第九項 支那官憲の對排日態度

湖北蕭督軍が長沙事件に關して湖北全省商界外交後援會等に勸告する所ありしは前項既述の如くな

るが、漢黃鎮守使杜錫鈞及び武漢航業公會會長蔡漢卿は蕭督軍の意を受け、六月五日午后四時個人の名義を以て該後援會及び武漢國民外交委員會の各幹事等を漢口後馬街五常里の該公會に招宴し、席上杜鎮守使等は該幹部等に對し蕭督軍の苦衷を諒とし排日風潮を和平維持すると共に軍閥攻撃等の言動なき様懇談せり。

又武漢各警察署は五日各工界に對し游行準備を停止すべき旨嚴達し、同時に爾後妄りに謠言を放ら或は事故を發生せしむる者あれば直に處罰すべき旨、所屬官署に通牒ありたり。

六月十日蕭督軍は我當局より強硬なる交渉を受けたる結果、督軍省長兩公署の連名を以て所屬各機關に對し取締令を發せるが、該取締令は十三日武漢各團體に通達せられたり。

取締令 其一

旅大回收、二十一條取消問題の發生以來、各地人民大に激昂し游行を事とす、誠に恐る、今後成行に任せば或は不逞の徒、藉て事端を生じ邦交を阻碍せんことを、茲に隨時遏止し、善く開導を爲し總て技節を生ぜざらんことを期し、後患を貽す勿れ、之が爲め令す、當該衙門は即左記八條に遵照して切實處理し、稍も忽緒に附する勿れ。

- 一、各國通商は載て條約に在り、若し商船の貨客積卸を許さざれば條約に碍あり、人の口實を貽し、殊に宜しき所に非らず、直に隨時禁止すべし。

- 二、沿街日貨を検査し、人の日本製服地を着用するを見て妄りに破毀を爲す、此等の行爲は殊に意義なし、直に禁止すべし。
- 三、何時何地に論なく、日人に遇見すれば歧視及び侮辱誦罵の行爲あるを得ず。
- 四、若し日人にして内地に入り游歴或は旅行を爲す者あれば法規に照して適當なる保護を與へ稍々も疎忽に涉り他故を生せしむべからず。
- 五、水陸遊行は既に多次各界にて舉行せられたるが、其行動悉く正軌に遵ひ事を肇むるを免れ得たるは固より能くし難きに屬す、且つ人民の意思も亦既に表見せられたり、以後宜しく此舉動あるべからず、武漢地方は五方雜處、良莠不奇なり、動もすれば輒ち千萬人を集合し不逞の徒籍て事故を生じ治安に影響し、國際交渉を牽動せん、其害たるや最も烈し。
- 六、武昌黃鶴樓及び各名勝地は外人の游覽する者甚多し、故に此等の地方に於ては宜しく特別に注意保護すべし。

七、湖南の風潮傳來し、武漢は之が影響を受けつゝあり、唯商業貿易の一事は最も重要なり、直に一切の流言を防査し以て愛國者の轉じて害國者となるを免るべし。

八、近頃聞くに人の日人に野菜食物を賣らざることを主張する者ありと、若し此事ありとせば殊に人情に近からず、我國人の尙ほ日本に居留する者多きを思へ、彼れ若し我の如く相待たば、其れ

將た何を堪へんや、以後切實に開導するを要す。

取締令 其二

人民の對日游行一切の舉動に對しては時に訓令及び勸阻する所ありしが、近日の見聞に徴するに、更に點檢を加ふべきもの數項あり、即ち左の如し。

- 一、航業公會所訂の規約には運輸絶交の一節あり、直に該會に轉達して分別修正せしむべし。
- 二、各界には仍ほ游行を唱道する者あり、即時に制止すべし。
- 三、日人に對して不規則の行爲あるを得ず。
- 四、新聞紙及び傳單中の文字に倭奴、仇敵等の字様あるは國際上最も忌む所とす、宜しく注意を加ひ文字の爲めに事端を肇むべからず。
- 五、日人の各種商標廣告は任意に毀壞すること得ず。

取締令 其三

各地の愛國運動に就ては既に飭遵を訓令し置けり、唯商業の一事は宜しく商人の自由に聽くべし、各校學生は干與及び検査の行爲あるを得ず、各該官署に知照するを除くの外、各屬官署は地方各界人士を召集會議し、誥誡、解釋、勸阻して和平辦理せしめ事端を滋くする勿れ云々。

又湖北陳交涉員は六月二十三日漢口警察廳を経て各支那新聞社に對し、爾後排日記事の掲載を禁止

する旨通牒したるが、各新聞社は即夜日報公會(漢口後花樓正街に在り)に於て代表者會議を開き、右禁止に反對すると共に陳交渉員攻撃の決議を爲し、聽て前記武漢報界外交後援會の組織を促すに至れり。

更に七月四日、湖北省長公署政務廳長鄧振璣は武漢三地に於ける湖北全省商界外交後援會領袖。

漢口總事務所正幹事長呂超伯、副幹事長蔡輔卿、萬澤生。

武昌分事務所正幹事長徐榮廷、副幹事長易詞臣。

漢陽分事務所正幹事長周金山、副幹事長周仲宣。

を該署に召集し、蕭省長の代理として「爾後商民は對日外交の事に關し過般發布せる取締令を遵守すべく、若し之に違反する者あれば最後の申斥を行ふべき旨」言渡せるが、呂超伯等は之に對し、該會が既に和平に歸せる事及び目下の妄動は擧て武漢國民外交委員會(湖北外交後援會委員會の改稱せる者)の主謀に係る等を回答し、極力責任推諉の態度に出でたり。

取締令 其四

七月七日、省長公署は湖北全省商界外交後援會に對し左の如く通牒せり。

近來各埠因檢查日貨之故、時起衝突、不但與國際貿易有關、抑且妨害商民營業自由、查對日經濟絕交一舉、已迭有取締勸告明文、此後不得再有強迫挾制行爲、免生交涉、并須注意有奸人棄機擾害商

務、應以和平自動循遵愛國正軌、切勿意氣用事、便希即轉勸商民恪守、此旨爲要、云々。

取締令 其五

武昌兩湖聯合通信社主宰者何伯予は七月三日左の如き排日記事を捏造して各支那新聞に寄稿掲載せしめたる廉を以て翌四日官憲より寄稿停止を命せられたり。

近日大連日本軍司令部特開秘密會議、召集諸人、均係日本浪人(即匪徒)各在中國各地、勾結土匪、搶劫鄉鎮者類、即如櫻井、南家、成田、大久保十九名、即由警務局長、軍司令官、當場獎勵外、並囑實行下列各款。

- 一、利用中國紛擾之機、積極勾結各地土匪、繼續搶劫歐美各地官商洋人。
 - 二、嗣後務須搶劫中國各地之耶蘇天主教々務之洋人。
 - 三、擬組織中國領海々務團、專爲搶劫各地來往之中外商船。
- 秘密會議開會後、櫻井等十九名中十二名、已不知去處、但成田大久保等七名、即於本月十一日由大連搭棄日輪、並帶同關東土匪二十余名、前赴青島、旋由青島分赴魯皖豫直各省、極力聯絡各地土匪實大規模的搶劫、以爲引起中國之重大外交問題而止云、又探聞海務團之組織、另以海參威北樺太各方面之日僑人海賊編成云々。

第十項 漢口日本商業會議所の活動

第一款 排日運動情況調査會の設置

今次排日風潮に因る在漢邦商の被害は頗る甚大なるものあり、漢口日本商業會議所は之が對應策として對外的には直接或は間接に我當局に對して陳情及び要求する所ありしが、對内的には一般邦商の被害實情を精査して之が善後を講究すること最も緊要なるを認め、六月十一日之が實行機關を該所内に設置するに決定し、次で十八日左の規則を議定すると共に之を實施するに至れり。

排日運動情況調査會規則

名稱

一、本會會名を排日運動情況調査會と稱す。

目的

一、本會は漢口日本商業會議所に隸屬し最近排日運動に因り邦人の蒙りたる損害の實情を精査し並に現在及び將來の對策を講究し之を會議所役員會に報告するを以て目的とす。

組織

一、本會は會議所役員會の囑托を受けたる人員を以て委員會を組織す。

一、委員は互撰を以て委員長を推選することを得。

一、委員は委員長の指揮に依り本會の業務を執行す。

會議

一、毎週一回定會を開催す。

一、定會毎週月曜日午後〇時半より會議所會議室に於て之を行ふ、但し委員會の決議に依り變更することあるべし。

一、臨時會は委員の請求により委員長之を召集す。

一、會議は委員の過半数を以て成立し裁決は全會一致なるを要す。

存續期間

一、本會は會議所役員會の指示により解散す。

書記

一、本會に書記若干を置く書記は委員會の命により其職務を行ふ。

斯くて第一回被害報告は左の要領に基き一般在漢邦人より提出せられたり。

第一回被害報告要領

一、六月十五日以前に於ける最近の排日運動により蒙りたる事實なる事。

一、報告受付締切日は六月三十日迄とす。

一、報告の内容(成るべく證據若くは證人を擧示する事)

(イ)物質上の損害、例へば。

A、賣買契約品の受渡し不可能又は不履行等に依る損害。

B、既成契約の破棄を餘儀なくせられ依て蒙りたる損害等。

(ロ)間接の損害。

(ハ)精神上的の損害、例へば。

A 生活、居住、交通の不便不安等。

B、路上に於て凌辱を受けたる等。

(ニ)使用支那人に及ぼせる影響等。

第二 漢口商業會議所の應酬

(一)六月十八日東京に於ける商業會議所聯合會より漢口商業會議所に對し、武漢地方に於ける排日運動の近狀並に之に對する同會議所の意見を電詢し來れるを以て、同會議所に於ては即日役員會の決議を以て左の如く返電せり。

排日其後の情況、表面取締を聲明せるも、内實更に緩和されず、故に對策は一切の排日團體解散、

主謀者、直接行動者の處罰、新聞記者、排日傳單の取締、排日「ピラ」の撤去、各地に排日禁止の告示配布、排日團體の沒收せる商品罰金、放行單課金の返還、被害邦人の損害賠償、並に一般支那人は日本實業家が政府に二十一條取消を迫りつゝ、ありこの宣傳に誤られ居るに對し、貴聯合會より適當の聲明を爲し誤會を解くこと必要なり。

長沙事件は單に排日の一發露のみ、長江一帯は五月初旬以來完全に經濟斷交行はれ、奧地に在りては邦人に對する損害益々激甚にして今尙ほ身を以て避難しつゝあり、依て此際徹底的に解決せざるに於ては年々事毎に勃發すべく、且つ益々深酷の度を増すべきを以て多少の犠牲を忍んでも根本的解決を望む。

(二)更に六月二十六日漢口總商會及び其正副會長以下各會董並に湖北各地商會に宛て左の如き書翰を送致せり。

逕啓者、自

貴國因收回旅大、撤消二十一條問題發生以來、運動附和者、日見其多、對日經濟絕交風潮、愈趨擴大、遂致宜昌長沙常德、相繼事變、傷失感情、莫此爲甚、想此種絕交之意、是否符合理法、天下必有公論、而交涉解決之權、自有兩國政府主持、勿待嗶々、但國民爲政府外交之後援、是國民愛國心之流露、亦世界各國所有、決無指摘之理、然國民後援之進行、程序、務以國際商約及信義爲重、決

不能絲毫違背也、近觀風潮所動、皆背此種主義、幾庶與自由宣布斷絕國交者無異、吾人遺憾也、素稔。貴會慎重和平、爲商務團體之樞紐、不圖商界外交後援會、忽然出現、竟以經濟絕交、爲不二法門、致人民惡感、愈趨愈深、必至國交斷絕爲止、誠令人大惑不解者也、或有說者。

貴國商民欲以此舉、使敵國商民、感受激刺及商務影響、必迫請敵國政府、撤消二十一條、付還旅大等意思、更爲大謬、第思人類之作用、必以感情爲前提、敵國受有此種激刺、感情必惡、而欲惡感情收好結果者鮮矣、久仰。

貴會審慎周詳、還初分函勸告其他團體、終宜和平從事、毋喪感情、使彼此親善爲宗旨、以重國交而敦商誼至要至盼、特此布達、即希。

鑒此致。

漢口日本商業會議所啓、六月二十六日

(二)同會議所は又在支日本人商業會議所聯合會の排日問題特別委員として執れる行動は、即ち該聯合會より左の如く外務大臣及び北京公使宛電報並に支那全國商會聯合會宛書翰を發出せること是なり。

甲、外務大臣及北京公使宛電報 長沙に於ける排日團の暴行事件は排日運動の惡化蔓延を支那中央政府及び地方官憲が袖手傍觀何等取締を勵行せざる結果にして、在支邦人の生命財産に非常なる

危愼の念を抱かしむ、此際帝國政府より支那政府に對し當該地方官憲の責任に付き嚴重なる抗議をなすと共に、一般的に排日運動につき徹底的に抗議せられんことを切望す、若し支那政府にして我交渉に對し慣用手段を弄し依然として斷乎たる取締を爲さざる場合は、在支邦人は生命財産の重大なる脅威に對し緊急必要なる自衛手段を講ずるの止むなきに終る可く、因て生ずる一切の責は取締を爲さざる支那政府の當然任すべきものと認む。

乙、支那全國商會聯合會宛書翰 拜啓陳者中國各地に於ける排日運動の實情に鑑みるに、運動の中心を爲せる私利を營む一部無賴の徒、不正競争者並に附和雷同の爲めに眞面目なる貴我商工業者が非常なる迷惑を蒙り居候に不拘、各地總商會は更に此等少數不正の徒の惡辣手段に利用せられ排日貨決議をなし以て之が氣勢を助長せしめ居れるが如き、延て在支邦人と排日貨運動者との間に危險なる敵愾心を醗釀し、終には日支國民間に遽に融和し難き底の感情の疎隔を來すべく、從て此儘放任するに於ては必然貴國交を破壞するに至る重大なる結果を齎すものと被認候、仍て本聯合會は貴商會聯合會に於て深く之を顧念せられ、各地總商會宛速に排日貨運動の終熄に盡力すべき旨の警告を發せられんことを希望致候。

若し各地總商會にして依然一部無賴の徒の煽動に起因する反社會的排日運動に氣勢を添ゆるが如き事實あらば、在支邦人は自己經濟上の利益を擁護する爲め、遂には自衛手段を講せざるを得ざ

るに至るべく、因て生ずる結果に對しては貴國側に於て當然其責に任すべきものと被認候。
古得貴意候

敬具

(四)其他、同會議所役員は當地居留民大會實行委員、民團行政委員と聯絡し、排日問題の根本的解決に就き盡瘁しつゝあるが、特に長沙事件に就ては極力同地在留邦人に後援し以て最美滿の結果を得んことを期しつゝあり。

第十一項 排日の影響

第一 邦商に及ぼせる影響

イ、一般輸出入業

過般湖北省商界外交後援會が五月九日(國恥紀念日)迄に支那商の對邦商約定品を該會に届出で登記せしめ、爾後此種約定品以外邦商との取引を認めざるの議を決するや、支那商は同日迄に相競つて邦商との約定を作製し以て登記を了するに至れり、今此等約定品を其内容に依り分類すれば略ぼ左の三種となすを得べし。

- (一)實際の約定品 登記問題の發生前支那商が邦商と實際に取結べるもの。
- (二)臨時の約定品 登記問題の發生後支那商が將來對邦商取引に支障なからしめん爲め、邦商の承諾

或は諒解を得て賣買約定を作製し其日附を數ヶ月前のものとなす等、恰も前記實際の約定品たるが如く裝ひて登記を了せるものにして、其約定數量は普通二三ヶ月乃至五六ヶ月分に及べり。

(三)虚構の約定品 主として該會各幹部が今後支那商の登記約定品に缺乏を生せる場合登記上の權利讓渡し等に因り奇利を博せんが爲め登記せる全然虚構の約定品なり。

斯くて五月九日以後に於ける日支商間の取引は此等登記を経たる約定品に限られ、新規取引の如きは當座の小口手合せが行はるゝ外全然杜絶の姿に在り、而も此等約定品の取引は。

A、奥地需要者が輸送中の危険及び前途を懸念して控へ居る事。

B、支那運送店が輸送途中の危険に對して責任を負はず且つ明白に日貨と認めらるゝもの或は邦商の買出せる土貨に對し動もすれば托送を拒絶する事。

C、支那商が排日風潮に藉口して約定品の値段を掛引し或は受渡を延滞する事。

D、支那商が浮浪の徒等の迫害を恐れ邦商と往來商談するを躊躇する事。

等に因り澁滞を極めたり、故に輸出入業は目下一般に閑散時期に在りて打撃を蒙ること比較的大ならずと雖も、概して輸入業の打撃は輸出業に比して甚しく、殊に支那人相手の小賣業の如きは最も然りとし、其賣上高例年の十分の一にも達せざるものあり。

ロ、綿糸布輸入業

(一)五月七日以後、排日團の脅迫を恐れて支那街問屋客の店頭に集まるもの全く其影を絶てり、爾來舊約定品の引取は従前通り順調に運び居たるが、最近奥地に於ける排日風潮の悪化と、武漢に於ける該運動の益々執拗なるため、運送業者の日貨抵制参加と相俟て問屋は約定品の引出さへ躊躇するに至り、舊約定の履行にも支障を來し、受渡期経過せるもの多大に及び、金融上の迷惑甚し。

(二)此の如き状態にて時に暗中小口の新規取引ありと雖、殆んど言ふに足らず全く交易不能の状態にあるため、昨今日本及び上海市場等原地相場の高騰を見つゝあるに拘はらず、漢口には何等の及響なく伸縮み保合に在りて寧ろ實際は相場見當さへなき有様なり。

(三)武昌紡績等は利害關係より排日貨運動に對し相當物的後援を興へ居れるもの、如く、又綿布問屋中從來主として英國品のみを取扱へるもの、如きは自己擁護の見地より衷心排日貨に賛成し物的にも心的にも相當後援を興へ居れり云ふ。

ハ、製油業

精製棉實油の如きは從來漢口支那油行側に賣捌き、其間地方の特産品たる關係上需要年々増加し、製品の一部を擧げて供給するも尙ほ地場需要を満たすに足らざりしが、今次排日風潮擴大の結果賣行全然杜絶し、在庫品日一日堆積する一方なり、原料棉實に至ては相當手持あり、目下差したる打撃なきも、此風潮尙ほ斷續せんか、聽て損害莫大に及び到底忍ぶ能はざるに至らん。

ニ、汽船航運業

本邦汽船は打撃を受くること最甚しく、今や支那商の積荷全然皆無に歸せり、是れ蓋し支那商が輸送途中の危険を懸念して邦船も代ふるに支那船或は外國船を以てしあるが故なり。

(一)日清汽船會社 各種排日團體より荷主を脅迫せる爲め、五月中旬以降特種荷物を除くの外一切の支那人荷積を見ず、支那人乗客亦已むを得ざる場合に非ざれば乗船せず、又彼等は會社及び社船に對し種々なる謠言を流布し、不利なる宣傳を爲しつゝあり。

沙市に於ては五月十日「ハルク」擊留中の大元丸に對し陸上の羣衆より投石して乗客の上下、荷物の積卸を妨害し同船は已むを得ず中流に避難して出港手續を了し漸く上航せり、又五月十四日には彼等は「ハルク」乗組員を毆打し、其後絶へず脅迫しつゝあり。

宜昌に於ては五月十一日大元丸入港に際し無數の無賴漢碼頭江岸に羣集し通船を脅迫して船陸一切の交通を阻害し、翌十二日は終日に亘り彼等の暴行意の儘に繼續せられたり、十三日に至り其筋の嚴談に依り稍や取締行はれ羣衆四散せるも、裡面の脅迫一層甚しく人足解共に社船荷役を肯せず、僅に同社所有の解及び襄に漢口より派遣せる少數の人足のみを以て二日に亘り揚荷を爲し、積荷は僅に三噸を得たるのみ、而も定期を一日延期し十五日未明漸く出帆することを得たり、二十二日には同社常雇通船を二ツに切斷して公衆に曝し船頭を何れへか拉し去れり。

(二)郵船會社 直接の影響なきも間接の影響あり、邦商輸出の船積貨物は漸時減少しつつあり。

ホ、金融界

漢口錢業公會は五月六日邦商との一切取引を中止する旨決議すると共に、同十六日より實行の旨發表し、現に手形交換を中止し各錢莊は邦商の預金、爲替取組、銀錢賣買を拒絶しありて、本邦銀行は各錢莊につき取立をなし、其他邦商は銀錢賣買の爲め支那商の手を介する等不便甚だ少からざるものあり。

又決議、第四項に依り得意先より受入れ居れる莊票代理取立依頼も錢莊の拒絶する所となり、取引は全然現金を以て爲さるべからず、其煩雜なること言語に絶す。

イ、不收日幣。

ロ、不與日本商家買賣暨各路滙兌。

ハ、不與日本商家拆放銀兩。

ニ、不與日本商家賬房代理收解。

(一)正金銀行發行券は昨年來發行高極て小額なりしを以て特に影響を蒙むる模様なきも臺灣銀行發行券は約四萬元の發行減少を來せり。

(二)一般取引に於ては各種輸出入取引に對する影響大なるを以て自然諸勘定總高は平時に比し減少

(正金銀行は二分の一に減少)せり。

本邦よりの輸入商品は賣行渉々しからざる爲め輸入手形動もすれば入金延滞せんとし、新規商談纏まらざる爲め輸入爲替は減少一方にして、輸出方面に於ては其惡影響、輸入方面程に顯著ならずとも、貨物の買付代金支拂等に關し多大の苦痛と煩雜とを要し、爲めに此方面も漸次衰頹せんとするの傾向あり。

第二 支那商に及ぼせる影響

武漢三市に於て日貨検査の舉あり、汽車或は汽船に依り輸送せらるる日貨に對しても亦検査の事行はる、且つ各問屋筋の日貨持荷及び約定物は總て登記検印を経ざるべからず、若し之に違反すれば各邦之に對し一切の取引關係を斷絶すべき内規あり、故に日貨取扱商等は一般に損失を恐れて取引を中止し前途觀望の姿に在り、其蒙むる打撃に至ては邦商と大差なく殊に小資本を巧に運轉し居れる者に最甚しき者あり。

斯くて排日風潮益々熾烈となり日貨の取引杜絶するや日貨に代用すべき支那及び外國製品は漸く需要を激増せり、去れど之が取扱商は何れも奇貨措くべしと爲し、多少値段を引上げ、甚しきは約三割の値上げを爲し爲めに顧客の苦情を招き却て賣行を阻害せるが如きものあり、一般に多數の日貨取扱商は打撃を受けること愈々痛切となり、且つ其營業は近年來不振を告ぐるもの多きを以て、現に端午節

の結算期に在て異常の欠損を示し二三破産の餘儀なきに至れる者ありき。

第二十四節 宜昌

第一項 五月十一日の排日暴動

五月十五日、當地上海日報は十四日漢口發特電として左の情報齎したり。

長江沿岸に於ける日貨排斥運動形勢は上流になるに隨い險惡を極めつゝあり、當地に於ては未だ形勢重大ならざるも、十一日午後七時宜昌に到着せる日清の大元丸は多數の暴動に襲はれ、同社支店前には數百から成る排日暴動團押蒐けた、彼等は舳板の航行を禁止すると共に日本人に暴行を加へ頗る危險を感じたが、碼頭にも彼等の群集押寄せたる爲め上陸危險となり、船客は其儘船内に留り陸上との交通は完全に杜絶した、夕刻に至り彼等の暴行は益露骨となり、遂に同港碇泊中の伏見艦乗組水兵と衝突し、之に危害を加へ又支那人に重傷を負はした(數不明)との報がある、彼等は夜半に入り退散したが形勢は依然不穩である、猶大元丸は去る十日沙市入港の際も、排日暴動團に襲はれ投石され頗る危險を感じたる爲め船客の上陸は禁止された。

(別報)十一日午後宜昌に於て排日學生團の暴動突發し、邦人に危害を加へたるのみならず日本水兵に迄危害を及ぼし、支那人三名に重傷を負はした。

以上電文簡にして詳悉するに由なくも、其起因は排日學生團の暴動より招致されしは必然なり、然るに同地支那側の唱道する所に據れば、宜昌學生會が日貨検査に従事せる所より端なく我伏見艦水兵と衝突して負傷するに至りしと曲解せるものゝ如し、去ればにや、衆議院議員彭養光、胡鄂公等特に國會に向ひ對日使嚴重交渉並に損害賠償の建議案を提出せり、其建議案なる者次の如し。

爲建議事、查閱報載荆州沙市學生會爲日本強占旅大、反對取消二十一條、執行天安門國民大會議決之對日經濟絕交、派遣學生在沙市停泊之本國商船検査日貨、乃停泊該處之日本伏見丸開槍向學生轟擊、至學生死傷之人數、現尙未據續報、惟查國民經濟絕交之意義、對内爲政府後盾、對外促彼邦覺悟、係國民愛國意志之表示、伏見丸受彼那政府派遣、以保護彼邦外僑之安寧爲職責、至駐在國民之行動毫無過問之權、若伏見丸認爲有維持彼邦商務之必要、應將我國國民對於彼邦強佔旅大否認二十一條之激昂態度、呈報彼邦政府、請容納我國之要求、則國民親善之障礙既除、兩國國民間之經濟關係當較前愈爲密接、乃伏見丸意味於觀察國情、殊屬昏悞、况經濟絕交爲和平抵制行爲、非戰爭行爲可比、何得昧然開槍、武力對待、假對在戰爭期限與其區域、而對於非武裝之學生、亦不應公然槍擊、此豈自號文明國家所遣派之海外軍艦應取之態度、近來我國國民對於二十一條暨旅大問題、憤激非常、伏見丸爲日本政府所派遣、竟出此不慎舉動、將來彼此國民間之感情、倘日趨於惡劣境遇、伏見丸實有不可避免之責任、應請政府儘先向日本駐京公使嚴重抗議、請其懲辦伏見丸肇事員役、並於肇

事處所道歉、一面飛飭湖北省長速將學生傷害情形及其人數、迅報中央、以便提出損害賠償、此案關係國權民命、應請政府充分注意、謹提出建議案、提出者彭養光、連署者胡鄂公胡祖舜等。

素より虚構捏造に巧みなる支那人として右の如き建議案を提出するは朝食前の事のみ、而も曲を我れに嫁して反て謝罪賠償を要求するが如きは、甯ろ滑稽事に屬す。

翻て當時該事件に對する我領事の態度を観るに、明々白々、直の我れに在ればこそ、何等忌憚する所なく率直に同地支那官憲に向て嚴重抗議する所あり、且つ。

一、該事件主犯者を處罰する事。

二、地方官憲は帝國軍艦嵯峨に向つて謝罪する事(當時伏見長沙に向ひ嵯峨代て警備の任に當る)

三、向後再び斯かる事件を惹起せざることを保證する事。

の三ヶ條を要求したるが、支那官憲は之に對して排日取締條例を布告し、更に七月四日魏交渉員は道尹、知事、警察廳長等の責任者と同道して軍艦嵯峨を訪問の上謝罪し、斯くて難決交渉も一段落を告げたり、之を此れ宜昌事件の解決とは言ふなり、尙ほ同地官憲の布告せる排日取締條例は左の十ヶ條なり。

(一)日本商船の乗客及び貨物の陸揚を許さざるは條約に違反するを以て之を禁止す。

(二)日貨を検査し日本の原料にて製造せる衣服を破棄する等の不法行爲を禁止す。

(三)日本人を侮辱嘲罵するを禁止す。

(四)宜昌は内外人雜居の地にして不逞の徒の排日游行等に因り國際問題を醸成せんことを恐る、依て之を嚴禁す。

(五)長沙事件發生以來宜昌は其影響を受くること甚大なり再び事端を發生せしむべからず。

(六)日本人に食料を賣與せざるは條約違反にして不人情の事に屬す向後之を嚴禁す。

(七)航業公所運輸絶交を規定せりとの説あるも之が事實なれば速かに修正すべし。

(八)各新聞通信社は矮奴仇敵等の文字を用ふべからず且つ侮辱的言辭を用ふべからず。

(九)日本人の商標及び廣告を破壊するを得ず。

(十)若し日本人にして人力車及び渡船に乗る場合は便宜を計り些も阻滯せしむべからず。

以上十ヶ條は排日取締令として間然する所なきが、唯威力の伴はざる禁止令は一片の空文に終り、何等成果の見るべきもの無き而已か、寧ろ彼等不良分子をして衝動せしむるの觀ありき。

第二項 德陽丸狙撃さる

長江上流地方の排日運動は益々猖獗を極め、殊に旬日前宜昌に突發せし所謂宜昌事件が尙ほ耳朶を去らざる間に、夫れ以上狂暴なる發砲事件の勃發せるあり、即ち五月二十三日午后四時二十分當地日

清汽船會社に達せる同社宜昌出張所よりの電報に據れば『宜昌重慶間の長江上流航路の同社德陽丸、(六百七十五噸)は、去る十五日宜昌發上航の途に就きし處、萬縣を去る五十九哩の上流なる楊子基昌(忠州より十三哩上流鄧都の手前)に差しかゝりし際、支那陸軍兵士らしき一團の爲め狙撃されたるより、速力を早めて其急場を脱出せるが、同船は十八日午后重慶に着し翌日同地發下船の途に就けり、然るに上航の途中狙撃に遭ひし地點に至るや、復も雨霰の如き小銃を浴びせかけられ、此度も危ふく虎口を逃るゝを得たり』と。

是に就き同會社員の語る所に據れば。

電文は餘り簡單で今細かく知る事は出来ないが、揚子基昌と云へば忠州より十三哩上流にある小邑で、德陽丸は往航復航共に射撃された理であるが、今や上流航路にありては夜間の航路は禁止されてゐるから、是等の事件も恐らく晝間の出來事と思はれる、果して土匪の仕事か夫れ共裁兵された無職軍人の仕業か分明的でないが、奇怪千万の事だ然し時は土匪跋扈のシーズンで場所も屈境な所であるから、汽船會社側では充分注意し防弾設備と云て各船室を始め主要部分は鋼鐵を以て包んで居る事とて、何等損傷を受なかつた事と思はれる、勿論死傷等は無かつたと思はれると、因に同所は河幅さして廣からず土匪の巢窟と目さるゝ所にして、去年の夏の如きも屢々かゝる事件の突發した所であつたが、本年に入つては是を以て嚆矢であると、ルーター電は屢々宜昌重慶間の上流航路一時停止を傳へて居るが、汽船會社側は非認してゐる。

第三項 宜陽丸の坐礁と排日學生の暴虐

六月十三日漢口發電 五日日清汽船宜陽丸は萬縣上流にて坐礁し、之が遭難救助作業の爲必要な舢板を派遣せるに、同地の學生等は其船夫を歐打又は拉致したるにより、僅に無經驗なる者を乗せた儘舢板を漂流せしめた、又電信局へ遭難通知を打電の爲の派遣した使者及び食料買入に上陸せし船員を途中に、仰留し、全く陸上との交通を杜絶し救助作業に必要な材料の供給をも嚴禁し、宜陽丸を殆ど危険の地に陥らしめた、若し當時軍艦鳥羽が現場に急行して保護を加へなかつたならば減水の爲め同船は顛覆に瀕せしやも計り難く、従つて人命と満載せる諸外國人の貨物を犠牲にせしやも知る可からず、若し然る場合には或は學生又は土匪の襲撃を受け彼等の暴行或は掠奪を受けたであらうが、幸ひに軍艦、鳥羽の救助と意外の増水の爲め、同船は七日浮き上り十日重慶に入港したのは天祐視されて居る、遭難船に對し斯くの如き態度に出でたる同地一部學生の行動は、内外人乗客其他より非難甚だしと。

當地上海日報(六月二十七日)は此項の出來事に就き宜陽丸船長細川新吉氏の談なりとて、其詳細記事を掲載したり、即ち左の如し。

『明日江南ドックに入渠修繕する筈であるが、上流には船渠が無いので下つて来た、漢口には二百噸級に使はれる浮船渠があるが、本船は千噸も有るので止むを得ず下航して来た、今や上游各地も一帯に排日、内亂、軍人、掠奪の渦中にある大事な時だから、一刻も早く上航して在留民に安堵させたいと思つてゐる』と一息ついて、遭難當時の模様を思ひ浮かべつゝ、語る。『六月五日朝フランス船新蜀通、本船、美仁、安寧、陝江と相ついで萬縣を出帆したが、本船は不幸二哩の上流右岸に於て岩上に乗ら上げたので、術を盡して曳き卸さんとしたが生僧引き潮にて浮かばず、遂に對岸瓦竈背釐金局につないであつた、民船に船荷を積みかへて浮揚工事を進めたが遂に日は暮れた、時しも英國軍艦コックチャップアー號より將校が見舞に來たり、親切に若し土匪の來襲にあつたら信號次第來援しやうと云つて呉れた、然るに排日學生は兩岸に集ひ來たり、本船の工夫を拉し去、賣國奴也とて市内を引きまはした、遂には假一時荷上げた船荷の看視、支那人三名を拉し去つた、船中は愈々騒ぎ出したが時既に三井出張所は引揚げ後だつたので、日華製油會社に使を出して保護方を願つたが、主任古森氏は漢口及び上流に打電し、且つ重慶領事にも發電して萬縣危急減水に乗じて宜揚丸坐礁す軍艦出す方安全ならんと報知したので、領事館より軍艦鳥羽急行せりとの返電が來た、すると支那人船夫等は、一時に元氣付き『よし仇討ちだ』とボートを下ろし上陸し遂に學生三名を捕へて引返した、そこで船では三名を厚遇し食餌を與へその中の一名を陸に送り事の始末を報告

させた、夜に至るや學生大擧して來襲、松明の列をなした、時しも帝國軍艦鳥羽來着本船より半哩上流岩影に繫留して形勢を見て居た、そして艦長、主計長、重慶、警察署長小池氏等は午後七時來船したが、そこへ學生代表數名來船して二人の學生の返還を迫る、そこで我々は諸君等は排日の名を藉りて支那人を虐め三名の友人を拉し去られたのを返報せんと彼等の友人が君等學生三名を捕へたのである、若しも何時迄も學生が船員を虐める時は遂に水夫は職を失ひ、彼等の家族始め一時にパンを失ふに至り、猶ほ更學生を怨むに至らん、是は單に仇を報むたのだ君等も人質を返せば無論彼等だつて返すだらう、然も遭難船を虐めるのは國際法上默視する事の出來ない非法行爲である』と云ひ聞かしたので明くる七日晝頃三名の水夫を連れて來たので『今後吾々の行動を、妨害する事無き様取締るべし』との條件を附して學生二人を返してやつた、七日少しく水増し夜の十一時十分漸く浮き上る事が出來た、然るに天氣は悪く水は速し天は冥々として色のおやめも分らず危険の上も無かつたが、幸ひサーチャライトの力で半哩の上流に投錨し得て一安心した、明けて八日陸上の綱具や假り荷揚げした、荷物を船に持ち込むの一方ならぬ難儀をなし、學生は相變はらず邪魔したが日本水兵の保護に依つて仕事を了つた、然るに釐金局は一時揚げ荷物に釐金を課すると云ふたが、是等は已に海關稅の納めある事を告げて事は濟んだが、遂に民船に對して税金を取立てると云ひ學生は日貨を取扱つたから制裁せんと圍まく、困つたのは民船々頭殺さるゝやも知れずと恐るゝ

事甚だしく、上流に曳いて上つて呉れど歎願するので、我々も同情し、引受け狐潭と云ふ激流を溯航したが、實にこの急潭を曳き船したのはレコード破りであつた、かくして二十哩上流五村鎮近くの片田舎麻柳沱にて民船を離し辛ふじて重慶についた、かくて十五日、下船の途についた、學生釐金局をだし抜いたので萬縣近邊の航行を恐れて居たが、幸に何事も無かつた、船の破損箇所は入渠の上でなくては分らないが大した事はない』云々、この事件は思ふに國際上由々しい問題で日本として支那との外交上大いに考慮すべき所であらう、即ち戰時中であつても武力の無い遭難船に對しては相當の保護便宜を與ふべきであるのに、この事件に對する支那の態度は如何であるか、然も相當思慮ある學生團に依つて犯されたこと云ふ事は最も考慮すべき問題で、我國の外交上忽に付すべからざる國際問題である。

等四項 大元丸の坐礁と排日學生の暴虐

六月五日、日清汽船宜陽丸が萬縣近くにて坐礁し間も無く、同社船大元丸も復た宜昌下流四十七哩なる董市の水道に於て坐礁したり、時は同月十日宜昌を發し下航に就きし途中なりき、而も一月前宜昌に在て多數の暴民に襲はれたる同船は不幸にも復も坐礁の厄に遭へぬ、加之宜昌、長沙兩事件のため排日氣勢の高調しつゝある學生等は同船の坐礁に同情を寄せざる而已か、船陸間の交通を阻止し使用支那人に妨害を加ふるなど、暴行至らざるは無かりき、茲に上海日報(六月二十三日)所載記事を轉載して其一斑狀況を紹介せん。

長江の水が最近引續ひて低減するので、大元丸は去る十日の午前四時に宜昌下流四十七哩の董市の水道で坐礁の不幸に逢つた、是は下航の途であつて暫くすると上航の大吉丸が其場に到着したので、其協力を得て離礁を努めたが水が刻々減じて其効がなかつた、斯くて大吉丸は十二日の黎明まで盡力したが、増水まで曳き卸しの見込がないので其朝六時宜昌に溯上した、併し元來洲の上の欄坐で船體には異狀なく、勿論乗込員は安泰であるが、厄介なのは田舎相應の排日盲者である、大元丸が坐礁したのを見ると、學生や市井の無賴漢が排日の演說會を始めて忽ち物品不賣を約束した、十日の夜は鳴り物入りの提灯行列を始め江岸を練り歩き、十一日からは划子の往來を一切止めた、それで汽船はボートを卸しコックを下流に廻させ、市外の百姓から野菜其他の日用品を買ひ入れさせたが、彼等が歸途に向ふ折柄之を嗅ぎ付けた數十人の無賴漢は右のコック等を包圍し其品物を掠奪して水中に投入し、何處から借りて來たものか銃劍などを突付け、ソレから彼等を殴つやら半死半生にした彼等がヤット逃げ返る後から爆竹を投げ付けた、此れが罪のない同胞に對する無賴漢の舉動で、到底巢鴨患者の所作である尤も大吉丸によつて一切の供給は漢口で得られるので、何等大元丸に困難はないが支那人の性質が如何なるものかはコレでも判かる。

第二十五節 四川

第一項 成都學生團の排日宣言

旅大問題の風潮、滔々として邊疆なる四川方面に迄彌蔓し去りぬ、時は戰事緊急に因り此に及ぶの暇無き際とは云へ、人後に墜つるを涙とせず、成都の學生聯合會先づ對日經濟絶交を呼號し始めたり、時に五月七日該學生團は特別會議を開催し、討議の結果一面全國に通電して一致力争を期し、一面旅大痛史及び旅大回收せざれば支那に對し危険なること且つ東亞和平に對し障礙たるの理由を平易通俗的に編成すること、定め、最後に排日辦法數條を決議したり。

- 一、日本人との賣買取引を断絶して彼國に原料恐慌と販路減少を來たさしむ。
 - 二、社交断絶を期し我國人民に通告して凡て日本人經營事業に股務する者一律に退出せしむ、若し鐵面皮にも彼の走狗たらんとする者有れば相當に處罰に付すべし。
 - 三、各國體と聯絡し游行隊及び講演班を組織して人民の對日精神を喚醒せしむ。
 - 四、中央政府に向て迅速旅大回收を督勵し且つ各國に通電して公道を主張すべし。
- 以上の四決議案は極力之が實行を謀り、断じて五分間熱度の銷を貽す勿れと誓ひたりしとぞ。該會より各地團體に宛て寄送せし對日宣言なる者は即ち左の如し。

全國各機關、各法團、各學校、各報館、各地學生會均鑒、民國四年歐戰方に酣にして列強東顧に暇なきの際、日人は帝國資本主義の野心を挟み、機に乗じて二十一個條を提出し、最後通牒を以て我政府の承認を脅迫して、旅順大連は遂に租借期限を延期し、滿州蒙古は其經營に任せ、總ゆる鐵道鍍山の敷設開採權を舉て盡く日人の手に落ちたり、用人行政も亦必ず其制付を受くるに至れり、蓋し該條約は未だ國會の通過を経ず、國民の始終承認せざるを以て即ち其效力發生する能はざるなり、且つ日人の内政改革以來、産業日に益々發達し、我國を視て大消費場と認めり、彼は財富日に増し、我は貧弱愈々甚し、經濟上より論すれば則ち日人已に我國の死命を制するに足れり、況んや復た二十一條に依據して侵略を肆行するに於てをや、茲に旅大租借期已に滿了す、我政府は條約に照して旅大回收を提出するも、日人は二十一條に藉口して悍然還付せず、其の我政府を侮辱し我國民を藐視するの甚しきや、人をして痛憤せしむる亦當然なる而已、京津滬漢の公私團體は逸早く奮臂力争す、本會集議すること數回、旅大回收運動に對しては其目的を貫徹するに非らざれば断じて止まざるを誓明す、且つ示威遊行を舉行して國民を覺醒すること共に、日人の野蠻無道を周知せしめ、以て經濟絶交を敢行して外交の後盾たることを期す、羣力共進、此巨恥を雪がん、四川全省學生聯合會叩、七日。

第二項 成都總商會の對日公約

當地の旅滬商幫協會は此程來各地方よりの對日經濟絶交、日貨不取扱の通告に接收する者なるが、茲に亦成都總商會の來電に接したり、其電文下の如し。

旅滬商幫協會及び成都旅滬各同郷台鑿、日人横虐を肆にし邦交を破壊す、口に親善を唱へて陰に侵略を謀る、我が旅大を扼し我が東北を拊つ、其害寧ろ論するに堪へん、租借期已に満了す、理應さに回收すべきなり、二十一條は根本的無効なりとす、此際經濟絶交は我輩の責に屬す、敵處已に前日全體大會を開きて停購停運の一致を決議せり、凡そ我郷を同くする者宜しく此公約を遵守すべし、若し之を破壊する者有り直に寇讐と認むべし、希くは敵處旅滬各同郷に轉達せられて一律に遵守せしめらんことを、並に隨時貴處情況を通告あらんことを切望す、成都總商會、疋頭幫、蘇貨幫、海味幫、雜貨幫、同業自治會叩。

該會の接電後、直に成都各幫商に轉達して一律遵守すべきを勸告せりと云ふ。

第二項 重慶日本居留民會の對排日宣言

曩時、山東問題に衝動せられて排日氣勢を暢げし重慶方面は、今次も亦旅大問題に刺戟して排貨運

動に狂奔しつゝあるが、今尙ほ之が情報に接せざるも、現に同地在留邦人の團體たる在重慶日本居留民會より「支即不良分子の排日行動に對する宣言」なる決議文を寄送されたり、是に依て同地の排日妄動の激否如何を忖度するに足るべきか、茲に該宣言書を紹介すること即ち次の如し。

夫れ日支兩國の極東に於けるや、必然的に唇齒輔車共存共榮を、兩國々交の基礎となさざる可からざるの關係にあり。

兩國人士茲に自覺し、國交の親睦兩國國民の政治的經濟的提携を計るは、眞に極東否世界平和に對する一大責務たらずんばあらず。

我國に於ては夙に觀る所あり、既に幾多の貴重なる犠牲を拂ひ此大方針の下に驀進せり、之を近くは、青島の還附に觀るも、無線電信、郵便局の撤廢、駐屯軍の撤退と云ひ、其他の施設下して然らざるなし、而して將來に於ても、此精神の具體化に努力せんとしつゝあり。

然るに支那に於ては「親の心子知らざる」ものゝ如く、我國の此等處置に對し、組み易しとなし、望蜀の妄想を回し、内政の紊亂は此氣勢を高め、今回旅大問題の發生するや、爲めにするの徒は機棄すべしとなし、殆んど全國に排日の風潮を醸成せしめ、經濟絶交なる旗幟の下に日支通商條約を無視せる暴舉を敢てなし、果ては邦人の生命財産に對し危害を加ふるに至れり、而も支那政府の無力なるは、如此暴舉に對し何等の取締をなさざるは勿論、或點に於て却て尻押をなせるの觀なきに

しもあらざる情態にあり。

抑も此排日なるものは、外に愛國を装ひ、内密に私腹を肥さんとする一部の不良學生、無頼の徒並に不正商人の使喚にかゝるものにして、他は皆此等に追従するの行爲なり、此が爲めに眞面目なる彼我商工業者の蒙る有形無形の損害は夫れ幾莫ぞ。

我國は大正四年以來殆んど年々の排日に禍せられ、爲に血と涙を以て得たる今日迄の權利は喪失し、經濟上莫大の損害を蒙りつゝあるも、而も極東の大局に顧み克く隱忍自重以て大國民たるの風格を持し來りしが、飽くことを知らざる彼等は又々經濟絶交なる不祥事を實行するに至れり。

夫れ經濟絶交とは言簡なりと雖も、國交斷絶に次ぐの暴舉にして、今日の儘推移せんか、我が蒙る經濟上の損害は勿論、我商圏の跼蹐只夫れ知るべきのみ。

吾人今日を以て兩國の感情上、兩國々交上、引ては極東平和の上に於て最大危機にあるものと斷定するを以て、我政府に向ひ急速に適宜の對策を講せられんことを請願すると同時に、茲に吾等の態度を中外に宣言せんが爲め、左の決議を爲す。

- 一、日本政府は重慶に於ける現況を述べて嚴重交渉を請願す。
- 一、若し支那政府にして要求に應せざれば吾國は支那關稅特別會議に参加せざらんことを政府に勸告す。

一、尙ほ領事裁判權撤廢に關しては無期延期を勸告す。

一、排日に起因する損害賠償の保證として大連の關稅を差押へること。

一、若し長沙事件の如き不祥事各地に於て發生の場合は各地方的に峻嚴なる態度に出で該地封鎖等の舉に出でん事を切望す。

一、親交國たる日本に對し經濟絶交の如き暴舉の實行を督勵するものは極めて少數の支那學生商人等の不良分子にして彼等は支那政府の正當命令に反抗し同地方官憲の取締に服従せず日支間の通商條約を恣に破壊する暴徒なるに付我方は支那政府援助秩序維持の見地より此暴徒に對し極めて峻嚴なる態度に出づ可きことを切望す而して其結果より發生する事柄に關しては一切責任を負はざることを豫め支那當局に通知し置く可きものとす。

一、右支那人不良分子の姓名を調査し置き以て本件交渉の際に於て處分を求むる資料たらしむること。

大正十二年六月十七日於居留民大會。

第五章 北部支那

第一節 北京

第一項 支那國會の二十一條無効案通過

一月十七日 支那國會は旅順大連回收案を可決し、繼で二十一個條無効宣布案を通過したり、時に大毎、北京特電左の情報を齎したり。

十七日の衆議院は議事日程を變更し、前財政總長羅文幹、前庫司長黃體濂二氏を拘留して訊問を續行すべく政府に要求し、及び同事件に關係する司法當局查辦案を可決し、次で廿一箇條無効宣布案の討議を參議院に催促する件を通過し、更に李將陽氏の緊急動議によりて三月廿六日期限到來と共に政府自ら旅順大連回收を實行すべしとの建議案を通過した。

却說支那國會が爾かく妄りに國際條約を論議否な否決するは寧ろ滑稽の事に屬す、其態度は一時の人氣取りにあらざれば、何等かの作用なるべきか、兎に角大局を辦へざる無謀の舉と謂ふべし、現に施肇基の如き外交總長を辭職したりしは此無謀極まる旅大回收、二十一條廢棄の交渉に當たらざるべからざる破目に立ち至りしが故なるべく推測せらる、去ればこそ其内實を感知せし議員等は二十四日

參議院の閣員同意を投票する際、施肇基のみを否決し他は悉く通過せしめたるに視て明かなり。

斯くて北京政府は國會の通過案に従て之が處置を爲さざるべからず、聞くに二十七日の内閣會議に於て前日參衆兩院を通過したりし日支條約無効宣布を聲明すると同時に、日本に對し其旨を通告する件を可決せりと、是に於て一時休會中なりし國會は二十八日より再開することとなり、張樹森等の提出に係る。

政府は二十一個條の無効問題に關し條約改訂の方式を以て交渉するに決せりと云ふが、其辦法内容に付き國務院の出席説明を要求する案。

を再開劈頭の議事日程に上せり。

第二項 旅大問題に關する支那當局の意嚮

一、特別外交委員會の成立

參衆兩院が相前後して二十一個條無効案を通過するや、政府當局は勢ひ之が準備に着手せざるべからず、現に彼の所謂遼東租借期限迫りつゝあるより速かに對日抗議を提出すべき意嚮ありと雖も、此事は外交上頗る重大なる關係あり山東問題以上の懸案とも謂ひ得らる、去ればこそ之と關聯する特別外交委員會は二月二十二日國務會議の決議に由て愈々成立を見たり。

却説該委員會内容を窺ふに、委員長席には新任署理外交總長黃郛之に着き、副委員長三名中一名は外交次長他は總統府、國務院の秘書長たるべく、委員は外交部參事、司長或は法制局等の各機關の人員を以て任せられ、最も注目すべきは高等顧問たる顏惠慶、顧維鈞、施肇基、孫寶琦、汪大燮等の人物列席するにあり。

聞く所に據れば過日特別外交委員會を開き、黃外交總長を始として顏惠慶、顧維鈞、施肇基、汪大燮の面々列席し、審査協議せる結果、愈々外交部は二十一個條無効通牒を日本政府に致すことに決議せしものゝ、尙ほ列強の意向を見定むる必要ありとて、駐外各公使の返答を俟ち其上にて提出方法を研究するも遅しとせずと決定し、而して英米佛等駐在公使に訓電を發して駐在國に於ける二十一個條廢棄問題に關する各種の情報を求め、且つ公使個人の意見を徴したり。

二、駐外支那公使の對日意見

今北京共同通信社の齎せる恒報に據れば。

外交部は曩に在外公使に訓電を發し、駐在國に於ける二十一個條取消問題に關する各種の情報を求め、且つ公使個人の意見をも徴したが、之に對し最近駐佛米英三公使より返電が來た。

(一)駐佛陳公使の意見 陳公使は同問題に對し大要次の如き意見を申し送つた。

イ、速かに解決し日本に引張られて懸案として仕舞ふ様な事になつては不可。

ロ、關東洲の租備期限が満了したならば日本の態度如何に均はらず我國は接收委員會を任命すべきである、若し日本が引繼ぎを肯せざる場合は其曲は彼に在り列國は自ら公論を唱へるで有らふ。

ハ、交渉狀況は隨時發表して中外の誤解を防ぐべきである。

ニ、日本が取消を拒んだ場合は國際法廷の公斷に委ね其儘懸案とせざる旨宣言すべきである。

(二)駐米容代理公使の報告 容代理公使の寄せた返電は極めて樂觀的のもので、其内容は米國政府は支那の二十一個條取消提案に同情し、國務卿ヒューズの如きは積極的に援助するから強硬に交渉せよ、若し日本が拒絶した場合は米國は各國と共に支那の後援を爲すべしといふた云々。

(三)駐英代理公使の報告 駐英代理公使は英國外交界の某有力者の談なりとて紹介して曰く二十一個條は提出前に於て日本が英國に内示して賛成を與へたものであるから、巴里講和會議の際にも、英國は日本に援助した、本問題に對しては英國は支那の援助者となる事は望み難い云々と報告した。

右は支那紙の報道する所であつて、例へば米國の國務卿ヒューズの如き人物が前記の如き言辭を爲したものは思へない、寧ろ支那人が何とかして米人其他の第三國の同情を求めんとする心理を發現せる一資料と見るべきである。

因みに支那政府は責任逃れの爲めに提案したので一外交部員の如きは、あれは眞面目に問題にする

爲に提案したのではありません、唯國會の決議を尊重しなければ色々な面倒が起るし、内閣乃至外交長官としては自己の立場を考へてやつた事です、從て山東問題の如く執念深く日本に喰つて掛る様な事はありません、彼れの條約締結に關する國會議員の解釋の如きは私共が見ても随分無理な主張です云々と語つた。

尤も此種の問題で名を知られた顧維鈞や王正廷等は之を利用して又復た一騒ぎして見ようとして居る形跡があるから、小なる日貨排斥運動位は惹起するかも知らんが、内争や財政の困難で行き詰まつて居る支那の現状から見ても、斯様な問題の爲に他の重大事件を犠牲にする勇氣はあるまい。

第三項 北京政府の日支協約廢止通告

二月二十七日、大毎(北京發某所着電)報道して曰く。

(北京廿七日發某所着電)二十七日の内閣會議において、曩に參衆兩議院を通過した日支條約の無効宣布を聲言すること及び同時に日本に對し其の旨を通告する件を可決した。

參衆兩院が二十一條廢棄案通過以來、茲に一月餘を経て漸く支那當局に對日意向確定したるもの、如く、其後尙ほ十餘日を過ぎ、即ち三月十日附を以て北京政府は二十一條廢棄と旅大回收の照會文を日本政府に提出したり。

時にルータ電(十日北京發)曰く。

北京政府は國會の決議に根據し今朝日本公使館に一九一五年の日支協約二十一條廢止を通告したり、北京の各國公使館も同時に北京政府より右の旨の通告を受けたり、日本公使代理は直に此の事を東京に打電したる如し。

即ち北京政府は駐京日本公使館に向け二十一個條廢棄を通告したると同日に於て、東京の支那公使代理より我外務省に向て其旨通告せしめたりしなり、其照會文は左の如し。

日支兩國は素と輯睦と稱し、此の世界各國が和平に牽向し公道を持するの際に値り、宜しく益親密を謀り極東の平和を保障し世界の平和を促進せざるべからず、査するに民國四年五月二十五日締結せる日支條約及び交換文は實に日支親善の大障礙なり、當時該條約調印後支那政府は嘗て宣言を發表し、支那は壓迫されて已むを得ず最後通牒中の各條件を忍受したるも、然も此れに因て各國の條約上の權利を侵犯する時は支那は責任を負はずと聲明せり、嗣て巴里平和會議に於て理由を聲明し、平和會議に該條約及び交換文の廢止を要求したるが、平和會議々長は此の問題の重要なことを承認する旨書面を以て回答せり、華盛頓會議開會さるゝや復た我國代表は左の理由に根據し同會議に取消要求を提出せり。

一、利益の交換無し。

二、支那と他國と訂約せる條約を侵犯す。

三、此條約の交換文は華府會議通過の各原則と相容るゝ能はず。

四、此條約及び交換文は既に屢次日支間の誤會を發生せり。

當時日本代表は我國の提案を重視し、日本の南滿東蒙に於ける鐵道布設及び承辦稅課抵當の借款優先權、警察顧問教育官聘用の優先權を全然拋棄すること、並に訂約の時、原と第五條に關する保留を撤回することを聲明せり、我國代表は日本代表の拋棄及び保留各項の撤回を承認せるを除くの外満足する能はずと爲し、尙ほ全部をも放棄べきを聲明し、並に他日機を見て此案を解決するの權利を保留することを聲明したるが、會議に列席せる各國代表は正式に我國の全案保留を承認し、並に會長は大會に於て議事録に記入すべきことを正式宣告せり、査するに此條約交換文は本國の輿論は終始反對し、本國政府が屢次巴里華盛頓に此案を提出し取消しを要求したるは、もご全國の民意を以て根據とせるものなり、前に本國々會は民國十二年一月の通常會議に於て民國四年五月二十五日締結せる日支條約及び交換文に對し無効と認むることを議決し、本國參議院は査照辦理を咨請し來り、本國の民意が終始一致せるを徴するに足る、而して旅順大連の租借期限又近く満了せんとし、本國政府は日支關係改良の時機當に成熟せるものと認め、特に貴政府に向て重ねて聲明を行ふ、所有る民國四年五月二十五日締結せる日支條約及び交換文は、既に解決され既に貴政府が放棄

並に保留各項の撤回を聲明せるを除く外全部廢止すべし、並に期日を指定し以て旅大接收辦法及び民國四年日支條約及び交換文廢止後の各項問題の商酌に便せんことを希ふ、求國政府は貴政府及び國民が日支の邦交を重視し必ず能く本國々民全體の意思を容納し、數年間兩國親睦の障礙を完傳に掃除することを深く信するものなり、此れより兩國々民は眞實の親善を謀るを得、東亞の平和確に鞏固に臻れば豈に惟だ日支兩國の福のみならんや、抑も亦世界の幸なり、駐日公使代理に訓令して正式に貴國政府の照會する外、茲に貴公使に査照を照會す。

第四項 我政府の對支回答文

當地中蘇新報(三月十七日)の十五日附北京通信に據れば。

日本政府は我國本月十日提出の民國四年五月二十五日締結の中日條約及び交換文廢止の照會に對して、十二日閣議は我國に回答を發し並に駐京公使に訓令することに決定されたりと、現に日本政府の回答は確に十四日正午十二時東交民巷日本公使館より二等書記官西田耕一氏を外交部に派遣し、外交總長黃郛民自ら接見し、西田書記官は該回答文を黃總長に手交す、而して彼我發表を商定せり、故に外交部は此照會全文を譯出して同日午後八時發表したり、聞くに外交部は東京廖代理公使の來電報告に接手し、日本外務省も亦昨日同様の照會文を我駐日公使館に送達せり。

右情報に依り、三月十四日我小幡公使より北京外交部に向て回答文を交付したりしを知る、其内容は左の如し。

書翰を以て啓上致候陳者貴國外交部の訓令に基き本月十日附書翰を以て大正四年五月二十五日締結の日支條約及び交換公文の廢棄方を申越の趣拜承致候書翰に於て先づ該條約締結後直に發表せられたる貴國政府の聲明、巴里會議に於ける貴國全權の聲明華府會議に於ける貴國全權の提出したる要求等を認容せられたる後該條約及び交換文書中既に解決し並に帝國政府が放棄及び留保撤回を聲明したる各項目以外全部廢棄せらるべき旨通告相成候處右は帝國政府の意外且つ頗る遺憾とする所に有之候想ふに大正四年の日支條約及び交換公文は夫れ／＼正當に全權を委任せられたる兩國代表によりて正式に調印されたるものにして殊に條約は貴我兩國元首の批准を経たるものに有之而して古約定に關する帝國政府の見解は華府會議に於て帝國全權が聲明せる所にして貴我兩國間には現在有効に存續する條約及び交換公文、貴國政府が隨意に廢棄せられんとする如きは當に日支兩國の親善を齎す所以にあらざるのみならず國際通義に反するものにして帝國政府は斷じて承認し難き所に有之候帝國政府が貴我兩國の親善關係を増進するを念として從來貴國に對し表示したる幾多の好意的措置に對しては御承知の事に有之べく殊に本條約及び交換公文の一部に就きては既に新に條約を締結し又放棄若しくは讓步撤回を聲明したりし次第にて此上更に變更すべきものは絶對無之き事を茲

に聲明候而して曩に貴信御來示の旅順大連接收便法及び本條約及び交換公文廢棄後の前後處置協議方に關する貴國政府の提議に對しては何等應酬する必要無之候。

右得貴意旁本大臣は貴國に對し茲に重ねて敬意を表し候

敬具

追而在支帝國公使よりも貴國政府に通牒本文と同様の公文を發送致させ候に付念の爲め申添候。

前記の我が回答文、北京政府より發表さるゝや、衆議院議員褚輔成等先づ喧噪狂號し始めたり、聞くに支那國會の該回答文に對する正式譯文は即ち下の如しと。

爲照會事、本月十日准貴使照會內稱、依據貴國外交部之訓令、廢止大正四年五月二十五日所締結之中日條約及交換公文等因、業經閱悉、查貴國照會、首先引用該條約締結後發表當時貴國政府之聲明、及貴國全權在巴黎會議之聲明、並貴國全權在華府會議所提出之要求等項之後、即請將該條約及交換公文中既經解決、並日本政府業經聲明放棄及撤回留保等項以外一切條約全部廢止、此種通告之旨、誠出帝國政府之意外、且頗引爲遺憾者也、竊思大正四年之中日條約及交換公文、原經兩國受正當全權委任之代表正式簽字、且經中日兩國元首之批准、而日本政府關於此項條約之見解、又經日本全權在華府會議有所聲明、如貴國政府隨意將中日兩國儼然有效存在之條約及交換公文廢止、則匪特非所以增進中日兩國之親善、且係違反國際之通義、此日本政府斷難承認者也、日本政府常以增進中日兩國親善關係爲念、徵諸從來向貴國政府所表示許多好意之措置、即可洞明無遺、而關於本案之條

約及交換公文内中、既に一部締結新約、又有聲明放棄或撤回保留者在案、茲特聲明、絶對無再行變更者矣、故對於貴國政府所提議各節、如協議接收旅順大連之辦法及該條約及交換公文廢止後之善後措置、均無何等應酬之必要也、再訓令駐華日本公使、亦已將同一意旨之公文致送貴國政府、合併奉聞、相應照復貴公使、即希查照、並對於閣下特表敬意、須至照會者云云。

第五項 國會議員の排日煽動

一、三月十九日の國會狀況

豫期の如く北京政府の二十一條廢棄の要求は、我政府の爲めに素氣なく拒絶せらる、事の此に至るは素より、當然の成行なるが、蓋し支那當局及び國會の不良分子は之を藉て民氣轉換の具に資したる而已、去ればこそ我政府の拒絶ありしと見るや、三月十九日衆議院は率先本會議を開き、緒輔成以下百四名の排日議員は政府當局に對し嚴重なる反駁回答を爲すべく強要すると同時に、各國に通牒して其了解を求むる議案を通過せしめたり、當日の模様就ては國際通信の同日北京發電に依り其概況を知悉するを得べし、即ち。

衆議院は十九日本會議を開いて緒輔成以下百四名の連名提出にかゝる日支協約廢棄通告に關する日
本政府の回答に對し、政府をして嚴重なる反駁回答をなしむると共に、各國に通牒して其諒解を

求むるの案を討議し、張總理の出席を求めた、張總理は日支協約廢棄問題に關する經過を報告したつて後、該建議案を可決した、尙同日參議院に於ても本會議を開き一議員は緊急動議を提出して、日支協約廢棄に關し全國に通電して大いに輿論を喚起するの素及び政府を鞭撻して旅順大連の回收を期せしむるの案を提出し、大多數で可決し直ちに五名の起草委員を任命した。

二、緒輔成等の二十一條問題に關する建議案

却說三月十九日衆議院開會辟頭、當日の第一議程に列入さるたる建議案は、即ち緒輔成等四名の連名提出に係る二十一條問題に關する重要議案なり、其内容に至ては我政府の回答文に依據して批駁を加へたる者、茲に譯出する所次の如し。

我國は國際の公道を維持し遠東の平和を保障する爲めに、並に華府會議の通過せし各原則を厲行する見地より、民國四年五月二十五日に於て日本が袁氏を強迫して擅訂せる中日條約及び交換文に對し、國會は無効を決議し、政府は之に依據して日本政府に咨達し、並に期を定て旅大接收辦法を商的せんとしたるが、日本政府に在ては我國の正式照會を接受したる後、果して和平の障礙を掃除し中日親善を促進する誠意有つて即ち承認を表示したるが、乃ち日本政府の回答文を閱るに、我國合理の聲明と提議に對して完全に拒絶し、且つ更に各國政府に通告する所、強詞奪理一にして足らず、誠に國際失態の擧と爲す引て遺報と爲さざるを得ざるなり、茲に其回答文及び通告中の正理に

合はず及び措詞失當の點に就き一々指摘して辯駁を加へんとす。

(一)日本回答文に謂く「大正四年の日支條約及び交換公文は原と兩國が正當なる全權委任を受けたる代表の正式調印を經、且つ日支兩國元首の批准を經たり、而して日本政府の此項條約に關する見解は又日本全權が華府會議に在て聲明する所あり、此に因て有效たるを認む」と、査するに國際間締結する條約は批准を以て要件となす、而して批准は各締約國憲法上の手續に依據すべきは亦二十世の通例となす、憲法上の條約批准權に至ては日本帝國は天皇に在す、中華民國は實質上國會に在り、彼の所謂兩國元首の批准を經たる者とは、日本帝國に就て言へば自ら不可なきも、若し中國に就て言はんか、當に我國々憲藐視するのみならず、抑も亦我國々體を汚穢するなり、民國四年提供する所の中日條約は、中國方面に在ては始終未だ國會の承認を經ざるものとす、若し無權者の批准を以て有效なりとせば、則ち一國の如何なる官吏或は人民が他國と條約を締結するも、皆悉く有效たるべきなり、豈に國際間莫大の危險に非らざらんや、然は則ち該條約及び交換公文は中國固より未嘗て批准の手續を完成せず、僅に日本一方の批准に憑る而已、何ぞ能く効力發生せんや、山東南滿各問題に關して別に協定ある所以の者は、實に該條約無効の結果となす、日本全權曾て華府會議に在て聲明する所あり、而して我國全權は巴里會議に在て無効を聲明したる時、平和會議々長は此問題の重要なるを承認したり、及び華府會議に在て我國代表が再び無効を聲明せるに對し、各代表

は此案を解決するの必要を承認して保留を允せり、然ば則ち我國此次重ねて無効を聲明するも其理由甚だ充分なりとす。

(二)日本回答文に又謂く「我國政府の提議する旅順大連接收便法及び本條約及び交換公文廢棄後の前後處置協議に對しては均く何等應酬の必要なし」と、査するに日本が旅大租借の權利を取得せるは光緒三十一年日支間に締結せし東三省條約に基けり、該條約第二款には日本國政府は露支兩國の締結せし借地及び鐵道敷設の原約に按照して實力遵行すべきを載明せり、而して露國の旅順大連灣租借條約第一款には租借期限は此條約締結の日より向ふ二十五年を限りとするを載明す、即ち原條約に照せば本年三月に至て租借期限滿了するなり、日本は應に原約の通り旅大還付の義務を履行すべきにあり、我國政府は既に旅大接收の提議あり、日本政府は接受せざる能はず、即ち我と辦法を協商せざる能はざるなり、今後回答文には漫りに何等應酬の必要なしと云ふ、是れ條約上の義務を履行せざるものとす、則ち日本政府に在ては條約破壞の責任を負はざる能はず、況んや旅大問題は實に東亞の和平を障礙する而已か、華府會議に於ける九國約定の原則と根本上相容れざるものとす、我國此次の提議は九國協定の精神を尊重し以て障礙を掃除し東亞の和平を維持せんとするに非らざる無きなり、日本は九國締約を協定するの一員と爲す、協定を尊重し遠東の紛糾を解決せんとする提議に對して、竟に應酬の必要なしと謂ふ、詎ぞ國際失態の尤なる者に非らざる耶。

(三)日本は各國政府に通告して謂く「大正四年日支條約は支那と日本とは正當手續を経て締結したる國際條約なり」と、夫れ國際間條約を締結するには戦争の結果を除く外、必ず締約國の雙方自由に意思を表示すると且つ利益交換あるを以て要素となすなり、民國四年我國には絶て政治條約を締結するの意思なかりき、徒らに日本方面は青島獨軍に勝ちし餘威を以て、而も歐戰方に酣なる頃各國東顧の暇なき機會に乘じ我國政府を脅迫して之を片面的條約を締結せんとし、我國政府従はざるより竟に最後通牒の手段に出て調印を迫りき、又我國憲法上條約批准權を有する國會が非法解散に値へし際、我國の批准權なきの總統に迫て法外の行動ありしを知る、此の如きを正當手續と謂ふべくは、則ち凡て人類間の強迫行爲は皆な正當たるべきなり、世界寧ろ公理の言ふべき者ある耶。

(四)日本の各國政府に通告して又謂く「該約の有効部分は已に幾程も無きなり、支那政府は有效各款を破壊するの意あり、日本政府は再び讓歩を行へ難し」と、査するに該約は強迫に由て成る、中國方面に在ては今に至る迄未だ憲法上の手續を完成せず、當然全部は無効たるべく、問題と成らざるなり、日本は獨り該約を有効と認むる而已、試に問ふ滿蒙一部分の利益問題は何を以て單に日本片面の宣言に由て變化發生すべきや、今日本政府は効力未發生の條約に基き我に破壊の意あるを責む、我國萬に責を負ふの理なきなり、設令我國が東亞の紛糾を減少するを得ざるも、中日親善を保持する見地よりして早くも馬關條約第一款に根據して、日本の朝鮮併吞に對し抗議を提出せんか、

試に問ふ日本政府は能く有効條約を破壊するの責を逃れ得る耶。

(五)日本は各國政府に通告して又謂く「滿洲問題は日本の存在に關係あり」と、此語尤も悖謬と爲す、夫れ滿洲地方は早くより中華民國の奉天吉林黑龍江三省に組成せられ、我國固有の領土と爲す、日本政府は租借期限滿了するも尙ほ旅大を還付せずして便ち侵佔す、我國の領土は人に侵佔せられ、我が主權を妨げらる、詎ぞ中華民國の存在に障害あるに非らざるや、今我國は條約に依據して旅大を接收せんとす、日本政府は反て彼國の存在に關係ありと謂ふ、試に問ふ旅大は彼國の領土と主權に於て何等の關係あるか、日本の此種宣言は明かに華府會議に於ける九國協定の諸原則に違背せるなり、思ふに各友邦之を聞くも決して同情を與へざるなり。

要之我國の此項日本政府に照會せるは華府會議に於ける九國協定の原則に根據し、中日締結の東三省條約及び露國の旅大租借條約に依據して旅大接收を提議し、並に二十一條無効を聲明す、極て合理と爲す、日本政府は竟に華府會議の協定、兩國の友誼を顧みずして完全に拒絶せり、殊に我國の中日親善に力謀するの誠意に違ひ、並に各國の遠東和平を維持するの公誼に背り、政府は上述各理由に基き日本政府に對し嚴重駁覆を爲し、並に各國政府に通牒して諒解を求めんことを希ふ、事は東亞の和平、本國の生存に關す、特に此に提議す、謹て公決を待つ云々。

三、褚輔成等の排日通電

斯くて褚輔成等は二百餘名の雷同議員の賛成を得て全國に通電を發したり、其電文左の如し。

溯自歐戰開始日本大隈内閣、襲軍閥遺策、藉泯内訌、爰及外侵、是以有二十一條之無理要求、時值袁氏盜國、既非國會議決、復屬強力壓迫、按諸國際法制、當然無效、橫暴之來、舉國憤痛、飲恨泣血、於今莫忘、往歲巴黎和會華府會議、歐美友邦、尙持正義、日縱多謀願終未遂、國會復開、鑒於歐戰結果、強權失敗謀東亞真正和平、策中日根本親善、議決二十一條強迫要扶宣告無効、乃國會決議於前、政府執行於後、即東瀛有識之士、亦表同情、謂自二十一條提出、利不敵害、不謂世界武力、業告失靈、日人野心、仍復未死、對我否認聲明、聞已提出無理抗議、望我國人、本民族自決之心、爲國家自衛之計、合禦外侮、共挽國權、誓不達到目的不止、謹電告警請亟圖之云云。

四、王葆真等の排日通電

更に國會議員王葆真等は我政府の拒絶回答文を見て奇貨措くべしとなし、露骨にも排日通電を各地報館及び各團體に送致したり、其電に曰く。

五七國恥紀念未だ忘れず、二十一條條約は必ず廢止するを誓ふ、回顧せば我を脅かすに最後通牒を以てし、我に迫るに自由行動を以てす、當日の情況は中外皆な之を知れり、調印を強迫し安ぞ信義の言ふべきもの有るや、未だ國會の批准を経ず即ち國際間條約の不成立となる、我に在ては理に據て力爭するに、彼は乃ち強詞を以て之を拒絶す、我を亡すの條約廢止せざれば即ち滅國の禍未だ除

かれざるなり、凡て我國人能く慄懼せざるや、査するに本年三月二十六日は旅順大連回收期と爲す、謹で辦法數項を擬す。

(一)三月二十六日には全國人民應に旅大回收大運動を舉行すべし。

(二)是日は各界休暇を爲し集會游行演說等種々の運動を催し、唯秩序を嚴守して私人の洩憤行爲に因り口實を貽すこと有るべからず。

(三)二十一條約は日人の脅迫訂立に係り未だ國會の批准を経ず、死を誓て承認する能はざるを聲明す。

(四)今後旅大は日本の非法侵奪するものと認め損失賠償の責を負ふべきを聲明す。

(五)各國に電請して國際聯合會盟約に按照し國際行政裁判所に起訴するか、或は國際法廷規約に按照し國際法廷裁判に起訴すべし。

(六)對外一致し國內其他の政治問題と相牽混せざるを主張す。

上列六條辦法に依り國人一致迫行し以て最後の勝利を期せんことを希ふ、並に前恥を瀟雪し國民人格を争回し國家領土を保全せんことを、深く切望する者なり、國會議員王葆真、劉彥、薛丹曦、羅永慶、錢崇澧、景定成、馬文煥、崔懷瀨、李東璧、張樹森、賀昇平、王文璘、羅家衡、李秉恕、孔慶愷、戴書雲、劉正堃、褚輔成、李肇甫、戰滌塵、劉楚湘、樂山、馬驥、呂復、馬慶長、王伊文、

姚翰卿、郭相維、田桐、陳策、叩、十七日。

第六項 旅大回收問題と英米人の態度

京津の支那新聞が旅大回收問題に關して勝手なる論議を試み、例に依り舞文曲筆を弄して黑白を轉倒し曲非を日本に轉嫁せんと焦慮しつゝある際、京津の英米人如何に冷靜の態度を以て該問題を論評し去りしやは尤も注目し値すと謂ふべし、今英米人側の代表意見とも稱すべき一二例を以て左に紹介する所あらんとす。

- (一) 英文北京導報(米人經營)同紙は最近此問題に就き四日間繼續して論説を掲載したり、其要點は。
 - 一、支那は現今日本をして遼東半島より撤退せしむる實力を有せず。
 - 二、支那は今年中に安奉線……滿鐵本線は未だ期間滿了せず……を買戻す資力を有せず。
 - 三、支那は今後十數年間に於て國內の秩序整頓し形勢統一するを俟つて此問題を提起するに如かず
 - 四、故に今日に在て取るべき策は支那の爲めに好都合の時機に達する迄本問題を保留する事を聲明するにあり云々。

(二) 京津タイムス(英人經營)

日本には旅大還付の意思毫も有せず、又支那には之を爲さしむる實力無き而已か、外國の同情も聲

援も敢て期待するを得ず、故に此際日本の西原借款の利子を以て遼東半島の租借費と差引くべく、日本に交渉するは尤も賢明なる對策と謂ふべし云々。

因みに總統顧問ガーンソンの本問題に對して提出したりし意見書の要點なる者は、結局右の論旨に一致する所ありしと觀測せらる、聞く所に據ればガーンソンの意見書は支那の提案の主なる部分を占めつゝ有つて、其内容は四個の要求理由を含まるとの噂さあるが、外間窺知するに縁なきなり。

第七項 北京學生の對日單獨運動

一、北京大學第一院の聯合大會

此次の排日風潮は國會の旅大回收、二十一條廢棄の惡演戲に醸成せられ、觀者たる學生側は教育問題に因り腐敗議員の不信任を呼號しながらも、排日てふ幻影に魅せられて復も排日運動の手先きに操縦され終りぬ、而も北京の學生輩は國會劇を目前に扣へる所から、逸早く排日氣勢を増長せしめたるの觀ありき、并は北京學生聯合會は三月二十六日以前に大規模の示威運動を舉行すべく、夫れノ各學校と接洽し始めたるに、各學校も亦此舉に賛同する者頗る多きに及びしが、尙ほ聯合會に加入し居らざる學校少からざると、且つ各學校代表よりの提出案件頗る許多なるより之が解決を急ぐ旁々旅大問題に關する對策を討議すべく、愈々三月十五日を期し北京大學第一院に於て各學校聯合大會を開

催すること、なり、現に通知書を各學校に送致したり其通知書は次の如し。

敬啓者、本會日來許多提案、急待解決、又兼旅大收回、迫在目前、學生界不一致奮起、無以促醒國人、特定期於本月十五號午後三點鐘、在北大第一院開大會籌商進行、務祈貴校代表屆時出席爲盼、北京學生聯合會啓。

斯くて當日午後四時北京大學第一院に於て開會、主席先づ議案數件を報告し、後ち西方出京代表は長沙武漢地方學生の活動狀況を報告し、繼で運動費募集委員より最近募集成績に就き報告あり、旋て正式に各校提議案の討議に入る。

第一案 旅大回収問題に關する件、曩に五四運動の際學生團の標識とせる「外は國權を力爭し内は國賊を掃除す」を以て尙ほ今日學生運動の目標と爲す事、即ち旅大回収問題は國權の消長と密接關係あり、現在時機切迫す、吾等學生は先づ奮起して國民覺醒の衝に當るべしとて、即時左の如く決議したり。

イ、全國に通電して國民の注意を喚起す。

ロ、示威遊行を舉行して誓死回収の決心を表示す。

ハ、國民大會を開催す。

ニ、旅大回収問題研究會を組織す、即ち各校より一代表を選出し且つ該問題に造詣ある名士を聘請

して顧問と爲す。

第二案 近日順義縣の農民數千來京請願するあり、此れ實に學生の平民教育に従事する好機會となす、宜しく宣傳運動に着手して該請願團を聲援する事。

第三案 廣東派遣の代表を續派して彼地學生と氣脈を通ずる事。

第四案 宣言を發表して學生の内閣辭職に注意せざるを聲明し且つ學生運動は決して中止せざるを聲明す。

第五案 現政府と外國との間に締結する各項條約を承認せず。

第六案 林施追悼會は來る二十二日南城某校に於て舉行する事。

以上各案討議終了し、遂に散會を宣告せしは時に五時過ぎなりき。

二、滙文大學に於ける決議宣言

北京基細教所屬各學校學生は二十一條問題の爲めに、三月三十日滙文大學に在て、聯合大會を開く、當日來會者三千餘人、先づ臨時主席開會の主旨を報告して後、即時討議に入り決議の結果左の如し。
(一)各國に通電す、即ち各國に向ひ正義を主持せるを要求し、二十一條日支協約廢止に贊助せんことを懇請す。
(二)全國に通電す、即ち全國民奮起して一致力爭せしむ。

(三)日本國民に通電す、即ち帝國侵略主義の迷夢を打破し、日支親善の實を擧ぐべきを勸告す。斯くて起草員十人を撰擧し、且つ今日舉行の示威運動に加入すべく決議したり。

三、北京學生團の經濟絕交通電

當地商報(支那紙)北京通信に據れば。

北京學生聯合會は、日本政府が旅大還付の意なきに依り、前日開會の決議に基き(第一款參照)三月三十日通電を發して、本月二十六日より日本と經濟關係を斷絶し、一面支那原料品の日本向輸出を禁止し、一面日本製品の支那向輸入を排斥して、之に依り日本政府の覺醒を促し迅速に旅大を還付せしむべしと云ふにあり、其電文左の如し。

各省學生聯合會、省議會、商會、農會、工會各團體、各報館均鑒、旅大爲吾國領土、按諸條約、期滿收回、不成問題、詎日本軍閥擅權、野心未戢、毀棄國際信義、視若路然、擾亂世界和平、毫無顧忌、而北京政府、昏瞶糊塗方熱心於權利之紛爭、久忘情於國土之得喪、於商會請願、而內閣閉門不納、覆文久懸、外長視爲兒戲、辱職誤國、莫此爲甚、亟宜由國民急起直追、自動收回、敝會之愚、以爲最有効之方法、足以促日本朝野之反省者、厥爲經濟斷交即自二十六日起、與日本斷絕商業關係、一面禁止我國原料之供給、一面抵制日本成貨之銷售、至旅大回收之日爲止、內除國賊、外爭國權、本五四之精神、挽四六之厄運、甚望各地國民、組織堅固團體、辦理斷絕經濟關係之事、以示國民決

心、藉促日本覺悟、外交前途、庶其有彳、急迫陳詞伏希垂察、北京學生聯合會叩、三十日。

四、奉天省留日學生請願團の言動

四月十一日午後一時、奉天省留日學生の旅大回收請願團は中央公園來今雨軒に在て北京各界人士を招待し、軒前の石山には「收回旅大、經濟絕交」の旗幟を樹て、先づ主席邵伸に由り三月二十六日東京に於て示威運動を舉行せるも、日本警察官の爲めに阻止せらる又奉天に於ける示威運動狀況及び途中汽車宣傳の狀況を報告せり、繼で日本の對支態度は三派に分るとして左の如く述べり。

(一)新學者 日支親善の實行を主張して日政府の侵略主義に反對す。

(二)元老院 絕對に該二十一條を嚴守し一步も讓步せず。

(三)緩和派 修正方法を協商せよと主張す。

更に對日經濟絕交の事に論及して曰く。

我國の對日經濟絕交に至ては則ち工作品方面に在ては日人の供給をして、需要に過ぎさしむべく、又勞働者方面に在ては需要の供給に過ぐる結果に至り、之を持久するに於ては該國をして必ず紊亂状態に陥らしむべし、是故に來會各代表諸君も一致主持せられて此目的の到達に努力あらんことを希望す云々。

五、大學商師學生の講演宣傳

四月十二日午後一時頃より北京大學及び高等師範學生聯合して講演團三組を組成して大々的講演を舉行せり、前門大街珠市口一帶に陣取り、熾に現政府を攻撃して「惡政府の下に外交なし國民の自動的外交に待て」と氣焰を揚げ、又全國は日貨排斥に一致し、日本と國民經濟關係を斷絶せよと吠號し、更に旅大及び二十一條問題を以て國際聯盟仲裁に提交して世界公理の援助を要求せよと鼓吹するあり、講演の際頗る熱烈を極め殆んど發狂者の如く彼等身邊に近く者なかりしと。

第八項 北京商界の對日單獨運動

一、三月二十八日の商界示威游行

中華全國商會聯合會は京師總商會及び北京各行商會等と協商の上、二十一條廢止及び旅大回收問題の事に依り、三月二十八日を以て游行運動を舉行するに決定されたり。

却說當日正午十二時、各遊行員數千人皆な齋く珠寶市總商會前に集合し、旋て出發令の下るや、各人皆な手に白旗を持し旗面には「不承認二十一條」及び「力爭收回旅大」等の字句あり、會長張維鏞等先驅となり、前門大街を経て前門に入り、沿途頻りに傳單を散布し、且つ二十一條撤退、旅大回收を呼號しつゝ天安門に至る、學生千餘人有りて此遊行隊の舉を歓迎し、就中東三省學生の歡迎態度は尤も狂熱を極めたり、游行隊暫く此處に休憩し全体紀念撮影を行ひ、午後一時十分新華門に至り、張維鏞

王文典、安迪生、孫學仕、高金釗の五代表は請願書を提帶して總統府に入る、黎總統延慶樓に於て五代表に接見す、王文典先づ進で曰く。

旅順大連は回收すべく、二十一條は誓て承認せず、總統願くば前志を堅持して易はる勿れ、全國人民皆な終始一貫政府の後援たることを誓ふ、日本の野心尙は覺醒せざるに於ては、吾國商界は已に完全に對待法を準備し居れり、即ち日本と經濟關係を斷交すべし、庶くば外交部を督勵して、對日交渉の成果を得せしめよ云々。

繼で張維鏞、孫學仕に由り請願書を奉呈して其概略を陳述す、黎總統各代表に向て謂く。

商界の熱心愛國なるには甚だ感佩する所なり、二十一條は本來未だ承認せず、共和國家は人民を以て主體と爲す、國會未だ承認を経ず、人民も又以前より反對す、此事當然承認する能はず、旅大回收に至ては露支條約に明載あり、即ち租借期限滿了せば當然回收さるべきものなり云々。

時に秘書金永炎側に在り總統該請願書を金秘書に交付して謂く外交部は此國望に對し符合する如く堅持自重せよと命じたり、金秘書も亦各代表に對し個人意見として述べて謂く。

永炎は是れ一軍人なり、養兵は本と對外の用にあり、永炎現在の他位より言へば商界の此の如き熱心なる請願に對して殊に慚愧する所なり、唯商界に此熱心と勇力あり、實に中國前途の爲めに祝福する所なり、云々。

黎總統更に金に命じ新華門に至り群衆を慰藉せしめたり、孫學仕辭するの際黎總統に言て曰く。
今次の京師商界游行請願は實に初度と爲す、外交問題の重大を加ふるに従ひ、民氣の激昂之に數倍すべしと。

旋て各代表辭して府門を出でしは時に二時十五分なり、全隊復た轉じて國務院に至る、適々張總理參議院に出席し、秘書長呂均も亦不在なりき、衛隊兵白旗を遠見して靡けば羣衆蜂擁して至る、急に大門を緊閉するや各團體大に喧噪を惹起せるが、幸に各代表の勸戒に依り衛隊兵門を開けば、羣衆も亦入るを欲せず、僅に各代表國務院に入て請願書を呈交して辭し去る、繼で西華門に出で復た西單牌樓を経て宣武門に出で、驟馬市大街を過ぎ珠寶市總商會前に着き始めて散隊す、時に五時過なりき。是日商會より總統府國務院に呈交せる請願書なる者は即ち次の如し。

全國商會商約研究會、全國商會聯合會、京師總商會呈爲國土國權、亟應據理保持、二十一條片面追定條約、理應廢除、旅順大連、理應照約收回、全體商界懇請照准毅力辦理以保主權事、查旅大租借條約、現已期滿、應照約無條件收回、二十一條追定條約、本未經國會公議、應作無効、實爲中外所共知、亦爲中外共認爲至當不移之定理、乃聞日本竟不顧義理違心狡賴、於旅大則撥勒不還、於追定之二十一條則冥頑強執、不但我華人民所不認、亦友邦列國所不容、理勢昭明、無可強辯、際此人心共憤之時、務祈鑒仗義之羣情、壯公理之戰勝、則二十一條無理之條約、可立廢除、旅順大連之理圖、

可照約收復、外交後盾、毫無退讓、伏冀大總統國務總理鑒察迅予施行謹呈、三月二十八日。

此外に兩重要電の發出するあり、即ち一 日本國民に致したる電文、一は各國政府商民に寄せたる電文是なり。

(一) 日本國民に致したる電文 日本東京時事新報、轉貴國國民公鑒、中日唇齒相依、非實行澈底親善、不能確保遠東永久和平、維持世界均勢之局、斯不獨我中國國民一致主張、即貴國酷愛和平者、亦一致承認者也、一九一五年貴國所提二十一條、純係脅迫袁世凱私人之行爲、與我全國國民不生關係、若不全部撤廢、足爲中日親善之根本障礙、黷武侵略主權既不適用於今之世界、何不實行撤廢、並還我旅順大連租借地、藉以表示中日兩國人民澈底親善之誠、於貴國經濟商業前途、有莫大之利益、掬試奉達幸祈諒解、中華全國商會聯合會、京師總商會、全國商會商約研究會叩二十八日。

(二) 各國政府商民に寄せたる電文 歐美各國政府商民公鑒、一九一五年、日本所提脅迫袁世凱私人之二十一條、一日不撤去、即遠東永久和平、一日不能確保亦即世界永久和平、一日不能維持、我中國四萬萬人民、始終一致否認之心理、諒爲我親善之各友邦政府人民所共諒、况機會均等、載在約章、二十一條之提出、原爲破壞均勢之無理要挾、不獨我中國人民不能忍受、即各友邦亦不能公認者也、伏祈貴國政府人民、本華府會議之精神、主持公道、勸告日本政府、允將我全國一致反對之二十一條全部打銷、並還我旅順大連租借地、確保遠東永久和平、中日兩國之幸、亦即世界前途之幸也、中華

全國商會聯合會、京師總商會、全國商會商約研究會叩、二十八日。

二、全國商會聯合會の議案

全國商會聯合會は三月三十日午後開會の豫定、其議案は左記の如くなるが、當日開會の模様就ては未だ情報に接せず。

(一)旅大租借期は既に満了せるも、日本は口實を設けて還付を肯せず我國商民より國際聯盟會に向て日本の土地占領を告訴する案(貴州省代表張維鏞提出)

(二)財政部の内外債整理委員會は公債の抽籤返還を一ケ年間停止すべしとの案を提出せりと聞く、本問題は國債の信用に關係する所重大なるが故に本會より意見書を提出して之が阻止に努むるの案。

(江蘇省代表王文典提出)

(三)王貢忱は日本の資本家と結托して青島鹽田の經費を請負ふとの情報あり、本會は之に反對すべしとの案(江蘇省代表馬炎文提出)

(四)國務院財政部の賄賂公行説に對する質問案(廣東省代表蔡雨生提出)

(五)再度參衆兩院に公翰を寄せ速に憲法を發布すべき様嚴重に督促するの案(安徽省代表盧治安提出)

(六)開灤炭鑛の英國合辦契約が期間満了するより此際中國の株主補償を提供して回收自辦すべしとの案(四川省代表江紅沅提出)

第九項 三月二十六日天安門の國民大會

三月二十六日、所謂旅大回收期日の來れるに拘はらず、日本は尙ほ日支協約を楯として之が還付を肯せずとて、北京の各界も亦之が對抗運動として示威遊行を舉行し以て國民旅大回收の決心を表示すとせり、却說當日午後一時には北京大學、清華學堂、農科大學、高等工業、男女高等師範、法律專門、美術專門、男女高師附中學及び附屬小學、孔德、第一、第二、第三、第四各中學等の國立公立私立學校、合計三十餘校、又東三省旅京同鄉會、各界旅大收回促進會、各團體聯合會、旅大收回急進會等の十餘團體、約千餘人、齊く天安門に集る、時に天色陰暗、降雨止まず、各代表遂に先づ示威遊行を舉行し然る後天安門に歸て國民大會を開くことに決議せり、時に一時十五分なりき、旋て隊伍を整ひ西長安街より宣武門に出で、驛馬市大街、珠市口を経て前門に進み、再び天安門に歸る、遊行の際降雨愈滋く、脚下の水深二三寸、泥濘異常にして女學生の衣裙及び男學生の衣服は下半盡く汚泥に塗みれ、雨勢愈々烈しく遊行愈々壯盛、沿途各種宣傳ビラを散布し、口々に「國民速起、力爭旅大」を連呼して幾んど已む時なく、偶々日本商店前を過ぐれば「日貨排斥」を聯呼して其聲四邊を壓せり、斯くて天安門に歸るや時針已に三時を過ぎぬ降雨尙は止まず、乃ち國民大會を開く、衆王文彬を主席に推し、王主席徐に演壇に現はれ、曰く。

旅順大連兩港は曩時露支條約所訂の租借期間に根據すれば當然今日に於て回收すべきものとす、然るに日本政府は二十一條協約を楯として還付を肯せず、國民は宜しく之が辦法を案出すべきなり、即ち此四案を通過して可なり。

- 一、日本は旅大を還付せず二十一條に藉口す、國民再び世界各國に向て國民は誓て此種不公道の條約を承認せざる旨を聲明すべし。
- 二、政府昏庸にして外交の措施常に當を失す、應に國民會議を召集し外交方針を討議して政府に對し之が採用施行するを督促すべし。
- 三、國民の自動的覺悟に由り日本と國交を斷絶す。
- 四、日貨排斥。

又東三省旅京各界旅大收回促進會より三案を提出せり即ち左の如し。

- イ、各國に向て公道主持を懇請す。
- ロ、速に全國旅大收回促進會總會を組織す。
- ハ、全國總商會責を負ふて全國商人をして日貨を取扱はしめざるを擔當すべし。

主席前記數案を表決を付せしに、一人の異議を言ふ者なく完全に通過せり、主席遂に散會を宣告す時に五時過なりき。

游行の時各團體相競て宣傳ビラを散布し其内に英文傳單數種を見受けたり、今特に其一種を後に録載せん。

國亡家何存、誰無家屋、誰無父母、還不憤起、更待何時、今天是我们住居旅順大連的同胞應該脫苦海的日子、我們應當努力去救他們出來、不然就還得繼續着受九十九年的苦呀、我們未經承認的二十一條當然無効、滿期的旅順大連今天就應該收回來、日本人真欺我們呀、二十一條早經我們四萬萬同胞反對的國會沒有通過的、巴黎華府會議一致否認的、今天是我们旅順大連收回的日子、他還要根據這早就無効的二十一條來拒絕我們、這真是我們的奇恥大辱呀、二十一條是我們死也不承認的、旅順大連是我們無論如何都要收回的、大家起來、努力的幹、不達到目的、我們再不要當中華的國民北京學生聯合會因に、國民大會開會の當日、各團體より對日宣言なる者紛出し、其言ふ所大同小異否な其揆を一にするが如し、茲に其一二例を掲載して参考に資せん。

▲北京高等師範全體學生宣言、五七國恥茹至今、二十一條約、糾紛未解、膠澳經國民之運動、幸得收回、旅大因政府之顛覆、行將斷送、累年奔走、所爲何來、最後犧牲、不容稍懈、用抒悲憤、敬告同胞、民國四年二十一條約、原出日本軍閥所強訂、只得袁氏個人之屈從、政府對列邦宣布脅迫狀況於先、人民舉全國呼號努力奮爭於後、按諸約法既未經國會正式之批准、訴之公法、亦不合國際平等之精神、故和會專使、宣言否認於巴黎、赴美全權、堅請取銷於華府是則該約自始無効、彼倭何得引

爲口實若旅順大連之港灣、本中華國家之領土、遜清示弱、強俄乞租、租期二十五年、明訂中俄條約、俄國轉租日本、日本允遵前約、時至今日、租期屆滿、當然索返、斷無問題、乃彼日本、侮我中華、置兩國同意之中俄條約抗不履行執一方自訂之二十一條約妄相援引、是而可忍何以立邦、蓋彼恃帝國主義以爲護符、不知武力強權已成努末、日本之野心不戢、東亞之和平終破、世界尙有公理、列邦必表同情、茲特鄭重宣言、二十一條約絕對無効、旅順大連、誓必收回、用撥讀書之璧陰、以作外交之後盾、仗義相助、是在友邦、急起直追、敢告全國、北京高師學生會啓、一九二二、三、二六

▲北京遠東外交研究會宣言、世視線所注之二十一條、所謂中日新約之一重公案者、吾人於我國會未經全部否決以前、始終認爲非國際間合法成立之條約、此固吾人所願爲世人鄭重聲明之者、該約主要着眼之點、曰山東條約、曰滿蒙條約、山東問題已根據華會調停之議另案解決、滿蒙條約之九條中、尤以第一條爲全案要害、即旅順大連之租借期、與關於南滿鐵道安奉鐵道之期限延長九十九年是也。查滿蒙條約日本曾迭次聲明爲部份的撤回者、即此一舉、不啻目認其強制約條之非法與未曾確定、國與國之協定條件、有時宣佈撤回與廢止、在國際法皆有一定之同意程序、非有特殊的窒礙情形足以妨害邦交之前途者、決不爲是輕易更張之行動、如一方因不適合於國情而提出抗議、一方即斟酌其抗議之分量、而撤回一部、一方再進一步而再度抗議、一方又容納其抗議之意見而拋棄一部、凡此雙方爭持反覆之事實、皆可以證明其條約未曾正式確定與已經成立也、讀者不猶憶太平洋會議劇烈之談判

乎、日代表會正式聲明曰、日本爲顧全友好關係、願酌量『拋棄』撤回『其局部的協定之條件』。

(一) 決定將一九一五年中日交涉中之南滿東蒙之建鐵道借款、及以該地方之稅收爲担保之借款、自動的拋棄特別予日本資本家之優先權。

(二) 南滿洲之政治財政軍事日本願拋棄聘僱日本人爲警察顧問或教練之優先權。

(三) 日本願撤回中日交涉之第五項保留之要求、查第五項內之七條既經自行撤回、關於山東問題之四條、已另案解決、而滿蒙方面之各種優先權、又同時拋棄、其爲日本所堅持而不肯放鬆一步者、乃

第七條概括中之下備四條件。

(一) 旅大租借地及南滿鐵道之租借延長期限九十九年。

(二) 南滿東蒙之土地商租居住自由礦山開掘之約。

(三) 漢治萍鐵場鐵礦之約。

(四) 中國沿岸不割讓之約。

上列四項中、南滿旅大之租期延長、爲日本持之最力守之最堅者、換言之、二十一約之着眼處、除山東問題另案解決外、即滿蒙條約中之旅大安奉延長期限問題、其他皆爲名義上附帶之要求條項而已。

國際法通例、兩締約國對於其各該本國之憲法、皆應有理性上相互了解之義務、以日本之憲法言、條

約成立、須經樞密院批准與天皇裁可、經過二廻門後爲有效、吾國約法第三十五條、總統經思議院之同意、得締結條約、第十九條第五項、參議院以職權承諾第三十四三十五兩條等事件、始得實施、際會承諾手續既明白規定於約法之中、不經以上之手續、條約即不耳實行、日本以三十六小時之哀的義教書脅迫吾國訂此亡國條件、國人自始不表同意、即至終不能發生履行効力、況表面繪有大砲之民四中日新約、斷然爲一方之脅迫行爲、僅經過行政機關一層調印形式、而未經立法機關之同意、承諾手續、就國際法原規論、就締約之精排論、始終不能爲合法、即始終不能爲成立、讓一步言之、縱云當時國會存停頓期間、政府無法可以取得同意、事後咨交追認、亦爲法律之所要、蓋法後對於政府之喪權行爲、曾有極嚴密之救濟規定也、今國會既未分別日本之撤回部分與拋棄部分、與二十一條全部一律加以否決此約在法理上判斷、不啻爲全案死刑之宣告、國家依據中俄條約二十五年之租借協定、屆三月二十六日期滿之期、聲明收回、純爲主張國家正當權利之表示、任如何不能抹煞其堅決有力之要求也。

一七二三年、英法締訂通商條約、英國會以出意義抵觸於英倫之海上法、乃毅然以否決而打消其條約之効力、又一八三一年、美法商務賠償條約、法國會根據預算成案加以否決、美國縱嚴詞詰責、法政府終無法以維持其成立、國會以約法賦與之特權、否決二十一條全部、(一)爲執行國憲威信、予政府對外以不能履行較強的根據、(二)爲完成對外保留取消之機會的責任、使行政方面始絕不收其拘束而

已、此外日本有所謂既得權利、與英美關於本身利益不受侵害、並聲明承認日本在滿蒙之優越地位云云者、引此等口實爲協約有効之一論據、益形其所持理由之不充分、前者既得權利之解釋吾人認日本爲繼承俄國享受中俄條約中之所規定者爲既得權利、二十一條約、在我未無最後批准、與同意通過之步驟、又未與對手方作交換批准書、經過兩國間外交上必要之形式、則二十一條所載之權利顯然爲未定之權利、顯然爲未經締約承認之相手方有効之權利、充量言之、其意義祇限於已成立之條約而言、絕對非所論於兩締約國爭持未定之條約、此種理明、勿俟申論、後者則兩締約國所訂之條約、非經兩國完全批准後不能發生義務權利相對的責任此等例證甚多、上文已詳言之、此外締約者之兩方、設有侵害及於他國利害關係之傾向、第三國爲預防起見提出抗議、或爲保障其自身權利要求加入、始得發生第三國之關係、平時獨立國之締約權、決無倚重他國面隱可以轉移其意見者、故英美承認優越地位之論、不能指爲發生條約効力之根據、几爾賽和約規定山東各款、吾代表認爲違反國際法例、相率拒絕簽字、正以取締約國獨立之地位、起而對抗第三國之干涉、詎能指爲條約發生効力之佐證乎。

總之、二十一條、既因全部否決公布於世界友邦之前、自然以通告否決、同時消滅其存在之効力、三月二十六日乃中俄條約正式期滿時間、即履行條約効力終止時間、亦即關東州租借期滿正式付還之日、吾人爲擁護一國主權與尊重國際法之規定計、主張及時收回、與要求日本依法付還、乃爲正當之權利、青島問題、固已詔吾人以解決之前鑒矣、則收回旅大、竭國人全力以諸國運於此呼吸存亡之倘頃、世

界公論猶有一線扶持正誼之誠意、與東隣在野之有識階級、不盡屈伏於軍閥外交鐵腕之下、則東亞苗族人類同情之覺悟、必當以解決斯案而闢一共存共榮之坦途、彼都先知先覺之士、其同情於吾人收回之運動者必多、如東京朝日新聞讀賣新聞、皆贊成交還付說、並警惕其當局不留國際條約之惡例、然則不主張付還旅大、乃爲日本少數軍閥野心政治家與政客一流、其抱有大國民風度遠識之士、又孰不抨擊此封面繪有大砲式之條約、所謂二重外交旗下之日本國民、固不盡混直道而行之風、願國人顧念國家獨立面目、國民自主人格、表示國民正當要求、並敦促政府準備外交種種善後、近代自決思潮、一切興國運動、皆當視國民自衛能力之如何、徒倚賴政府擅拈折衝之勢、必不足以濟了、況旅大存亡、關係國步興廢、吾人烏能不凜凜於已往痛史、而爭此榮辱存亡之一著棋耶

第十項 北京の國恥紀念日

五月七日午後一時、北京各團體聯合會は天安門に在て對日經濟絶交、示威游行、國民大會を開く是日北京男女各學校一日放課し學生全體盡く示威運動加入に一致し、商店何れも白紙紅字の「誓死收回旅大」「同胞一致爲外交後援」「不承認二十一條」「勿忘國恥」「抵制日貨」の警告單を貼付し、國會も亦國恥紀念の爲め議事一日を停止す、各團體聯合會方面にては前日より子達子廟に於て準備會を催し、明日(七日)國民大會開會を決議し、謝紹敏を主席に推舉せり、却說當日となるや、午後一時各界より參

集する者約三萬餘人、齊く天安門に集合す、時に狂風大に起り砂塵天を蔽へ、各人の手にせる白旗は飄々空際に掲り、數十種の傳單四處に飛散し、げに悽慘の光景を現出せり、謝主席先づ開會の主旨を報告して曰く「今日は我國の國恥紀念日となす日人は二十一條に藉口して我が旅順大連を還付せず、若し我國民能く一致して日人と經濟關係を絶交せば即ち坐ながらに日人を困疲せしむべし云々」と説畢るや、即時六案を提出して表決に付せるに。

- 一、根本より二十一條を否認す。
- 二、公理に據て旅大を回收す。
- 三、全國に通電して今日より日本と經濟關係を斷絶す。
- 四、日本國民に警告して日政府を督促し我旅大を回收し以て兩國邦交を保持せしむ。
- 五、各國公使に懇請して正義を主張せしむ。

以上各案は衆逐一可決せるが、主席第六案即ち。

媚外鬻爵喪權辱國の張内閣を顛覆し及び政府買収の議員を排除す。

を報告するや、場内贊成を連呼し拍手雷の如かりしが忽然一強漢現はれ台上諸人を指し大に罵て謂ふ「汝等は何物なるか、今日は外交問題を可否するにあり、何すれぞ内政に干渉せんとするや、内政外交は斷じて混淆すべからず、此の如き表決は我等承認する能はず、茲に現主席を排斥して我等別に

主席を推舉すべしと大聲疾呼すれば、場内の秩序大に亂れ、或は妨害者を場外に放逐せよと罵る者あり或は第六案を表決に付せよと叫ぶ者あり、時に臨場の小學生等事の如何を辦へず「日貨排斥」「經濟絶交」を連呼して、場内沸騰、喧々噪々、主席は秩序の維持し能はざる見て、急に「對日經濟絶交對日經濟絶交」と叫號すれば、衆其奇聲に壓せられて秩序頓に平穩に歸しぬ、時に旅京朝鮮同志會、大韓獨立敢志團、高麗復國團、五七紀念韓國後援會の代表鄭大星(鮮人)登壇して謂く。

今日は中國に於て對日經濟絶交、日貨抵制の聲海内に震撼しつゝあり、余は深く同情を表す、此精神無くば日本の勢力を驅逐する能はず、此此信念無くば中國の利權を挽回する能はざるべし、諸君に希望す萬後顧する所なく勇往邁進、此恥を雪げよ、明年の此日再び此大會を行ふ勿れ、中韓兩國は輔車唇齒の關係あり、現時同聲相應すべく、此後若し干戈に訴ふるの時あらば我等鮮人起て前驅たるべし、韓國獨立成功の日は即ち中國利權回收の日なり云々。

時に主席に游行宣告を要求する者あり、主席遂に分隊游行を宣告しなければ、即ち豫定の如く東西南北の四隊に分ち沿途必ず「抵制日貨」「經濟絶交」の二語を口號することゝ定め、四道に就て各隊徐行し始めたり。

此日中華國民收回旅大協進會々員全部も亦午前十一時同會を出發し、手に「對日經濟絶交」「務堅持到底」等を書せる旗幟を執り、隊を列ねて天安門の各界對日經濟絶交國民大會に参加せり、午后二時

國民大會の散會後、協進會員のみは特に前門を出て大柵欄の中和園、同樂園、三慶園、廣德樓及び香廠の新明大戲院、城南の游藝園等に赴き傳單を散布し又五分間演説を試み、五時を過ぎ始て散隊せり又聞くに此日各界の對日經濟絶交示威運動ありし後、約五時四十分頃馮玉祥部下第十一師十四團第一、二、三營の兵士武裝の儘永定門より城内に入る、各營の前列には三名の旗手ありて居中の旗手各營の軍旗を執り左右兩名の手にする白布旗には「發憤圖強」「勿忘國恥」を書するあり、沿途國恥歌を高唱し、歩武整肅、種門大街より南長街、金釐玉竦橋、繞養蜂夾道を過ぎて旃壇寺に至り、馮檢閱使署に達して止まる、時に六時五十分なりき。

茲に當日各界對日經濟絶交國民大會より全國各團體各學校、各報館に致したる通電を録載すれば下の如し。

『近來外交緊迫、國勢岌危、今日爲五月七日、日本吞併中國之二十一條、即成于是時、由此而伏膠澳之禍根、由此而延旅大之租期、由此而中國之主權盡喪、由此而日人之凶談愈張、國家頻年所受之損失、人民歷年所有之犧牲、莫不起於此、誠國人必須紀念、亟應奮發之秋也、本京市民、恍近時之慘淡、憶往事之淒涼、憤內政之不綱、痛外交之失敗、爰集各界、大舉示威、冀摧日本之凶頑、而曉吾民之耳目、且於游行之先、開一國民大會、到者逾十萬人、莫不悲憤填膺、涕泣如雨、其討論之結果、僉以念一條、論其原因、則由日人之強迫、並非中國之合意、論其內容、則與門戶開放之主義不合、

機會均等之原則相反、論其手續、則當時之國會解散、無由批准、而去秋之國會恢復、且加否認、是謂條約不成立、更何效力之可言、故一致議決、民國四年之中日念一條、應由國民宣布無效、並請各國公使一致主張正義、又以旅大之租借延期、原以念一條爲根據、該約既非有效、則延期自屬無根、故一致議決、旅大即應收回、如日本抗不交代、則按諸法庭、是爲盜據、中國此後所受之損失、日本應負賠償之責、又以以先有清明之內政、始有強硬之外交、此中外之名言、古今之通例、環顧中國之現象、則外長久懸、日使永曠、兵士無禦侮之心、軍閥懷偷安之念、財政毫無把握、國用日見拮据、外使辭職之電頻來、內部索薪之事迭起、夫以如斯腐敗之內政、當如此緊急之外交、而欲求其強硬、望其勝利、不啻却步而求前、蔽目而思見、尤可恨者、以代表人民、監督政府之國會、亦置外交軟弱於罔聞、內政糾紛於不顧、此尤各國所希聞、吾民之奇辱也、故又一致議決、欲爭內政、當即驅逐喪權辱國之張閣、撤回盲目聾耳之議員、又以中國既無內政、對外難以兵爭、日人知有強權、即刻何能理喻、關於條約之毀棄、旅大之收回、非由國民最後之實力、離戢日本莫大之野心、故一致議決、自本日起、即與日本斷絕經濟關係、一面禁止中國原料之輸出、一面抵制日本成貨之流入、而日鈔通行內地、尤屬喪失主權、必須禁絕使用、方可保全體面、並即通電中外、說明絕交之苦衷、而求外人之諒解、凡此四端、皆今日大會之實情、北京市民之公意、或關久遠之計畫、或屬迫切之問題、人民之憂樂在斯、國家之存亡所繫、望全國父老兄弟、放開眼界、勿戀目前、共本斯旨而進行、以達目的爲

歸宿、奠國家於長治、措人民於永安、則中國隆盛之期、庶乎可待、東亞和平之望、或者非奢、急不擇言、伏維垂察、北京各界對日經濟絕交示威運動國民大會叩、七日』

因に國民外交協會は此國恥紀念日に値ひ、各界の催ふせる國民大會に参加せず、單獨行動を取りて別に北京政府に向ひ二十一條無効を國內外に宣告せよと要求せり、其宣言書なる者は即ち左の如き長文なり、参考に資すべし。

『五月七日國恥紀念、本會敬謹代表全國民意、上書政府、對於民國四年日本以暴行強迫我國家締結之二十一條、自昔即根本未成立、而有瑕疵之條約、應即正式宣言、視爲無効、速行訂期收回約滿屆期之旅順大連租借地、並以表示我全國民嚴正之態度、警告我政府、宣示我友邦、而宣言曰、日本以叢爾之國、彈丸之地、狼吞虎視、耽耽逐逐、甲午以還、處心積慮、日以謀我國家爲事、自昔琉球之失、台灣之割、朝鮮之吞併、南滿之侵凌、歷歷在目、固可數矣、彼自勝俄撲德以來。恒以大亞細亞主義、蒙蔽我友邦、誘惑我國人、雄視東亞、凌駕歐美、寢假而窺伺我腹地、逼迫我上京矣、我國民是以當歐戰告終、不惜舉國上下奔走呼號、特派代表、一訴之於巴黎和會、再訴之於華府會議、以爭我國家自衛之生存、幸得各親愛友邦之贊助、山東青島、僅乃收回、今旅順大連、已屆約滿收回之期、我政府根據華府歸還租借地之決議、解除契約、通告收回、而日本不守國家信義、謬援暴行強迫之二十一條、以爲拒絕、夫二十一條之締結、在國際法上視爲最重要之手續未完、程序不具、實根本

未能成立而有瑕疵之條約應遵照我國會議決視爲無効者也、日本何物、尙復援據、茲將無効之點、衷諸法理、爲我政府一一陳之。

一曰二十一條之締結、在國際法上、條約之重要手續未完、程序之要素未具、根本未能成立、應爲無効也、考國際法條約之締結、可分爲三時期、甲談判、乙調印、丙批准、三時期中、第三期之批准、尤爲手續應完、程序應具之最重要者、實條約中成立之要素、此期不具、即其約根本未能成立、直可視爲無斯物也、夫二十一條至今日、始進爲第三期、又經我國會議決不予批准、是此約直根本不成立、尙何効力之可言、彼胡妄爲援引拒絕我旅大之收回、蓋日本豈不曰當日總統批准、視爲手續已具、而有効也、然日本甯不知國際法上批准權限、應屬何人、應視其國憲法之規定在君主國爲君主、在民主國爲議會或爲大總統、始得批准之母、亦妄相欺蒙、以圖襲取我國家權利、故對於我約法、明明規定『大總統未經國會同意、不能與他國締結條約』之語、視同無物、雖國內法彼可不問、但當事國欲求條約有効、有注意審查之義務、是則國際法最重要之條約批准權、徵諸我國約法、全在國會、毫無疑義也、彼日本何竟不尊重我國家主權、蔑着我約法、一至於此、夫條約批准權、不僅爲一種形式、實爲條約成立之要素、故學者謂條約由批准而成立、即由批准而有効、不能因條約批准爲國內行爲、而不注意及之、致條約雖締結而終歸無効、日本以暴行強迫我國締結二十一條、即適合此例、彼固何惜此在我應根本認爲未成立而以無効視之、亟當收回我旅順大連也。

一曰二十一條應依國際法上國家否拒權、視爲無効也、夫國家既有批准權、在法理上、自有否拒權、雖否拒權應尊重國家信用、須有重大之理由、始可行之、而二十一條爲根本未成立有瑕疵之無効條約、自無國家信用之可言、不適此例、即讓一步言之、二十一條之應否拒、其合於學者所說種種之重大理由有三、(一)『條約上之事件反乎當事國之大公益時、』夫大公益即指關於國家存亡之事件而言、二十一條之事件、實關係我國家存亡、故我國上下、自始至終、即反對之、良以此也、此其應否拒者一、(二)『條約締結之際、全權委員身體上受有暴行強迫時、或當事國以暴行強迫之態度臨之於國家時』溯二十一條締結之初、最後之談判、日本以哀的美敦書強迫行之、又無端調動軍隊、藉詞換防、其國內已秣馬厲兵、爲動員令之準備、其以暴行強迫之態度臨之於我國家、與及於全權委員之前者何異、言及此、其種種不法之暴行強迫、實非我國家所能受、故我國民上下、當時即疾首痛心至今於五月七日、尤引爲國恥紀念、實爲法理所不容、此其應否拒者二、(三)『當事國憲法上須經議會協贊、而未得其協贊時、』此則二十一條在當日實未得我國議會之協贊、及今始提交議會、而被否決無効、實即根據此正當之法理論、可見此條約固始終未嘗有確定成立之根基也、夫公法與民法上不成立之原則相同、故法國學者、多以私法解釋公法、職是故也、惟在民法上已結契約、以爲不合、可向裁判所起訴、要求取銷、今有國際裁判、應及斯時準備提出、以折其曲直、設不審慎於前、反悔於後、則輾轉橫生、不利莫甚、故在批准前當事國家、總以詳加審慎不輕准爲宜、此我國會實能行此職權、否決無

効、而我政府應根據此案、以爲否拒、而準備提出國際裁判、表示爲根本未成立之條約、實爲無効以函收回我旅順大連也。

一曰二十一條不合國際法上條約之有効條件、應爲無効也、考國際法條約之有効條件、與民法個人契約同、其要有三、一當事者之能力、二承認之有無瑕疵、三締結之目的不法或不能時、夫此三者、第一類中在民國四年、袁氏當局之能力、主權所在、應行明察、日本非不知也、乃故爲忽視、貿然從事此蔑視我約法規定主權在國會之義、而謂斯約無危害我國家之性質、胡爲出此、夫憲法雖非國際法所同、然締約之當事國、苟不知對手國之憲法、縱屬締約、終歸無効、國際法上固有重要之聲明、彼日本固應有注意之責也、彼惟以暴行強迫、苟且圖事、故自始至終、即招我國民之反對、而今日爲我國會否決無効、實我國家主人翁堂堂正正行使其主權之秋也、是爲國際正義所許、而於國家之信用、固無悖也、又第二類中承認之有無瑕疵分二、一爲錯誤之瑕疵、二爲暴行強迫之瑕疵、而二十一條在當日締結時、實合乎有暴行強迫瑕疵中對我國家之暴行強迫也、其實例、前已論之矣、彼日本固曰凡屬戰勝國所結條約、皆有暴行強迫、夫亦自承之矣、試問當民國四年時、彼日本者已戰勝我國否也、無端而爲此暴行強迫之表示、蔑視我主權、心豈能甘、故我國民始終以無効視之、不守服從之義務、其第三類中締結、條約之不能或不法、夫不法云者、國際間與民法個人契約同、凡有違反法律命令公益者、或有害於社會安寧秩序者、皆爲不法、而二十一條實爲不法之產物也、自日本蔑視我約法、與袁氏私

締二十一條、不審其權能、冒昧從事、是爲違反法律之證、使我國民上下無服從政府締約之心、是爲違反命令之證、二十一條中事件類多危及我國家生存、是爲違反公益之證、且自有二十一條、數年以來、使我國鼎沸、上下騷然、國民昕夕奔走呼號、不得寧息、是爲有害於社會安寧秩序之證、蓋此二十一條者、實違反國際法規慣例、而悖乎世界共同生活之道者也、凡此不法、又何發生効力之可言、故應視爲無効、以函圖收回旅順大連也。

總上種種、對於國際法上條約之効力而言、應依條約消滅之手續、發表片面之通知、宣示無効、自今以往、在我政府絕對無遵守之必要、在我國民絕對無服從之義務、我旅大市民應恢復、未租借以前之狀態、彼二十一條其手續未完程序未具、因根本未成立而有瑕疵、且多不法之廢約也、我國自可堂皇宣言、視爲無効、如一千八百七十年俄國乘普戰爭之起、宣言廢棄一千八百五十六年之巴里條約、又如明治二十五年日本不待葡萄牙之承諾、宣言廢棄關於日葡條約規定之領事裁判權、實最好片面通知廢約之例也、他國固已有先我而行之者矣、最近如美總統羅斯福簽定國際聯盟條約、歸而議會未經批准、美國即未加入斯盟、是即我國今日未批准二十一條、應視爲無効適可相援爲例也、由是而觀於國際間國家信用、固無差忤、而我政府何所瞻顧、不再根據我國會決議、迅行第二步通告宣示無効也、抑更有進者、條約之解釋、條約由合意而成、與民法合意解釋相同、其主要在探求當事者真意之所在、今我國家上下態度宣明、真意所在已畢顯矣、實再無合意而認爲斯約存在之理、彼如不顧、我即提出

國際裁判、依據法理、以求最後之解決、否則任之、彼約亦目空漠無着、而於我國家獨立、自衛權之精神無傷也、當此時期關係重要、稍縱即逝、應請政府特加注意、迅發第二步通知、宣示無効、我國民誓摩頂放踵以爲後盾、國命所在、惟圖利之云云、願我同胞共申斯旨、以謀國家之自衛、發皇獨立之精神、我瞻四方、其誰與歸、凡我國民、盍興乎來。

第十一項 長沙事件と北京官民の態度

一、長沙官憲の政府報告

六月一日、發生せし長沙事件に關して同地官憲より北京政府への報告は、ルータ社…北京十日發…電報に依て發表せられたり、其内容次の如し。

長沙事件に關して地方官憲より外交部が受けたる報告は次の様である、旅順及大連回收問題によりて日本人に對する排貨運動は猛烈になつて來た、六月一日午前八時日清汽船武陵丸は長沙に入港投錨した、市民及學生の一團體は江岸に集會して、大演説は開かれた、當地警察は若し何等か事件が勃發しはしないかと彼等を嚴重に警戒して居た、すると不意に日本軍艦伏見より水兵の一團は市民に對し示威をなす爲に上陸せしめられて、交渉者にては直に日本領事に對して日本在留民の保護には全責任を負ふから速に水兵を撤退して欲しいと要求し、同時に同署は更に警察を派遣することを

命じ實行せしめ、一方署員數名を急派して現状を調査し報告することを命令し、交渉署員は日本領事を訪問し水兵撤退を切に要求した、市民は漸次散じ水兵も引き揚げた、此の時迄には何等異狀はなく秩序は維持されて居たが、間もなく伏見の武装水兵上陸して一變した、その邊をブラ／＼して居た羣衆は非常なる驚きを感じた、水兵は命により支那人に發砲し遂に一名は即死し數名は重傷を負ふた、警察は衝突を避けしめんと努力したるも軍隊によりて防止された、水兵は全く暴擧をなし軍艦に引上げた、此の報告を聞いて交渉署は電話を日本領事館に掛け現状視察に急行した、その結果被害者の大部分は商人で場所は恐ろしく殺氣だつて居た、日本汽船會社外にて殺され負傷さゝれたものは、支那人が襲撃する以前に突進してなくなつたものであつた事實が判明した、水兵が司命官の命によりて行動した事は、全く支那の國權を無現した行爲で騷擾を引起さしめんためのものであつた。

右の如く同地官憲の報告は幾んど捏造事項に由て填充されたるものなるが、蓋し支那官民が解かり過ぎたる事實をも尙ほ捏造虚構して平然たるの態度は、寧ろ病的常習犯が其犯罪行爲に對するよりも尙ほ圖々しき態度を装ふものなるは、敢て怪むに足らざる事なるが、唯該事件に對しては餘りに捏造虚構の甚しきに呆然たらざる能はず。

二、洛陽吳佩孚の通電

斯くて洛陽の吳佩孚も元は排日派の白眉なるだけに、該事件の真相をも究めずして直に之を利用して排日風潮を増長せしめんとする形迹なきにしもあらず、并は該事件に關して大總統を始とし國務院外交部、參衆兩院、王巡閱使、馮檢閱使、曹巡閱使等宛、通電を發したるに見て知るべきなり、其電文左の如し。

湖南趙省長の一日發電を閱るに、湖南駐在の日本軍艦は公法を蔑視し、市民を摧殘す、此の如き暴行 實に憤慨に堪へざるなり、應さに政府は嚴重なる交渉を開き、各省力を合せて抗爭すべし、之を用て國權を衛り、之を以て民命を重んぜよ云々。

三、北京學生聯合會の長沙返電

北京學生聯合會は長沙各公團體よりの通電に對して左の如き返電を致したり曰く。
謹て通電を奉讀す、日本兵艦の違法上陸を驚悉す、同胞三人を擊斃し重傷二十餘人を出す、公法を蔑視し人道に違背するは己に極點に達せり、貴省人士は侵略の横暴を痛み、國家の爲めに主權を爭ひ、毅力熱忱、舉世同欽、乃ち竟に此の巨創に遭ふ、憤慨殊に深し、尙ほ祈る一面傷亡を安輯し、一面努力奮闘して、所提の各案に對し其目的を達し以て國權を伸べ奇恥を雪がれんことを、敝會は全力を竭して後盾たることを誓ふ、各團體聯合して北京政府に嚴重交渉すべきを警告すると同時に駐京公使團の同情を得るに努力すべし、謹で先づ電慰す、仍ほ尊處より隨時電示あらんことを希望す、北京學生聯合會叩十日。

四、湖南同鄉會の通電

六月十三日、在京湖南學生等は高等師範學校に於て開會、北京學界方面と聯合して一致奮争するに決議したり、又湖南同鄉會も其翌日湖南趙省長及び各界に向て一致力争せよとの警告電を發せり、其電文下の如し。

六一事件は伏見長官濫りに水兵を縱て上陸せしめ、發砲人性を殺傷すること豺狼の如く、其行動は盜匪と相同じ、我が獨立を蔑視し、我が同胞を蹂躪す、族京人士異常に憤慨す、本會特に此事に因り大會を召集し其討論の結果、中央政府及び湖南政府に對し要求五項を以て後盾たるべきを決議せる以外、別に三項を決議したり、即ち。

(一)長沙河岸の日清汽船碼頭を回收す。

(二)日本の駐華軍隊及び兵艦を撤退す。

(三)中國内河には以後日本商船の航駛を許さず。
凡そ此三項は皆な日本の陰謀を戒め中國の後患を除く所以なり湖南人の苦樂に關係あり、亦全國の命運に繋る所莫大なり、須らく一致抗爭し竭力交渉あらんことを庶ふ、日本は我民氣の用ふべきを知らば再び兇を逞ふするに難く、列邦は我國勢の危しと雖も尙ほ侮るべからざるを知らん、電に臨

み惶恐憤懣の至りに勝へず、旅京湖南同郷會叩。十三日

第十二項 我官憲の對排日態度

聞く所に據れば、我吉田代理公使は六月十六日支那各處に於ける排日風潮に關し左記要領の照會を外交部に致せりと。

支那各地に於ける排日狀況は近時日一日劇甚となり、地方官憲は適切なる取締を之に加へざる爲め日本在留民の蒙る損害は頗る莫大なりとす。

長沙に於ける日本水兵の射撃は自衛上已むを得ざるに出でたる行爲にして、目下の排日風潮が益々擴大し而も支那政府が嚴重に取締を加へざる時は、日本政府は萬已むを得ずと認むる場合適當なる自衛手段に出で、以て在留民の生命財産を保護すべく、各地の在留民が蒙りし損害に至て、確實なる調査を俟つて後ち支那政府に其賠償を要求すべし云々。

第十三項 抵制日貨委員會の排貨運動

北京學生聯合會の組織する抵制日貨委員會は四月十七日午後一時高等師範學校に在て開會、長時間の討を議經て排日貨に關する決議事項甚だ多かりしが、其内重決議と見要るべき者二あり。

(一)四月二十一日より學生は京内各市場に赴き日貨検査を開始す、是日午後一時各校より日貨検査隊(一校百人)を派出して地安門後邊に集る、即時各市場商店に赴きて検査を實行す、若し公然販賣する者あれば懇切に之に警告し、警告三回に及びて尙ほ聽かざる者は直に沒收焼棄を實行す、

(二)即日各商店に通知して日貨不取扱を請求し、其現存日貨は四月二十日以前に賣盡すべく、此期日を経過せば再び賣出を行ふを得ず、且つ決議第一項は漏れなく各商店に通告すべし、

因に北京各團體が近日來其組織に係る旅大回收運動團體は三十餘組の多きを下らず、而も對日經濟絶交に對しては皆な甚だ猛烈を極めつゝあり、唯團體多きに過ぎ統一を欠くる嫌あるより、女界聯合會代表歐女史等大に感ずる所ありけん『對日經濟絶交』を標榜する一大團體を組織せんとて狂奔しつゝありと云ふ。

又北京商界消息に據れば京師總商會々長孫學仕、高金釗及び董事鄧子安等、何れも對日經濟絶交の熱心家にして、而も天津上海と行動一致を取らんとて其運動怠らず、且つ六十行商董に對し通告書を發して曰く。

京師總商會は十五日開會、決議したるは即ち上海天津已に劣貨抵制を實行し居れり、北京も即時之を實行せんと欲す、各行會董は宣しく所屬各商店に轉達して、若し劣貨あれば急速賣拂に勉め、此後再び劣貨を取扱はしむる無きを要す云々。

第二節 天津

第一項 概括的状況

天津に於ける排日貨運動の中樞をなせるものは天津總商會と團體代表會にして、前者は當地商工業者を代表し、後者は各種同業組合臨時排日貨運動の爲めに組織せられたる諸團體の總代なり。

然れども右二者は單に排日貨を有効に實施せんが爲めに利用せらるゝ勢力に過ぎずして、眞に排日を主唱し指導し實行するものは宋則久一派の救國聯合會と學生聯合會及日本品を商敵とする支那製造業者、支那品及歐米品取扱業者等よりなる商業團體の三者なり。

救國聯合會は主として米國人出資に依り建設せられたる基督教青年會の會員によつて組織せられ、同會内に事務所を置き、機會ある毎に排日貨運動の急先鋒となり職業約に名利獲得の手段を爲せる悪性常置團體なり常に排日貨運動の核心となる宋則久、王卓忱、劉鐵庵、時子周、孟震侯、馬千里等之に屬せり學生聯合會は南海學校生徒を中心として組織せられたる都下各學校生徒の聯合したる排日團體にして平時亦南海學校に事務所を置く。

最後の商業團體は支那品及歐米品を取扱ふ支那綿糸布商、日本雜貨に對抗する國貨售品所、支那各種製造工業者及日本煙草と競争の地位にある英米トラスト代理店等にして此等の商工業者等は排日貨

運動の勃發する毎に巨大の利益を占め來りたる過去の經驗に徴し機會至れば直ちに之を利用する事を懈らす。従つて彼等の排日貨に蒞むや、學生輩の理想家連と異り、方法極めて巧妙に手段は最も峻然にして効果は常に偉大なり。

右三者の妄動を後援、鼓舞、宣傳するものに新聞紙ありて不斷の油を注ぐ、即ち漢字新聞には排日の急先鋒たる新民意報（宋則久、劉鐵庵、馬千里等民國十年創刊し排日機關紙とせり）米國の機關紙たる益世報、其他大小十幾種の排日新聞あり、英字紙には米國の機關紙たるノース、チャイナ、スタールありて社説に、報道に排日記事を満載しつゝあり。

又學校教授の職にある米人及米國宣教師等は其の關係する學生に對し、主宰する教會に於て極めて露骨に排日の言辭を弄し、五月七日國恥紀念日の示威運動の時の如き米國宣教師は自動車を驅りて其運動を援助し、出所は尙不明なれども米國宣教師の手を通して屢々豊富なる運動費を宋則久、劉鐵庵等新民意報關係者に供給して其運動を援助する等當地排日運動に至大なる關係を有するを見る。

而して今回の排日貨の方法手段に至つては、從來屢々行はれしそれに比し甚だ巧緻に、一層有効に行はれ而も一の國際的問題を惹起せしめず、交渉の口實を與へず、従つて我等日本人はたゞ徒らに彼等の爲すが様を袖手傍觀して日に／＼縮まり行く運命に焦燥せしめられつゝあり、即ち日本人の貨物には手を觸れず、日本租界にては支那人同志と雖事端を起さず、たゞ支那商の手に移りたる日貨に對

してのみ、嚴重なる監視の眼を見張りて受渡の妨害をなし、聴かざるものには罰金を課し、服せざれば店頭に於て賣國奴と罵り、亂暴狼藉を働き或は跪哭團の洗禮を受けしむ。(第七項参照)
斯くの如くして彼等の運動目的は着々として其の効果を收め行きつゝあり。

之等運動者に對する支那官憲の態度は、裏面煽動的、表面傍觀的なり、即ち彼等の運動は愛國の至誠の迸りにして、其の精神は決して抑壓すべき筋のものにあらずとなし、默過するのみならず、時には外交援助の爲に寧ろ獎勵の意味の内訓ありたりとさへ傳へられ、中頃臨城土匪事件起り外交問題を惹起し、排日運動者の鋒先を軍閥攻撃に轉ずるものありし時には、曹錕、吳佩孚の嚴命にて過激の行動に出づるものは嚴罰に處すべしとの内命ありしが之は軍閥攻撃に對する取締が主たる目的たりし爲め排日貨運動彈壓には何等の効果も收めず依然として微温的態度を持續し來り、爲に彼等不逞の徒をして思ふ存分の跳梁路扈をなさしめ今日の形勢を馴致するに至れり。

之に依つて邦人の直接間接に被りし影響は精神上物質上共に絶大なるものあり、即ち精神上に於ては、一般に邦人に對する輕侮の念増長し其れが露骨に表示せられ、昨今の支那街は、我が憲兵の乘馬通行するに對し惡罵を加へ、投石して敵愾心を示し、日本婦人の如きは投石惡罵せらるゝは勿論中には、生きたる蛙を懷ろに秘めて投げつけられしものさへあり、右等は多く文字ある支那第二の國民たる學生輩の行爲にして、數年前迄の恭謙なる態度に比すれば實に天地霄壤の差異あり。

物質上に於ては五月初めより新規商談全く杜絶し、只取引を許可せらるゝものは舊契約品のみとなり、それさへも一々各同業組合を通じて、總商會に届け出で濟のもののみに限られ、之が認可證たる放行單貼附して僅に市中運搬を許さるゝ事となり、止むを得ざる品は夜中或は未明人眼を忍んで裏口より運び出し、商標を貼り換へ又は抹殺して、支那品或は英米品なるかの如き装をなし、恰も贓品を賣り捌くが如き恐怖を感じつゝ、賣買せざるへからざる怪象を現出し、市況は沈滞し、金融は逼迫し市中は恰も火の消ねたるか如き慘狀を呈し、支那街居住者の如きは寧ろ閉店して歸國せんかと寄り／＼協議するものさへ生ずるに至れり。

以上の如くにして目前の物のみに關する取引減の貨物數を商船、郵船兩會社に就て調査し見るに、日本より來る貨物のみにて四月より六月中旬迄の二ヶ月半にて昨年同期に比し一万一千七百三十九噸減、一才の中品價格十圓として見積價格四百六十九万五千六百圓に上り、之に社外船其の他大連、上海、朝鮮、臺灣方面より輸入する貨物の減少額を合算し且つ當地手持品の取引減少高及當地邦人製造業者製品の取引減少高等を概算すれば二箇月半にて優に一千萬圓以上の損害となるべしと評價されつゝあり。

第二項 排日貨運動の經過

天津に於ける今次の排日貨運動は本年二月二十二日奉天公民大會より吳鳳山外五百餘名の聯名にて天津救國聯合會宛（青年會館内）旅順大連回収問題に付貴會と一致の行動を以て中央政府宛速に旅大回収の方針を樹立し中外に聲明し同時に日本政府と交渉を開始する如く電請し度しと照會し來りしに初り、爾後左記の如き經過を以て進行したり。

一、二十一個條問題に對する天津救國聯合會の態度（二月四日）

北京公民大會代表易憲章孔景河の兩名は三月四日來津し天津救國聯合會及在津各團體と連絡し北京政府に二十一個條取消を日本政府と力爭せんことを要請し、一面各團體は大々的示威運動を實行すべく暗に計畫しつゝあり、之か爲救國聯合會は八日東馬路青年會館内に緊急會議を開き北京公民代表來津の顛末及二十一個條問題に對する救國聯合會の態度及計畫等を報告し贊成を求めたるか、天津軍警が本問題に關し屋外集會を絕對に許可せず、且在津各界公民等は目下本問題に對し頗る冷淡なるを理由とし示威運動等の實行不可能若くは尙早を唱る者多く結局具體的方法商議せられずして、散會したり。

二、東三省學生代表排日運動聯絡の爲め來津す（三月十七日）

旅大回収問題に關し東三省各學校の學生代表百餘名來津を期とし三月十七日南海學校主催となり天津各學生團と聯合會議を開催の結果不取敢傳單十萬枚を印刷の上各街に撒布し大に世論を喚起せしむべきことを決議し、翌十八日再び該會を續行し諸種の計畫を爲したり。

三、在上海總商會聯合會より排日運動懇願（三月十六日）

全國總商會聯合會上海本部より全國各團體宛、日本政府か二十一個條取消要求を拒絶したるに對し一致中央政府の主張を援助する如く努力され度旨の電請ありしに對し、天津救國聯合會は十六日新民意報社内に各職員三十二名を召集し之か辦法を商議したり、席上宋則久は本問題に關しては各省團體と共に歩調を合せて政府に電請し極力之か取消を日本政府に力爭せしめ、一方各學生聯合會と提携し排日貨運動を起し以て日本政府を威嚇し我が主張を貫徹すべき事を提案し、來會者何れも贊意を表し學生聯合會との交渉は各幹部に一任し政府宛電請文起草委員は劉鐵庵時子周の二名を推舉し散會したり。

該電請は翌十七日天津救國會の名義を以て發せられたり。

四、救國聯合會三月二十六日の示威運動決議（三月十九日）

天津救國聯合會幹部宋則久、劉鐵庵、孟震候、時子周、王伯忱等三十餘名及天津學生聯合會代表李燕豪、馮德奎、方希元、外約十餘名は十九日午後二時より東馬路なる福音堂内に集合し、二十一個條取消問題に關し積極的の辦法を商議したるか、結局三月二十六日午後一時を期し第一回の示威運動を實行すべく當日各團體は南開地方若くは北馬路附近に集合し夫れより示威行列を實行して多數

の傳單を撒布の上大いに國民の反省を促す可く決議し、夫々を業務を担任の 上午後四時散會せり。

五、運動實行期に入る (三月二十日)

三月二十日天津學生聯合會の學生約四十名は東馬路なる青年會館に集合し、四班に分れ傳單を撒布しつゝ市中遊行をなし主要なる街頭にては二十一箇條取消問題に關する大道演説をなしたり。

六、之を煽動するに米宣教師あり (三月二十日)

駐津基督教宣教師米人白某外十餘名は三月二十日東馬路福音堂に基督教信者たる宋則久、李索安、王伯忱等排日團首領二十餘名を招集して茶話會を開き、席上白牧師は説教を爲したる後今回の旅大回收問題に關し各團體が一致大々的の示威運動を實行して國民の自覺を促すは焦眉の急たり、依て此際在津各教徒にて天津基督教救國十人團聯合會なるものを組織して各團體運動の援助を爲すべき事を慫慂したるに、何れも大に贊意を表し散會したるか、宋則久等は直に之か組織に着手したり。

七、排日運動小學生女學生に及ぶ (三月二十一日)

三月二十一日午後一時より河東李公樓崇貞高等小學校及同女學校學生約百餘名は各自旅大回收に關する諸種の文句を書きたる小旗を携行し河東各街を練り歩き午後三時歸校したるか、爾後は該校々長張曉齋及各教員等一致して毎日放科後市内は勿論天津附近の各村落に至る迄示威行列を爲し、演説を試みて國民の覺醒を促すべく決定したり。

八、天津救國聯合會の通牒 (三月二十一日)

二十一日天津救國聯合會は在津各團體に對し二十二日午後四時迄に全部天津城趾鼓樓の南側なる廣東會館に集合し夫れより示威行列を實行、旅順大連回收に關する傳單を撒布するに就き均しく出席せられん事を請ふ旨通牒を發せり。

九、天津總商會の行動 (三月二十三日)

旅大回收問題に關係し各地總商會より頻に各方面に通電を發しつゝあるに拘はらず天津總商會は未だ何等の意志表示をなさざるは不都合なりとて在津各團體より批難されつゝありしが三月二十三日午後二時總商會は愈々各團體と一致行動を執る可き事を聲明し同會の名義を以て支那街各商店に對して取消二十一條回收旅順大連の白旗を各門戸に掲揚す可き事を通知し其の旗幟を鮮明にしたり。

十、露支條約に基く旅大租借期限満了の日の示威運動 (三月二十六日)

イ、準備

天津、各界は宋則久等の煽動の下に露支條約に基く旅大租借期限満了の日即ち三月二十六日を以て市民大會の開催すべきを決議(三月二十二日)して以來各團體、教會、學校等は白旗を準備し、毎日遊行演説し、通電を發し、傳單を撒布し或は各商家を戸別訪問して當日の市民大會に出席すべく勧誘する等あらゆる手段を講じつゝありしが初めは一般に氣乗り薄く教育廳の勸告に基き警

察廳も之を抑止すべき氣勢を示せるも時恰も各學校の試験前後にして不良學生等か此の運動を名として試験を休み以て及第の口實に供せんとしたるご此の運動の結果國貨賣行良況となるへしごの宣傳幾分の奏效を見之に参加せざる者は賣國奴扱を受くべしごの脅威ありし等の爲に豫想外の景氣を示すに至れり此の間排日米人等の活躍見るべきものあり米國の機關紙「ノース、チャイナ、スター」の如きは全紙を擧げて煽動に努めたり。

ロ、當日の光景

當日に至りて南開學校學生數名は早朝より自動車に乗りて支那街各方面に傳單を撒布し大會に出席すべきを宣傳したるが午後より各學校、天津救國聯合會、基督救國十人團、各公民勞働團體、學生聯合會、總商會員等約五千六百名南開學校体操場に集合したり會場には市民大會と書せる大旗を翻し場の中央及四圍に演壇を設け、宋則久主席となり先づ開會の趣旨を報告し午後三時より各團體は同所より支那街各方面に示威行列を實施すべきを宣して滿場の賛成を得繼て團體代表者等五十餘名の演説ありたる後各自に「取消二十一條」「回收旅順、大連等と記せる小旗を手にして出場此の時群集は約五萬に達し行く行く傳單を撒布しつゝ市中を一巡し午後五時支那街北門附近に於て解散したり次て各團體代表約三十餘名は廣東會館内に緊急會議を開き來る四月一日再び市民大會を開くべきことを決議せり尙本日の大會に於ては。

(一)二十一條取消。

(二)旅大回收。

(三)日貨排斥。

等の決議を爲せり。

該運動の際散布したる傳單の主なるもの左の如し。

『我國生死存亡の關頭到る。』

同胞速起し一致力爭せよ

我等中國の旅順大連灣は本と二十五箇年を期して日本に用借を許せるものなり本月二十六日(即ち陰曆二月十日)は二十五年滿期の日なり然るに日本は竟に霸佔して還さず且未だ我國會の通過を経ず人民決して承認せざる二十一箇條を實行せんと欲す噫親愛なる同胞よ若し果して彼の二十一箇條の實行を彼等に任せんか我等は全く亡國奴たらんのみ」

次に『請看よ我等の致命的二十一條』と題して條文を掲げ居れるを見るに本條約の存在に依りて支那は主權の侵害を受け遂には亡國の憂目を見るに至るべきを一般人民に容易に了解せしめ其の敵愾心を煽らんか爲故らに文句を改刪し若くは既に日本の讓歩に依り存在を認めざる殘骸條項を其の儘に羅列せり其の最なるもの一、二を擧ぐれば「中國政府は山東省内及沿海一帶の土地及島

嶼は日本一國にのみ租讓すへし」日本國臣民は南滿洲及東部内蒙古の租借權或は所有權を得へし等の如し尙日本の出資經營になる天津同文書院學生も同書院全體學生の名を以て一の傳單を配布したり其の内容は「日本が中國を強迫して旅大租借期限を延期せしめたるは中國を欺くものなり同胞は速に起ちて之を取消さ、れば日本は又如何なる野心を起すや知るべからず」と云ふにあり

十一、排日貨運動初まる〔其一〕 (三月二十六日)

三月二十六日示威運動舉行後宋則久、劉鐵菴、王卓忱、等三十餘名は東興大街新民意報社内に茶話會を開き滿場一致左の各項を議決せり。

イ、市民大會の狀況を速に黎總統、張國務總理及國務院、外交部等に報告する事。

ロ、再度中央政府をして日本政府に向け強硬なる交渉を開始せしむる事。

ハ、第二項の援助方法として徹底的に日貨排斥を斷行する事。

十二、排日貨運動初まる〔其二〕 (三月二十七日)

二十七日天津各團體代表會開會二十一箇條の無効に就き幾多の意見發表せられたる後左の諸項を議決せり。

イ、駐支各國公使に打電し各本國政府が日支交渉に對し公道の主張を爲さんことを請ふこと。

ロ、各地商會に向て日貨排斥方法を徵求し又代表を出席せしめて意見の發表を請ふこと。

ハ、各新聞社及廣告社に日本人の廣告を拒絶すべく請ふこと。

ニ、外交部に留日學生保護の件に關し日本政府との交渉を請ふこと。

ホ、講演會を繼續組織すること。

ヘ、講演者は各鄉鎮より各縣に及び日貨排斥の必要を説明すること。

ト、各商家停車場に於ける廣告板に二十一個條否認旅大回收日貨排斥等の文字を貼附すること。

チ、多數の傳單を劇場、旅館、茶館、料理店等に散布すること。

リ、國會及全國に打電して外交を一致力争すべく請ふこと。

ヌ、五七國恥紀念會を準備すること。

ル、毎日午後四時各界代表會を開くこと。

以上の各項は日を追ふて着々實行せられたり

十三、排日貨運動初まる〔其三〕 (三月二十九日)

二十九日各團體約百五十名南門外廣東會館に集會し滿場一致を以て左の如く決議せり。

イ、日貨排日宣傳の爲各團體及學生團より雄辯者を選抜し之を十團體に篇成し爾後毎日天津各市街を遊行して排日貨宣傳演説を爲すこと。

ロ、天津各團體の名を以て在京各國公使(日使を除く)に其の苦衷を訴へて援助を求め以て本問題の